

4 地震災害応急対策計画

役割分担表	自然 4-0-3
第1章 基本方針	自然 4-1-7
第2章 災害応急活動体制の確立	自然 4-2-9
第3章 災害応急活動の展開	自然 4-3-51
第4章 その他の災害の応急対策の推進	自然 4-4-166

<役割分担表>

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第1節 組織の設置	第2節 職員の動員・ 配備	第3節 情報の収集・ 伝達	第4節 防災関係機関 等への応援要請	第5節 適用 災害救助法の	第3章 展開 災害応急活動の	第1節 水防活動の実施
ペー ジ		自然 4-1-7	自然 4-2-9	自然 4-2-9	自然 4-2-19	自然 4-2-22	自然 4-2-41	自然 4-2-48	自然 4-3-51	自然 4-3-51
本部事務局	資 料 作 成 班									
	情 報 分 析 班					○				○
	情 報 発 信 班					○	○	○		○
	広 報 班									
	電 話 応 対 班									
	救 助 消 火 捜 索 班									○
ロジチーム	人 事 総 務 班									
	財 務 ・ 庁 舎 班							○		
人命救助・輸送 確保チーム		輸送ルート確保班								
避難者対 策チーム	健康福祉 グループ	救 護 対 策 班								
		福 祉 対 策 班								
		保 健 対 策 班								
		ボ ラ ン テ ィ ア 班								
	避 難 所 配 備 職 員									
	物資 グループ	食 料 ・ 飲 料 班								
		設 備 ・ 用 品 班								
		給 水 班								
環境・生活支援 チーム	ト イ レ 班									
	廃 棄 物 処 理 班									
	遺 体 班									
	被 害 認 定 班									
	生 活 支 援 班									
生活基盤・住宅 チーム	下 水 班									
	二 次 災 害 防 止 班									○
	住 ま い 対 策 班									
教 育 班										
子 育 て 班										
特 命 班										
関係機関	淡路広域消防事務組合									○
	上 記 以 外									

		第2節 消火活動の実施	第3節 人命救出活動 の実施	第4節 医療・助産対 策の実施	第5節 交通・輸送対 策の実施	第6節 避難対策の実施	第7節 住宅対策計画	第8節 食料の供給	第9節 飲料水の供給	第10節 生活用品等 の供給
ペー ジ		自然 4-3-58	自然 4-3-62	自然 4-3-64	自然 4-3-70	自然 4-3-79	自然 4-3-88	自然 4-3-94	自然 4-3-99	自然 4-3-103
本部事務局	資 料 作 成 班									
	情 報 分 析 班					○				
	情 報 発 信 班					○				
	広 報 班									
	電 話 応 対 班									
	救 助 消 火 捜 索 班	○	○			○				
ロジチーム	人 事 総 務 班									
	財 務 ・ 庁 舎 班									
人命救助・輸送 確保チーム		輸送ルート確保班			○					
避難者対 策チーム	健康福祉 グループ	救 護 対 策 班		○		○				
		福 祉 対 策 班				○				
		保 健 対 策 班				○				
		ボ ラ ン テ ィ ア 班				○				
	避 難 所 配 備 職 員					○				
	物資 グループ	食 料 ・ 飲 料 班				○		○		
		設 備 ・ 用 品 班				○				○
		給 水 班				○			○	
環境・生活支援 チーム	ト イ レ 班									
	廃 棄 物 処 理 班									
	遺 体 班									
	被 害 認 定 班									
	生 活 支 援 班									
生活基盤・住宅 チーム	下 水 班									
	二 次 災 害 防 止 班						○			
	住 ま い 対 策 班						○			
教 育 班										
子 育 て 班										
特 命 班										
関係機関	淡路広域消防事務組合		○	○						
	南 あ わ じ 警 察 署				○					
	上 記 以 外			○				○		

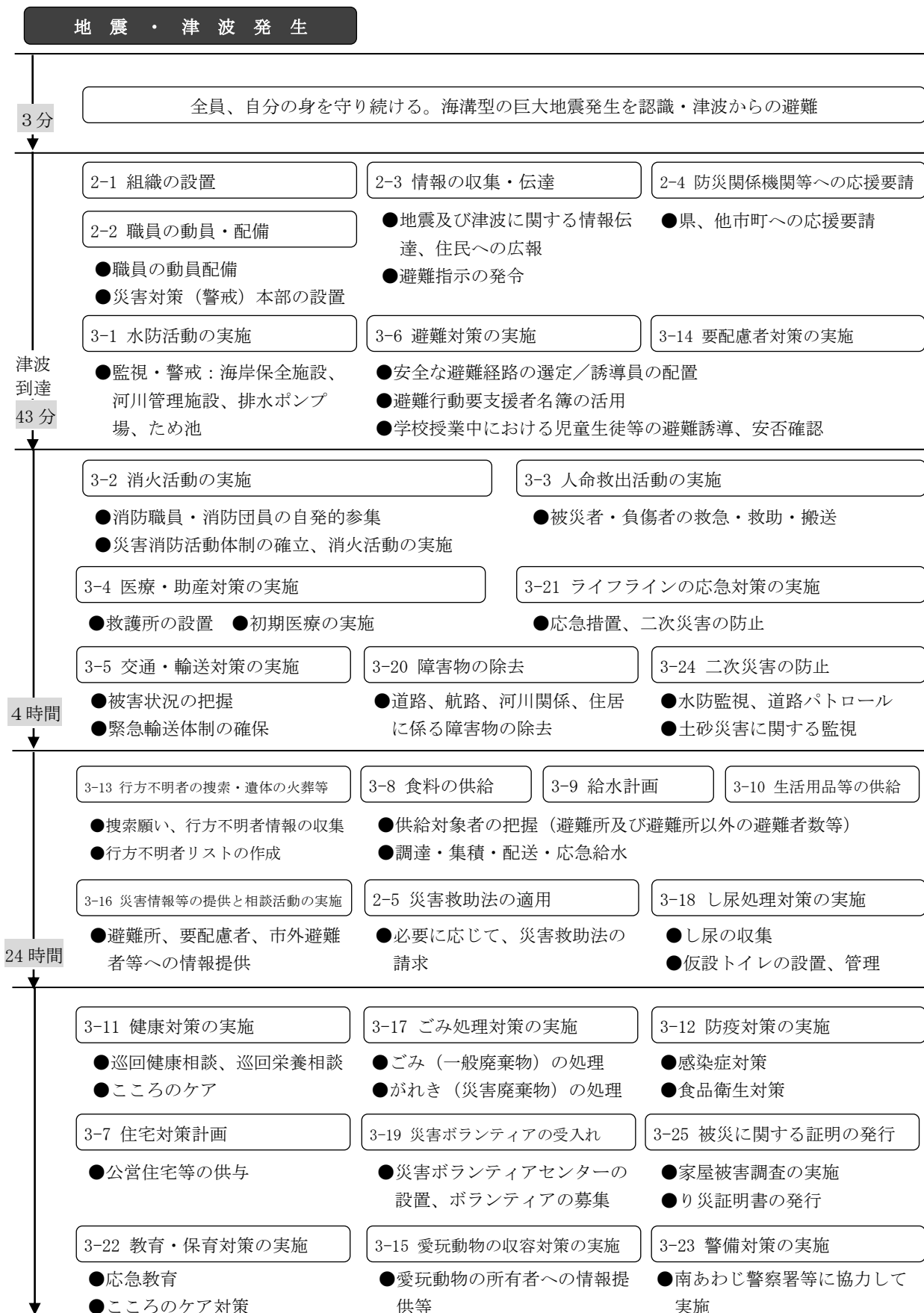
		第11節 健康対策の実施	第12節 防疫対策の実施	第13節 行方不明者の 捜索・遺体の火 葬等	第14節 要配慮者対策の 実施	第15節 愛玩動物の収 容対策の実施	第16節 災害情報等の 提供と相談活動 の実施	第17節 ごみ処理対策 の実施	第18節 し尿処理対策 の実施	第19節 災害ボラン ティアの受入れ
ペー ジ		自然 4-3-108	自然 4-3-111	自然 4-3-115	自然 4-3-119	自然 4-3-122	自然 4-3-124	自然 4-3-128	自然 4-3-130	自然 4-3-132
本部事務局	資 料 作 成 班									
	情 報 分 析 班						○			
	情 報 発 信 班						○			
	広 報 班						○			
	電 話 応 対 班									
	救 助 消 火 捜 索 班			○						
ロジチーム	人 事 総 務 班									
	財 務 ・ 庁 舎 班									
人命救助・輸送 確保チーム		輸送ルート確保班								
避難者対 策チーム	健康福祉 グループ	救 護 対 策 班	○							
		福 祉 対 策 班			○					
		保 健 対 策 班	○							
		ボ ラ ン テ ィ ア 班								○
	避 難 所 配 備 職 員									
	物資 グループ	食 料 ・ 飲 料 班								
		設 備 ・ 用 品 班				○				
		給 水 班								
環境・生活支援 チーム	ト イ レ 班								○	
	廃 棄 物 処 理 班							○		
	遺 体 班			○						
	被 害 認 定 班									
	生 活 支 援 班									
生活基盤・住宅 チーム	下 水 班									
	二 次 災 害 防 止 班									
	住 ま い 対 策 班									
教 育 班										
子 育 て 班										
特 命 班										
関係機関	社 会 福 祉 協 議 会									○
	兵 庫 県		○	○						
	上 記 以 外			○						

		第20節 障害物の除去	第21節 ライフラインの 応急対策の実施	第22節 教育・保育対 策の実施	第23節 警備対策の実施	第24節 二次災害の防止	第25節 被災に関する 証明の発行	第4章 その他の災害の 応急対策の推進	第1節 大規模火災の 応急対策の推進	第2節 危険物施設等の 応急対策の推進	第3節 突発重大事案 の応急対策の推進
ペー ジ		自然 4-3-136	自然 4-3-140	自然 4-3-150	自然 4-3-156	自然 4-3-158	自然 4-3-163	自然 4-4-166	自然 4-4-166	自然 4-4-167	自然 4-4-168
本部事務局	資 料 作 成 班								○	○	○
	情 報 分 析 班				○				○	○	○
	情 報 発 信 班				○				○	○	○
	広 報 班								○	○	○
	電 話 応 対 班								○	○	○
	救助消火捜索班										
ロジチーム	人 事 総 務 班										
	財 務 ・ 庁 舎 班										
人命救助・輸送 確保チーム		輸送ルート確保班	○								
避難者対 策チーム	健康福祉 グループ	救 護 対 策 班									
		福 祉 対 策 班									
		保 健 対 策 班									
		ボ ラ ン テ ィ ア 班									
	避 難 所 配 備 職 員										
	物資 グループ	食 料 ・ 飲 料 班									
		設 備 ・ 用 品 班									
		給 水 班									
環境・生活支援 チーム	ト イ レ 班										
	廃 棄 物 処 理 班										
	遺 体 班										
	被 害 認 定 班						○				
	生 活 支 援 班										
生活基盤・住宅 チーム	下 水 班		○								
	二 次 災 害 防 止 班		○			○					
	住 ま い 対 策 班										
教 育 班				○							
子 育 て 班				○							
特 命 班											
関係機関	関 西 電 力 (株) 関 西 電 力 送 配 電 (株)		○								
	南 あ わ じ 警 察 署				○						
	上 記 以 外		○		○				○	○	○

第1章 基本方針

- (1) 災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を確立する。
- (2) 災害応急対策を円滑に展開する。特に次の事項に重点を置く。
 - ① 住民への迅速かつ的確な情報提供・相談
 - ② 地震災害の拡大を防ぎ、危険を除去するための消火・水防活動
 - ③ 人命救助活動と負傷者等に対する救急医療
 - ④ 避難対策、食料・飲料水・緊急物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健・衛生対策、生活救護対策及び被災者に対する救援・救護活動
 - ⑤ ボランティア及び外部からの支援の受入れ
 - ⑥ 円滑な救助・救急活動、消防・水防活動、食料・飲料水・緊急物資の供給のための緊急輸送の確保
 - ⑦ ライフライン、交通施設等の応急復旧
 - ⑧ 児童・生徒の安全確保と教育・保育機能の早期回復
 - ⑨ 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策

【災害応急対策の主な流れ（津波を伴う南海トラフ地震の場合）】



第2章 災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

第1 災害警戒本部の組織と運営

1 設置基準

市長は、次の場合に災害警戒本部を市役所本館に設置する。

【災害警戒本部の設置基準】

組 織	設 置 基 準
災害警戒本部	(1) 市内で「震度4」の地震を観測したとき（自動設置） (2) 「淡路島南部」に津波注意報が発表されたとき（自動設置） (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (4) その他本部長が必要と認めたとき

2 構成

次に掲げる構成員は、招集された時は、速やかに参集し、所掌業務を行う。なお、本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じて関係職員を配備することができる。

【災害警戒本部の構成】

本部長	副本部長	本 部 員（計15名）	
市 長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長（総合調整担当） 市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） 産業建設部長（農林・農地・総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当）	産業建設部付部長（建設・下水道・建築技術担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当） 市民福祉部副部長（環境施設整備推進担当） 市民福祉部副部長（新型コロナワクチン接種・健康担当） 会計管理者 教育次長補

※ 職務権限の代行

市長の不在等による非常の際は、市長権限委譲順位を次のとおりとする。

① 副市長 ② 総務企画部長

3 所掌事務

本部員は、次の事項を所掌するとともに、適宜、本部長に報告を行う。

- (1) 被害情報の収集・分析及びとりまとめ
- (2) 県及び防災関係機関への警戒対策上の連絡
- (3) 初期応急対策並びに配備態勢の検討
- (4) 災害対策本部設置の事前準備
- (5) その他、本部長が必要と認める業務

4 廃止

本部長は、災害対策本部が設置されたとき、又は災害発生のおそれが無くなった時には、災害警戒本部を廃止する。

第2 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部の設置基準】

組 織	設 置 基 準
災害対策本部	(1) 市内で「震度5弱」以上の地震を観測したとき（自動設置） (2) 「淡路島南部」に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき（自動設置） (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき (4) その他、本部長が必要と認めたとき ・ 市内に災害の発生が予想され、その対策を要するとき ・ 住民の生命、身体、財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ・ 震度5弱に満たない地震であっても、被害の発生状況により市長が必要と認めるとき

なお、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（市外における応援活動を含む。）を行うため、特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

(2) 廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

(3) 設置場所

災害対策本部は、市役所本館に設置する。ただし、災害により市役所に支障が生じた場合は第1別館や第2別館などの他の施設に設置する。また、災害対策本部を設置したときは、「南あわじ市災害対策本部」の標示板を掲げる。

(4) 職務権限の代行

市長の不在等による非常の際は、市長権限委譲順位を次のとおりとする。

- ① 副市長 ② 総務企画部長

2 組織

(1) 組織体制及び事務分掌

組織体制及び事務分掌等については、次のとおりとする。

(2) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

【災害対策本部会議の構成】

本部長	副本部長	本部員（計20名）	
市長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長（総合調整担当） 市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） 産業建設部長（農林・農地・総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当） 産業建設部付部長（建設・下水道・建築技術担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当）	市民福祉部副部長（環境施設整備推進担当） 市民福祉部副部長（新型コロナウイルス感染症・健康担当） 会計管理者 教育次長補 消防団長 消防団選任副団長（2名） 淡路広域消防事務組合南淡分署長 淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長

① 本部会議事務分掌

以下の事項を協議決定する。

ア 災害応急対策の総合調整に関すること

- 各部局間の応急対策業務に係る調整
- 防災関係機関及び応援部隊等との調整

イ 県災害対策本部との協議に関すること

ウ 職員の動員・配備態勢に関すること

エ 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定に関すること

オ 関係機関への応援要請に関すること

- 自衛隊に対する災害派遣要請
- 行政機関に対する応援要請
- 防災関係機関に対する応援要請

カ 災害救助法の適用申請に関すること

キ 激甚災害の指定の要請に関すること

ク 応急対策に要する予算及び資金に関すること

ケ その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

(3) 部の設置

災害対策を行うために災害対策本部に「第1編 総則 第1節 計画の目的 第4 班編成」のとおり部を設置する。なお、名称には「班」を使用する。

(4) 本部連絡員

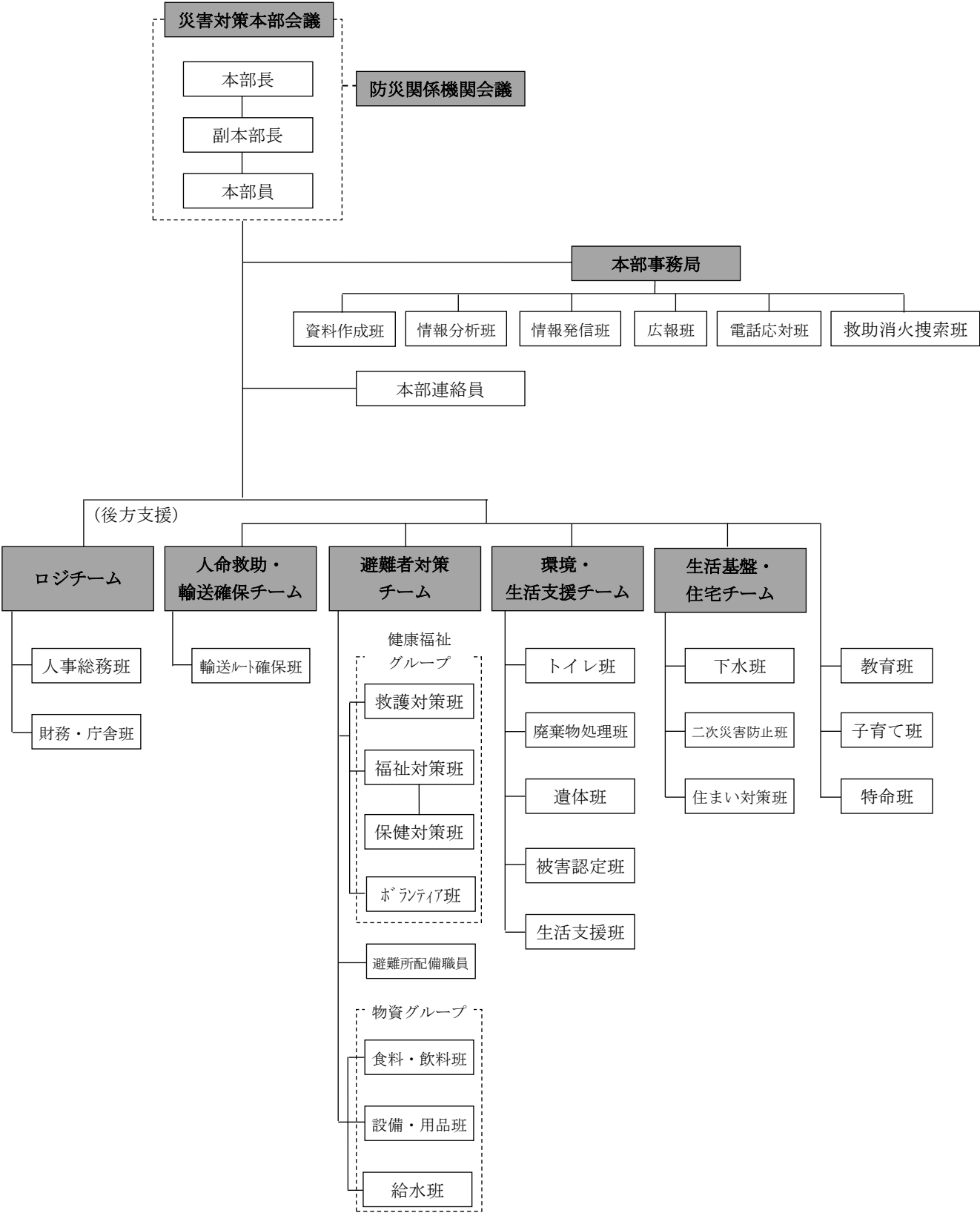
所管課の多い本部員を支援する目的で本部連絡員を置く。本部連絡員は、本部会議の内容を所管課に伝達、部内の情報のとりまとめや報告することを主な業務とする。

(5) チームリーダー

チーム内で調整の必要が生じた場合の調整役として、次のチーム等にリーダーを置く。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ① 本部事務局 | 危機管理部長 |
| ② ロジチーム | 総務企画部長 |
| ③ 避難者対策チーム | |
| ・健康福祉グループ | 市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） |
| ・物資グループ | 産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当） |
| ④ 環境・生活支援チーム | 市民福祉部長（総合調整担当） |
| ⑤ 生活基盤・住宅チーム | 産業建設部長（建設・下水道・建築技術担当） |
| ⑥ 人命救助・輸送確保チーム | 産業建設部長（建設・下水道・建築技術担当） |

【南あわじ市災害対策本部組織図】



【市災害対策本部における事務分掌】

チーム等	班等	事 務 分 掌
本部事務局	本部事務局	災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び廃止に関すること
		災害対策活動に係る配備体制及び動員に関すること
		職員の動員・配備に関すること
		災害情報の収集、報告に関すること
		兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部との連絡調整に関すること
		国、県等関係機関との連絡調整に関すること
		水防関係機関との連絡調整に関すること
		水防資機材の確保、配置に関すること
	資料作成班	情報整理、資料作成、記録に関すること
		災害応急対策のとりまとめ及び調整に関すること
	情報分析班	本部会議の運営に関すること
		人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
		気象及び地震等の情報収集並びに分析に関すること
		電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関すること
		緊急輸送道路等の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関すること
		公共交通機関の被害状況に関すること
		高齢者等避難及び避難指示の発令に関すること
	情報発信班	気象及び地震等の情報の伝達に関すること
		高齢者等避難及び避難指の伝達に関すること
		防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関すること
		防災ネットによる情報提供に関すること
	広報班	報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		市長記者会見に関すること
		住民に対する災害広報及び広聴に関すること
		通信設備、ネットワーク、CATV 設備の点検・確保及び復旧に関すること
		CATV による情報提供及び連絡調整に関すること
		市ホームページにおける災害情報等の掲示に関すること
		被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関すること
	電話対応班	電話等による被害通報の受付及び整理に関すること
		災害に係る問合せ、相談、要望等の対応に関すること
	救助消火搜索班	被災者の搜索、救出、保護等災害救助に関すること
		ヘリコプターに関すること
		淡路広域消防事務組合との連絡調整に関すること
		避難誘導の応援に関すること
		外部救助機関との調整に関すること
本部連絡員	本部連絡員	本部員の支援に関すること
ロジチーム	人事総務班	各班における職員の従事状況のとりまとめに関すること
		各班の配置調整及び各班に対する事務の緊急割当に関すること
		配備職員の食料の調達に関すること
		他自治体への応援要請及び応援職員の受入れに関すること
		海外からの応援協力等に関すること
		災害視察者その他見舞者の応接に関すること

チーム等	班等	事務分掌
ロジチーム	財務・庁舎班	災害に関する予算及び決算に関すること
		非常用発電機の燃料等の調達に関すること
		公用車両等の管理及び配車に関すること
		災害用臨時増設電話の確保に関すること
		義援金の受入れ・配分に関すること
		市役所に係る応急措置の実施（代替施設の確保も含む。）に関すること
		災害救助法（昭和22年法律第118号）の費用の請求に関すること
人命救助・輸送 確保チーム	輸送ルート確保班	道路の障害物の除去に関すること
		緊急輸送道路に関すること
		交通規制に関すること
		輸送ルート確保のための道路、橋梁の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		輸送ルート確保のための港湾、漁港の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		浸水地の排水に関すること
		南あわじ市建設業安全・安心協力会との連絡調整に関すること
		TEC－FORCE との連絡調整に関すること
		海上輸送ルートの確保に関すること
避難者対策チーム	救護対策班	洲本健康福祉事務所、医師会、DMAT、DPAT 等医療関係機関との連絡及び調整に関すること
		救護所の開設に関すること
		「救護班」の編成に関すること
		傷病者搬送に係る連絡及び調整に関すること
		救急医薬品等の調達に関すること
		食品衛生及び食中毒の予防に関すること
		感染症の予防に関すること
		入浴施設及び公衆浴場のあつ旋調整に関すること
		被災地の衛生状態調査に関すること
		被災地の環境衛生指導に関すること
		ねずみ、蚊、はえ等及び昆虫等の駆除作業に関すること
	保健対策班	健康対策及びこころのケア対策に関すること
		巡回栄養相談に関すること
		外部保健師等の指揮に関すること
	福祉対策班	被災者情報の整理、福祉に係る相談及び情報提供に関すること
		社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること
		要配慮者対策に関すること
		福祉避難所等との連絡調整や福祉用品の手配に関すること
避難者対策チーム	ボランティア班	災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること
	避難所配備職員	避難所開設・運営
	食料・飲料班	食料及び飲料水の調達、受入れ及び支給に関すること
		食料及び飲料水の支給に関する実施状況の調査に関すること
		物資集積・配送拠点の運営に関すること
	設備・用品班	生活用品の調達及び確保に関すること
		物資等の調達、受入れ及び支給に関すること（食料及び飲料を除く）
		物資の支給に関する実施状況の調査に関すること
		愛玩動物に関すること
		物資集積・配送拠点の運営に関すること

チーム等	班等	事務分掌
	給水班	応急給水に関すること
		給水のための資機材調達に関すること
		水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		水源地、浄水場等の警戒及び応急措置に関すること
環境・生活支援 チーム	トイレ班	し尿処理に関すること
		応急仮設トイレに関すること（バキューム車の手配等を含む）
	廃棄物処理班	廃棄物及びがれきの処理に関すること
		処理施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		一般廃棄物の処理に関すること
	遺体班	遺体収容場所の確保及び棺、ドライアイス等の手配
		遺体の収容及び処置に関すること
		埋火葬等に関すること
	被害認定班	住家被害認定に関すること
		り災証明に関すること（火災によるもの及び農林水産関係を除く。）
	生活支援班	災害見舞金、災害弔慰金の支給等に関する法律、被災者生活再建支援法等の支給に関すること
生活基盤・住宅 チーム	下水班	下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	二次災害防止班	ため池等危険箇所の警戒、被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		危険箇所の警戒及び応急措置に関すること
		河川等の警戒に関すること
		河川及び水路の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		土砂災害（特別）警戒区域、砂防指定地、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	住まい対策班	被害家屋等の応急危険度判定に関すること
		被災宅地危険度判定に関すること
		被災住宅等の応急対策に関すること
		応急仮設住宅に関すること
		被災住宅の応急修理に関すること
		各種公営住宅や民間賃貸住宅のあつ旋等住宅の確保に関すること
	教育班	児童及び生徒の安全確保に関すること
		児童、生徒及び教職員等の被害調査に関すること
		学校教育の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）
		応急教育・学用品の供与に関すること（心身のケアを含む。）
		教育施設及び文化財等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関すること
		文化財に関すること
		PTA 等教育関係団体への協力要請に関すること

チーム等	班等	事 務 分 掌
	子育て班	園児の安全確保に関すること
		園児及び職員等の被害調査に関すること
		保育所等の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）
		応急保育・応急教育に関すること（災害時の給食、心身のケアを含む。）
		保育所等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	特命班	本部員等の特命事項に関すること（庁内応援、災害復興計画、高速料金免除の手続きなど）

※ 救護対策班、保健対策班、福祉対策班は、「淡路圏域災害時保健活動ガイドライン」の編成による。

(6) 防災関係機関会議

① 設置

災害対策本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な防災活動の実施を図るために必要に応じ設置する。

② 構成

・ 自衛隊 ・ 海上保安庁 ・ 警察 ・ 兵庫県	・ ライフライン関係機関 ・ 医療機関 ・ 南あわじ市社会福祉協議会 ・ その他必要な機関
---	--

③ 所掌事務

・ 各機関の所管の被害状況、応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報等のとりまとめに関すること ・ 本部会議及び各防災関係機関からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること
--

第3 災害時現地指揮所等の設置

被災状況の把握や応急対応のため、必要に応じて、災害時現地指揮所及び災害時現地情報伝達所を設置する。また、場合によっては、市民交流センターを地域の防災拠点として活用する。

1 所掌事務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 管内の応急対策に関すること② 災害対策本部との連絡・調整に関すること③ 各種情報の収集に関すること④ その他管内の住民対応に関すること |
|--|

2 設置場所

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 福良地区災害時現地指揮所 | 福良小学校校舎3階 |
| (2) 阿万地区災害時現地情報伝達所 | 阿万小学校校舎3階 |
| (3) 沼島地区災害時現地情報伝達所 | 沼島小学校校舎3階 |

第4 災害対策本部会議等の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部等が設置されたときは、次の措置を講じる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ホワイトボード等の設置② 住宅地図等その他地図類の確保③ カメラ等記録機器の確保④ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）⑤ 自治会、自主防災組織等の代表者名簿その他名簿類の確保⑥ 被害状況連絡票その他の書式類の確保⑦ その他必要資機材の確保 |
|--|

※ 資料編 「1-3 南あわじ市災害対策本部条例」

第2節 職員の動員・配備

災害が発生した場合の動員・配備について定める。

第1 職員の動員・配備

1 配備指令の発令及び伝達

- (1) 本部長は、震度速報、津波警報又は大津波警報等、気象警報等及び被害情報に基づき、配備指令を発令する。
- (2) 指令の伝達は、防災ネットを基本とする。
- (3) 各部局の責任者は、指令の伝達を受けたときは、所属職員に対し、迅速かつ正確に伝達する。
- (4) 配備体制は、次のいずれかの体制をとる。具体的な配備人員等については、各班で予め別に定めることとし、災害の状況等を勘案し、各災害対策本部員が決定する。

【配備指令の種類・発令基準及び配備内容】

種 類	発 令 基 準	配 備 内 容
警戒態勢配備	・市内で震度4を観測した場合（自動参集） ・「淡路島南部」に津波注意報が発表された場合（自動参集） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・その他状況により、本部長が必要と認めた場合	警戒本部構成員、防災担当職員他、少数の人員を配置し、主として情報収集及び警戒にあたる態勢
第1号配備	・市内で震度5弱を観測した場合（自動参集） ・その他本部長が必要と認めた場合	少数の人員を配置し、主として情報連絡及び警戒にあたる態勢
第2号配備	・市内で震度5強を観測した場合（自動参集） ・「淡路島南部」に津波警報が発表された場合（自動参集） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ・その他本部長が必要と認めた場合	職員の概ね半数以上の人員を配置して、防災活動にあたる態勢
第3号配備	・市内で震度6弱以上を観測した場合（自動参集） ・「淡路島南部」に大津波警報が発表された場合（自動参集） ・その他本部長が必要と認めた場合	全職員を配置して、防災活動にあたる態勢

※ 資料編 「1－5 南あわじ市災害対策本部職員配備表」

2 自動参集

- (1) 本部員及び職員は、前述の配備指令の種類・発令基準及び配備内容に従い自動参集する。
- (2) 避難所配備職員は、市域に震度5弱以上の震度を観測した場合は、定められた拠点避難所に自動参集し、避難所を開設する。

第2 参集の方法及び配備状況の報告

1 参集場所

- (1) 職員の参集場所は、原則として、各職員が所属する部署に参集する。
- (2) 避難所配備職員は避難所開設の指示があれば、直ちに避難所に参集する。ただし、避難所開設の指示がない場合は、市役所に参集する。
- (3) 交通の途絶等により自所属に参集できない職員は、最寄りの市機関又は避難所に参集の上、当該機関の長等の指示に従う。その場合、各自の所属長に参集した場所を連絡する。自所属以外に参集した職員は、自所属に参集できる状況となった場合、参集した場所における応急対策業務の状況をみながら、自所属に復帰する。

2 配備状況の報告

- (1) 職員は参集した後、直ちに所属長へ参集の報告を行う。
- (2) 各所属長は、参集状況を災害対策本部へ報告する。
- (3) 災害対策本部は、各部局の参集状況を取りまとめる。

3 参集の方法

- (1) 勤務時間外
地震時は、震度や津波注意報等に応じて自動参集する。
- (2) 勤務時間内（勤務場所待機の場合）
 - ① 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
 - ② 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。
 - ③ 不急の行事、会議、出張等は中止する。

※ 資料編 「1－5 南あわじ市災害対策本部職員配備表」
「1－6 全体参集記録票」

第3 応援職員の要請・動員

1 各部局への応援要請

- (1) 各班は、職員が不足し、他部局の職員等の応援を必要とするときは、人事総務班に要請する。
- (2) 人事総務班は、上記の要請があった場合は、関係部局と協議のうえ、職員を派遣する。

2 応援要請

災害対策本部は、上記の要請に対し、市職員をもって動員が不足する場合は、近隣市町への応援を要請する。

第4 動員の留意事項

1 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員対象から除外する。これらに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集する。

- (1) 職員自身が、地震発生時に療養中又は災害による傷病の程度が重傷である場合
- (2) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合
- (3) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (4) 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (5) 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が介護、保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- (6) その他やむを得ない事由がある場合

2 参集時の留意事項

(1) 地震情報等の収集

職員は、地震が発生したときは、ラジオ・テレビ等により、災害の状況、地震関連情報等を収集し、必要な配備態勢をとる。

(2) 服装及び携行品

参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食料、携帯ラジオ及び懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。特に食料3日間分を持参する。

(3) 参集途上の措置

職員は、可能な限り参集途上の被害状況等を把握する。

(4) 被害状況等の報告

職員は、参集途上に収集した被害状況等を参集場所の責任者に報告し、責任者は、本部事務局に報告する。

3 情報の収集・整理

災害対策本部は、以下の点を念頭におき、情報を収集・整理する。

- (1) 市内の被害の全容（全域なのか、局地的なのか）
- (2) 被害が集中している地域（特に火災や建物倒壊の多い地域）
- (3) どの様な被害が発生しているか（死者、負傷者、火災、建物倒壊）
- (4) 情報空白区域（甚大な災害発生のおそれが見込まれる。）

第3節 情報の収集・伝達

【情報分析班、情報発信班、各部】

第1 災害通信計画

情報発信班は、災害時における通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、それぞれの通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常時の通信連絡の確保を図る。

1 通信体制

(1) 通信連絡手段

災害時の通信連絡手段は、防災行政無線、携帯電話、携帯メール、防災ネット、CATV、FAX、一般加入電話等による通信を原則とする。

(2) 通信体制

① フェニックス防災システム（兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム）

フェニックス防災システムを活用し、気象情報や地図情報システム等による県からの情報収集及び県への被害情報報告等を行う。

② 兵庫衛星通信ネットワーク（Lascom）

兵庫衛星通信ネットワークシステムを積極的に使用する。

③ 衛星電話、衛星携帯電話

災害時に通信回線が不通となり、一般電話が利用できない場合、衛星電話及び衛星携帯電話を使用する。

④ 消防団は、無線通信網としてIP無線を使用する。

⑤ 淡路広域消防事務組合は無線通信網として、消防救急デジタル無線を使用する。南あわじ警察署は無線通信網として、警察無線を使用する。

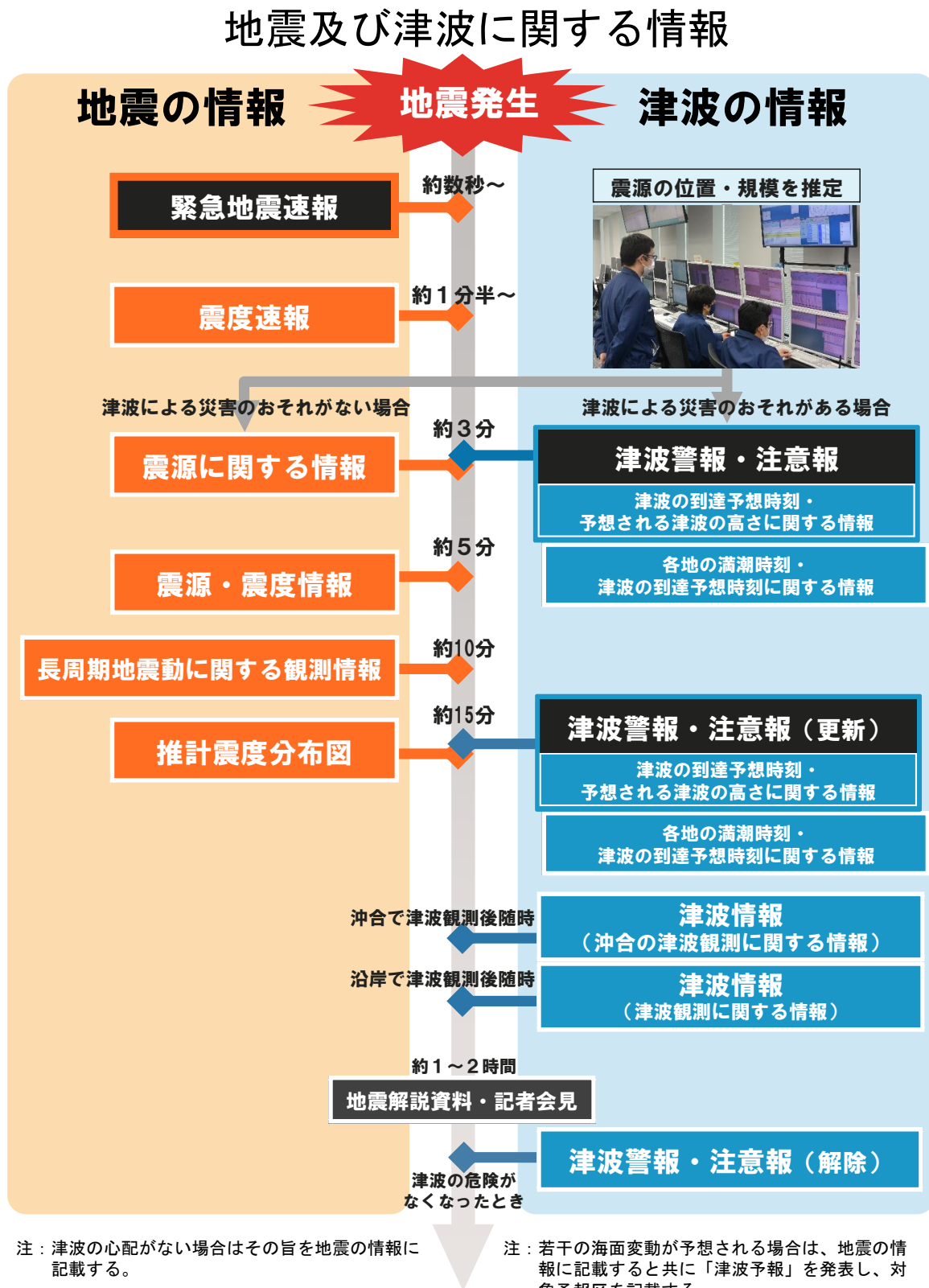
⑥ 防災ネット（アドレス <http://bosai.net/minamiawaji/>）

携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、避難情報、火災情報等の防災情報を発信する。

第2 地震・津波情報の収集・伝達計画

情報分析班、情報発信班は、地震及び津波に関する情報等を防災関係各機関の連携のもとに、迅速かつ的確に収集・伝達して、その周知徹底を図り、的確な応急対策を実施する。

【気象庁が発表する地震・津波情報伝達フロー】



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する

1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）

(1) 津波警報等

気象庁本庁又は大阪管区気象台は、地震（小規模なものを除く。）が発生し、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を行う。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

【津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警 報	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津 波 注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注) 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
2 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
3 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報

気象庁本庁又は大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報と内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高い所でも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波予報区

南あわじ市沿岸地域は、津波予報区は「淡路島南部」である。

(4) 地震・津波に関する情報

神戸地方気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が防災機関等の行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に、情報を作成・発表する。

【地震情報の種類と内容】

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報 震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表

【津波情報の種類と内容】

情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{※2} や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ※ ³
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※4}
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 ^{※5}

※2 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※3 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において、大津波警報又は津波警報が発表中であり、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において、大津波警報又は津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値は数値ではなく「観測中」という言葉でと発表して津波が到達中であることを伝える。

※5 津波に関するその他の情報の発表内容について

- ・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、自然4-2-27ページの1（2）に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。

◆ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)

◆ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(5) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。

◆ 緊急地震速報（警報）の発表基準

発表基準	震度 5 弱以上を予想した場合 又は 長周期地震動階級 3 以上を予想した場合
対象地域	震度 4 以上を予想した地域 又は 長周期地震動階級 3 以上を予想した地域

(6) 津波情報の伝達基準

- ① 「淡路島南部」に津波警報・津波注意報、津波予報が発表された場合
- ② 兵庫県下で震度 3 以上の地震を観測した場合及び群発地震が発生し、有感地震が多発した場合

※ 資料編 「8-1 気象庁震度階級関連解説表」

2 津波に関する情報の収集

情報分析班は、フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、防災ネット、テレビ、ラジオ等から市域における地震・津波予報連絡系統に基づき、大阪管区气象台、神戸地方气象台等から地震・津波に関する情報を収集し、津波予報の発表及び予報内容を確認する。その際、特に、淡路島南部に対する津波に関する情報に注意することが必要である。

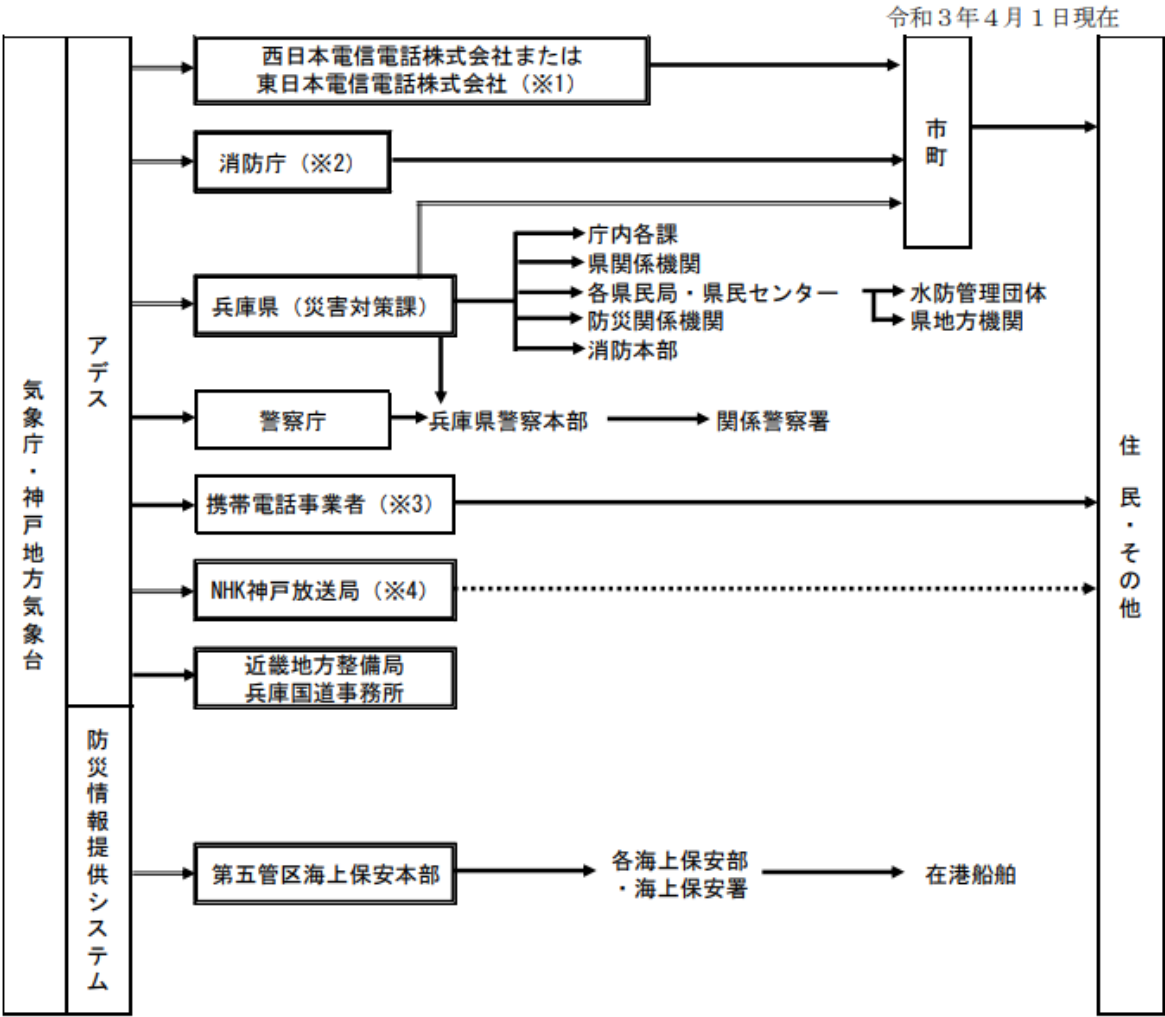
3 伝達系統

地震、津波情報、気象予警報・水防警報・水防指令の伝達並びに周知徹底は、概ね次の経路で行う。

(1) 気象予警報の伝達

気象予警報の伝達及びその周知方法は、次に定めるところにより確実に関係機関に伝達し、住民全般に速やかに周知を行う。

県は、気象予警報等をフェニックス防災システムで伝達するとともに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用する。また西日本電信電話㈱も、警報を市に通知する。

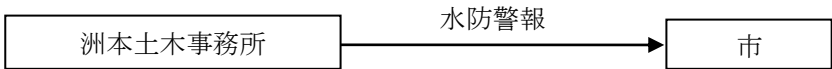


- (注) 1 ※1は、特別警報、警報のみ伝達。
2 ※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
3 ※3は、大津波警報及び津波警報が対象市町に初めて発信されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係エリアに配信。
4 ※4は、9時から21時の間、通知。その他の時間はNHK大阪放送局に通知。

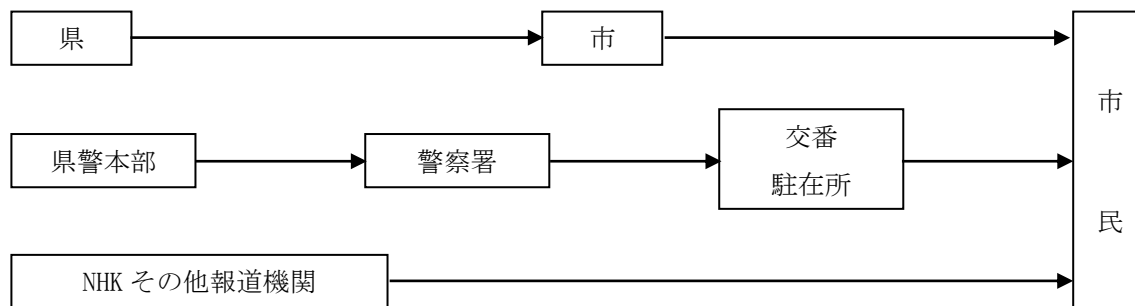
(2) 火災警報の伝達



(3) 水防警報の伝達

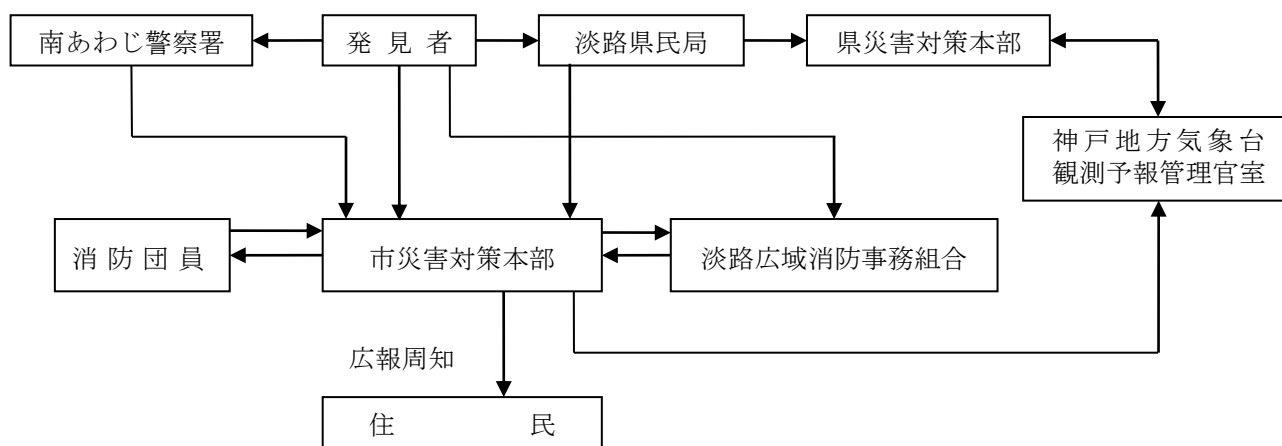


(4) 気象情報等の住民への周知ルート



4 地震災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

住民、消防団員、ため池管理者等が異常を発見したときは、直接、災害対策本部、県出先機関、警察又は淡路広域消防事務組合に連絡を行うものとし、その簡略図は次のとおりとする。



5 伝達方法

市は、地震及び津波に関する情報を収受した場合、住民等への伝達は、次の方法で速やかに行う。

	内 容
地震発生時	震度3以上の地震を観測した場合、防災ネット、携帯メール、電話、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、CATV（映像）等により、地震が発生したことを伝え、津波に対する注意を喚起する。
津波注意報 （ツミチュウイ）	防災ネット、サイレン、携帯メール、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、CATV（映像）、広報車等で伝達し、テレビ・ラジオ等の情報に対する注意を喚起する。
津波警報 （ツミ）	
（オツミ）	

【津波警報・津波注意報の吹鳴パターン】

種 類	鐘 音	サ イ レ ン 音			
津波注意報	(3点と2点との斑打) ○－○－○ ○－○	10秒	2秒	10秒	2秒
		○	休止	○	休止
津波警報	(2点) ○－○ ○－○ ○－○	5秒	6秒	5秒	6秒
		○	休止	○	休止
大津波警報	(連点) ○－○－○－○	3秒	2秒	3秒	2秒
		○	休止	○	休止
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) ○ ○ ○－○	10秒	3秒	1分	
		○	休止	○	

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

※ 予報警報標識規則 第8条別表第5、第9条別表第6

第3 火災情報の収集・伝達計画

1 火災警報

市長は、神戸地方気象台の発表する火災気象通報（乾燥注意報、強風注意報、暴風警報をもってこれに代える。）を受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、火災警報を発表する。

① 発令基準

ア 実効湿度が60%以下、又は最小相対湿度が40%以下で、風速10m/s以上のとき

イ 風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は発表しないこともある。

2 火災注意報

気象状況等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ淡路広域消防事務組合において住民に対し火災に対する注意を促す必要があると認められたときに発表し、その必要がなくなったときに解除する。

① 乾燥注意報が、3日以上継続して発表されている場合

② 日々火災が続発している場合

③ その他必要と認める場合

3 火災気象通報

神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

① 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部60%、北部70%以下で、最小相対湿度が40%以下となる見込みのとき。

② 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部12m/s、北部10m/s、海上で15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

第4 災害情報収集・伝達計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連絡を取り、南あわじ市に係る災害の被害状況及び災害応急対策活動に必要な情報等を迅速かつ的確に収集のうえ伝達する。

県、市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。

1 災害時における情報収集・伝達活動の強化

(1) フェニックス防災システムの活用

① フェニックス防災システムによる情報収集・伝達

フェニックス防災システムによって得た情報の収集・伝達を図る。

② システムの活用

フェニックス防災システムにより本市における気象状況等の把握を行い、職員の配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 気象庁防災気象情報提供システムの活用

地域におけるよりきめ細やかな気象情報を提供するため、市における避難指示等の対応判断を助けるものとして開発された気象庁のインターネットによる情報提供システムの積極的活用を図る。

(3) 情報連絡の緊密化

災害時には、各防災関係機関と密接な情報連絡を行い、状況の把握に努める。

(4) 被害の第1次情報等の収集・連絡

災害発生直後には、人的被害、建築物の被害状況及び土石流災害発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、適宜、県、防災関係機関へ連絡する。

2 情報の収集体制及び伝達系統の確立

(1) 実施機関

① 市は、その所管する施設並びに市の区域内について、被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策に関する必要な指示・伝達を行う。なお、市が甚大な被害を受け

自ら行うことが困難なときは、県その他の市町に応援を求めて行う。

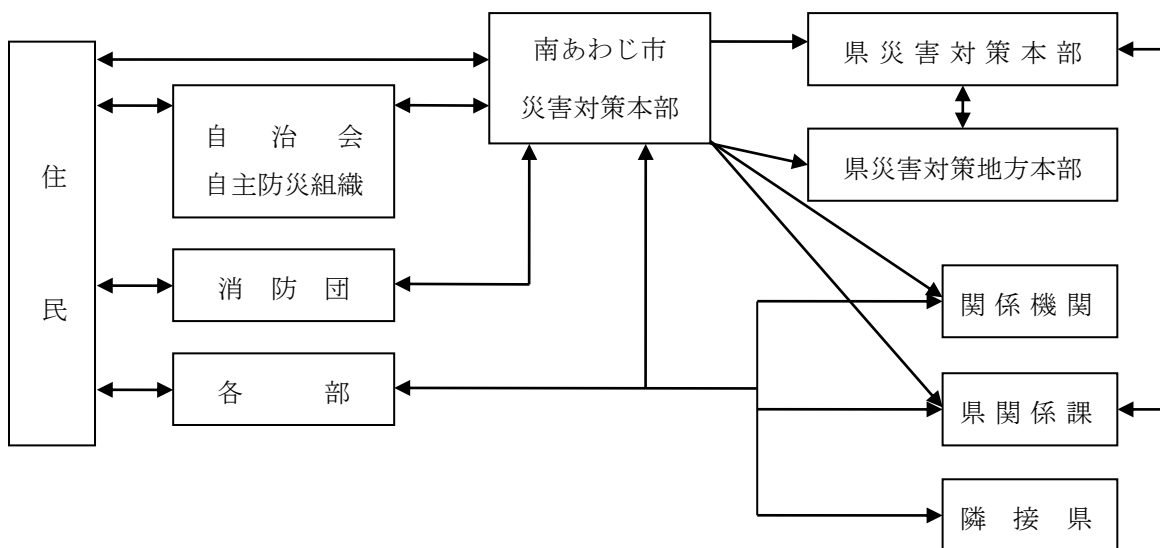
- ② 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、その所管する施設等について、被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策に関する必要な指示・伝達を行う。

(2) 市における災害情報の収集・伝達

- ① 災害に関する情報の収集・伝達は昼夜間を問わず、市が自治会や自主防災組織に連絡するとともに、出先機関である市民交流センター等に問い合わせて情報の収集に努める。

なお、消防団は自主的なパトロールに努め、情報の収集・伝達に心掛け、市災害対策本部に連絡する。勤務時間外及び夜間に災害が発生した場合、職員は参集時に各自情報の収集に努める。

- ② 被害状況等の収集及び伝達系統は、概ね次のとおりとする。



3 調査（報告）すべき場合、内容、要領、方法及び被害の認定基準

(1) 各部における調査（報告）

被害状況の調査（報告）に関して調査（報告）すべき場合、内容、要領、方法、被害の認定基準等は、それぞれ各班において定めるところにより実施する。

(2) 市災害対策本部におけるとりまとめ

本部における被害状況のとりまとめについては、災害の種類、規模等により異なるが、概ね次による。

① 被害状況

ア 時期及び回数は、原則として災害対策本部設置期間中、毎日1回とりまとめる。

イ 事項の内容は被害報告様式によりとりまとめる。

② 災害速報

ア 災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、淡路県民局へ災害速報を行う。

イ 災害が発生するおそれがある時点から災害が峠を越すまでの間、随時必要に応じ、淡路県民局へ災害速報を行う。

③ 速報事項

市災害対策本部においてとりまとめる被害状況の様式

※ 資料編 「6-1 被害の認定基準」

【災害速報】

事 項	例 示
(1) 市災害対策本部の設置状況 (設置日時、配備体制等)	〇〇県〇部を震源とする地震の発生により、〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第2号配備態勢（職員約〇〇名配置）。
(2) 気象関係の情報 (震源地、震度等)	震央地名 〇〇県〇部、震源の深さ 〇〇キロ 規模 マグニチュード〇.〇 市内最大震度 震度〇 津波に関する情報
(3) 主要道路、橋梁の不通状況、 交通機関の不通状況	県道〇〇線は、〇時頃崩落がけ崩れのため〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明。〇時以降、管内のバス交通はすべて運休。
(4) 電力通信関係の情報 (停電状況途絶状況等)	〇時以降、管内〇〇地区約〇〇戸が停電中。〇時以降、市役所と〇地区間の電話不通。
(5) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降、停電に伴い、〇〇地区約〇〇戸が断水中。給水車〇台を派遣し緊急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。）。
(6) 避難関係の情報 (避難指示発令状況、避難理由、避難世帯数、避難先)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるため、〇時に〇〇地区約〇〇世帯に対し避難指示を発令した。現在約〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
(7) 死傷者の発生状況 (人数、原因等、死傷者の氏名、性別、年齢)	〇時頃〇〇において、建物の倒壊によりがけ崩れのため男性〇名が生き埋めになった。現在、地元消防団約〇〇名が出動し救出にあたっている。
(8) 住家の被害の概況 (全壊、全焼、流出、半壊、 床上浸水、床下浸水等の概況原因等)	〇〇川が〇〇地区において溢水し、付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により管内の河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約〇〇戸の浸水家屋が発生している模様。なお今後も増加する見込みである（災害救助法適用基準に達するかもしれない）。地震により、全壊家屋 〇軒、半壊家屋 〇軒発生している模様。
(9) 非住家の被害状況 (学校、公民館等公共的施設 その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂が一部倒壊した。
(10) 市災害対策本部のとった主 な応急対策実施状況	〇〇地区において、がけ崩れによる家屋被害の危険があるため、避難指示を発令。拠点避難所〇箇所を自動開設。〇〇地区に避難指示を発令。現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し炊出し多数の住民を収容。を実施中。〇〇川の決壊箇所に消防団員約〇〇名を出動させ応急復旧作業中。

事 項	例 示
(11) 県への要請事項 (市災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達・あっ旋に関する要請等)	自衛隊への支援を要請。
(12) 災害写真 (画像データ及び説明書を添付したもの)	住家の倒壊、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。

(3) 災害概況の収集

本部は、災害発生後の初期段階に次表に示す情報を収集する。この場合、詳細な情報より、被害の全体像を大まかに把握することに留意する。

収 集 内 容
・ 医療機関からの負傷者の状況 ・ 人命救助情報 ・ 119番通報の状況 ・ 110番通報の状況 ・ 現地調査 ・ 自治会、自主防災組織からの情報 ・ 出動途上情報 ・ ライフライン（電話、電気、ガス） ・ 住民からの通報 ・ 避難所への避難状況 ・ 所管施設・設備の被害状況 ・ 道路被害状況 ・ 上水道被害状況 ・ 下水道被害状況

(4) 被害・応急措置情報収集及び伝達

被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、概ね次のとおりである。

【被害・復旧情報収集体制】

災 害 情 報		担 当 部 局
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	情報分析班
住家、非住家被害	全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上・床下浸水	情報分析班
公共土木施設等	道路、橋梁、ダム、河川、港湾、漁港、公園、市営住宅、宅地造成等の被害・復旧状況	産業建設部
農林水産業関係	田畑、山林、ため池、水路、農道、橋梁、ダム、家畜、農林水産物等の被害・復旧状況	
商工業関係	商業、工業施設等の被害・復旧状況	

災 害 情 報		担 当 部 局
文教施設	学校教育施設、社会教育施設、文化財等の被害・復旧状況	教育班
社会福祉施設	保育所（園）・こども園・幼稚園、老人福祉施設、障がい者授産施設	子育て班、福祉対策班
下水道施設	下水道施設の被害・復旧状況	下水班
その他ライフライン施設	水道、電話、電気、ガスの被害・復旧状況	給水班、情報分析班
環境衛生施設	し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬施設等の被害・復旧状況	トイレ班、廃棄物処理班
その他施設	各施設	情報分析班

【救援活動実施情報】

災 害 情 報		担 当 部 局
医 療	救護所の開設状況	救護対策班
ボランティア	ボランティア活動状況	ボランティア班
炊 き 出 し	炊き出し実施状況	食料・飲料班
避 難	避難所開設状況	情報分析班
	避難者名簿のとりまとめ	
	宿泊先のあつ旋	住まい対策班
住 宅	応急仮設住宅及び公営住宅への入居状況	
教 育	児童、生徒、教職員の人的被害状況、学校教育の再開状況	教育班
保 育	園児、職員の人的被害状況、保育・幼児教育の再開状況	子育て班
物 資 調 達	救援物資等の調達状況	食料・飲料班
	生活用品の調達状況	設備・用品班

(5) 被害状況のとりまとめ

情報の総括責任者は情報分析班とする。

① 各班からの報告

各班は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の表の手順のとおり、資料作成班へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告区分	報 告 の 時 期	留 意 事 項
緊急報告 (発生)	情報を覚知後、直ちに報告	・ 人的被害及び住家被害を重点的に、現況把握次第、直ちに報告する。 ・ 迅速性を第一に報告のこと ・ 部分情報、未確認情報も可 ただし、情報の出所を明記のこと
災害概況報告 (経過)	① 原則として1日1回17時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 本部から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで	・ 各部局で所管する施設等の被害状況、災害応急活動の実施状況を報告する。 ・ 全壊、大規模半壊、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速や

報告区分	報 告 の 時 期	留 意 事 項
		かに調査し、報告する。
災害確定報告 (報告)	応急措置完了後速やかに報告	・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民基本台帳等を照合して、その正誤を確認する。

※ 資料編 「6－1 被害の認定基準」

② 被害状況のとりまとめ

資料作成班は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ・ 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- ・ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ・ 情報の空白区域の把握
- ・ 被害軽微、若しくは無被害である地区の把握

(6) パトロールによる被害地調査

① 災害地調査の実施

本部長は、災害地の実態把握をし、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ、災害地調査の実施を命じる。

② 調査の実施要項

ア パトロールの編成

本部長の指示に基づき、パトロールを編成する。班の数、構成、その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定する。

イ 調査事項

調査事項は、概ね次のとおりとする。

- ・ 被害状況
- ・ 災害の原因（二次的原因）
- ・ 応急措置状況
- ・ 災害地住民の動向
- ・ その他災害対策上必要な事項

ウ 実施事項

- ・ 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、自治会、自主防災組織、その他協力団体、住民等の協力を得て実施する。
- ・ 無線通信機器の有効適切な活用を図り、調査の結果を本部事務局へ報告する。
- ・ 調査の際、重要な情報を得たときは、本部事務局へ直ちに報告する。

第5 兵庫県及び関係機関に対する報告・伝達

【情報発信班】

1 兵庫県への報告

情報発信班は、市として、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口は消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(1) 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他県の市町で大きな被害を生じている災害
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震を指す。）
- ⑥ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

(2) 緊急報告

- ① 市は、市役所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で報告する。

報告内容は、市役所周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

- ② 市は、地震が発生し市内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ③ 市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

- (3) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

- ① 市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、

速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りることとする。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

- ② 県は、必要に応じ市に職員を派遣し、市の災害情報の収集に努める。ただし、連絡員や支援チームを派遣した場合には、それをもって代える。

(4) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

(5) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

(6) 報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口は消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

2 関係機関への伝達

収集した被害状況及び応急対策状況等の情報を、必要に応じて関係機関へ伝達する。

第6 被災者支援のための情報の収集・活用

1 住民等からの問合せに対する回答

市や県は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制（電話対応班）を組織する。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市や県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 防災関係機関等への応援要請

【情報発信班】

大規模な地震災害が発生し、市単独では十分な対応ができない場合、兵庫県等へ応援要請を行う。

第1 兵庫県等への職員、ヘリコプターの応援要請

1 協力要請の手続

兵庫県知事への職員派遣要請等の応援の要請及び県消防防災ヘリコプターの運航要請、又は神戸海上保安部への海上保安庁ヘリコプターの出動要請をする場合は電話・FAX等で要請し、後日速やかに文書を提出する。

2 協力要請の事項

要請は、以下の表に掲げる事項を明確にして行う。

内容及び要請先		事 項	根拠法令
応援の要求	知 事 等	① 災害の状況及び応援の内容 ② 応援を必要とする期間 ③ 日時・場所 ④ 応援を希望する物資等の品名・数量等 ⑤ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法第67条 災害対策基本法第68条
職・員あ 派遣要 請	知 事 等	① 派遣のあつ旋を求める理由 ② 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数 ③ 日時・場所 ④ 派遣を必要とする期間 ⑤ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑥ その他必要な事項	派遣要請： 災害対策基本法第29条 地方自治法第252条の17 あつ旋： 災害対策基本法第30条

3 県消防防災ヘリコプターの支援要請

(1) ヘリコプター支援の原則

- ① 原則、日の出から日没まで
- ② 緊急な人命救助の必要があるとき
- ③ 医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき
- ④ 航空機の運行は、原則昼間に限るものとし、県の防災対策業務に支障のないとき
- ⑤ 大規模災害発生時

(2) 支援要請手続

① 要請方法

市は、県へのヘリコプター支援要請が必要と判断した場合は、淡路広域消防事務組合消防長を通じて、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。緊急を要するときは電話若しくはFAXにより連絡し、事後速やかに要請書を提出する。

連 絡 先	電 話 番 号
淡路広域消防事務組合	TEL 0799-24-0119 FAX 0799-24-4575 衛星電話 7-028-906-44 衛星FAX 7-028-906-62
兵庫県消防防災航空隊	TEL (078) 303-1192 FAX (078) 302-8119
災害対策本部設置時 兵庫県災害対策本部事務局	TEL (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911 衛星電話 7-028-751-5579, 5580 衛星FAX 7-028-751-6380, 6381

② 要請に際し連絡すべき事項

支援を要する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ・ 災害の発生場所、発生時間、内容及び原因
- ・ 要請を必要とする理由
- ・ 活動内容、目的地及び搬送先
- ・ 現場の状況、受入体制及び連絡手段
- ・ 現地の気象条件
- ・ 現場指揮者
- ・ その他必要事項

③ 市及び淡路広域消防事務組合において措置する事項

- ・ 離着陸場の選定
- ・ 離着陸すべき場所に適当な人員を配置し、危険防止のため立入禁止の措置を行う。
- ・ 現地責任者は、離着陸場に待機し、必要に応じ機長との連絡にあたる。
- ・ 離着陸場に至る交通機関等は、市又は淡路広域消防事務組合において確保する。
- ・ 緊急輸送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していること。搬送のため、搭乗できる者は、医師又は看護師1名とする。

(3) 臨時離着陸場の確保

県その他の防災関係機関からの災害対策用物資及び人員等の空輸に備え、臨時離着陸場を確保する。

- ※ 資料編 「3-4 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」
 「3-5 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧表」

第2 他市町への協力要請

1 他市町への要請

他市町に対し、災害対策基本法第67条に基づき、次の事項を文書にして要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資、資機材の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

2 職員の派遣要請

地方自治法第252条の17の規定により、他の市町村へ次の事項を文書にして職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

3 応援要請の内容

他市町に対し、次に掲げる応急措置について協力要請する。

- (1) 被災者の食料その他生活用品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の派遣及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資機材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の資機材及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の資機材及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の資機材及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第3 自衛隊への災害派遣要請

自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、自衛隊法第83条に基づき、必要事項を明確にした上で、所定の手続きにより部隊等の派遣を要請する。

1 派遣要請の方法

淡路県民局長、南あわじ警察署長等と十分連絡を取り、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。ただし、知事に対して通信の途絶、不在等で要求できない場合は、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知する。

この場合は、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

また、自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

2 派遣要請に際しての留意事項

知事に対して次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請を求める。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 希望する派遣区域及び活動内容
- (4) 要請責任者の職・氏名
- (5) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- (6) 派遣地への最適経路
- (7) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

【連絡先】

区 分		電 話 番 号
兵 庫 県	(災害対策本部設置時) 兵庫県災害対策本部室事務局	TEL (078) 362-9900(時間内外とも) FAX (078) 362-9911～9912 (時間内外とも) 衛星電話 7-028-151-5579・5580 衛星FAX 7-028-151-6380・6381
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課防災・危機管理班	TEL (078) 362-9988 (勤務時間内) TEL (078) 362-9900 (勤務時間外) FAX (078) 362-9911～9912 (勤務時間内外とも)
	(淡路県民局) 兵庫県災害対策淡路地方本部	TEL 0799-26-2008 内線224 (防災担当直通)0799-26-2017 FAX 0799-23-1250 衛星電話 7-028-176-511・512 衛星FAX 7-028-176-611
陸上自衛隊第3特科隊 (災害区域担当部隊 第3高射特科大隊)		TEL (0792)22-4001 内線 650・238(勤務時間内) FAX 239 (勤務時間内) TEL (0792)22-4001 内線 302(当直指令) FAX 398 (勤務時間外) 衛星電話 7-028-984-31 衛星FAX 7-028-984-61
南あわじ警察署		TEL 0799-42-0110 警備課

*緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること

3 任務分担

- (1) 派遣部隊の作業実施期間中における市の現場責任者は、救助消火捜索班の危機管理課職員とする。
- (2) 作業部隊の作業に必要な資機材の準備・宿泊施設又は設営適地の準備は、本部事務局が行う。

4 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が確定した場合は、次のとおりに市の受入体制を整える。

- (1) 自衛隊との連絡調整は、救助消火捜索班の危機管理課職員が行う。
- (2) 他の応急対策、復旧活動と重複競合のないような効率的な作業計画を樹立する。
- (3) 自衛隊派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備は、本部事務局が行う。
- (4) 自衛隊派遣部隊の活動実施に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、火災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合は、本部事務局が準備する。
- (5) 自衛隊と協議のうえ、自衛隊用離着陸場等の最適地を決定する。
- (6) 自衛隊から食料等の要請があった場合は、救助消火捜索班が確保する。
- (7) 自衛隊と協議のうえ、仮泊地を決定する。
- (8) その他作業実施に必要な物資資機材等、市において対応できない事項については、県に協力を求める。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消火活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
- (12) 危険物の保安及び除去
- (13) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費負担

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に関わるものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費、電話使用料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に関わるものは除く。）
- (5) 島嶼に係る輸送費等

(6) その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、本部長と派遣部隊長との間で協議する。

7 撤収要請

災害の処理が進み、市独自で、復旧等の作業が可能になったと判断したとき、本部長は、淡路県民局長、南あわじ警察署長及び自衛隊派遣部隊長と協議のうえ、知事に撤収を要請する。

8 情報連絡体制

災害時に、市は、陸上自衛隊第3高射特科大隊長から、連絡員の派遣を受ける。

第4 近畿地方整備局への応援要請

重大な災害の発生又はそのおそれのある場合、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ」（平成24年7月9日近畿地方整備局長・南あわじ市長により締結）に基づき、被害の拡大と二次災害防止に資するために、緊急的な対応（リエゾン（情報連絡員）（以下、「リエゾン」という。）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）を実施することとされている。

1 応援の内容

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 近畿地方整備局長が保有する車両、災害対策用機械等の貸付
- (5) 近畿地方整備局長が保有する通信機械等の貸付及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要と認められる事項

2 応援の要請

近畿地方整備局への応援要請は、リエゾンを通じて行う。リエゾンの派遣がない場合は兵庫県（淡路県民局長）と十分連絡を取ったうえで、近畿地方整備局の派遣要請を求める。ただし、兵庫県に対して通信の途絶、不在等で要求できない場合は、その旨及び災害の状況を、直接、近畿地方整備局に連絡し、応援を要請する。

3 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし、特に、緊急を要し、兵庫県からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行う。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第5 その他関係機関等への応援要請

淡路広域消防事務組合は、消防組織法第6条の規定により、当該市域における消防を十分に果たすべき責任を有しているが、大火災等で必要がある場合は、県知事及び他の機関に対して、応援出動を要請することができる。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

1 兵庫県広域消防相互応援協定

淡路広域消防事務組合は、広域大規模災害に対処するために、消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県内の市町等と昭和63年に「兵庫県広域消防相互応援協定」及び覚書を締結し、同時に「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」を締結している。

(1) 連絡担当部局：淡路広域消防事務組合(電話:0799-24-0119)

(2) 締結市町等

兵庫県内の市町、消防一部事務組合及び消防を含む一部事務組合

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

2 大規模災害消防応援実施計画

地震、台風等による大規模な災害が発生した場合に、災害地近隣の淡路広域消防事務組合が消防組織法第39条に基づき、いち早く災害地に駆けつけ、効率的な消火、救急、救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

3 緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため、速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行う。

出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第45条の規定に基づき、適切な措置をとるものとされている。

また、ヘリコプターを保有する知事、市町長は必要があると認めるときは、保有するヘリコプターを緊急消防援助隊の交代要員、必要物資の搬送等の用に供する。

この場合、ヘリコプターの使用に関しては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の定めるところによる。

※ 資料編 「3-3 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」

4 消防団相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、市域の全部又は一部に火災等が発生した場合、相互に応援することができるよう消防団の相互応援に関し、淡路島内の自治体と協定を締結している。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第5節 災害救助法の適用

【情報発信班、財務・庁舎班】

災害により被害を受けた住民を救済するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置を定める。

第1 災害救助法の適用

1 南あわじ市における災害救助法の適用基準

適用基準	基準世帯数
(1) 市全域における家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき	60 世帯
(2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯数が2,500世帯以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき	30 世帯
(3) 被害が全県にわたり、かつ県内の被害世帯の数が12,000以上に達する場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合	—
(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の①若しくは②のいずれかに該当すること	—
① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。	
② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。	

注1 本市の人口

災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、令和2年国勢調査により44,137人とする。
（「3万人以上5万人未満」の区分の基準となる。）

注2 被害世帯数の算定基準

被害世帯数の算定にあたっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって、1被害世帯とみなす。

世帯の被害の程度	「1被害世帯」とみなす世帯数
全壊、全焼、流出した世帯	1 世帯
半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	2 世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3 世帯

2 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用申請手順

- ① 家屋の被害状況等を把握し、災害救助法の適用基準に該当する又は該当する見込みがあるか判断する。
- ② 口頭又は電話により、知事（淡路県民局）に災害救助法の適用を申請する。

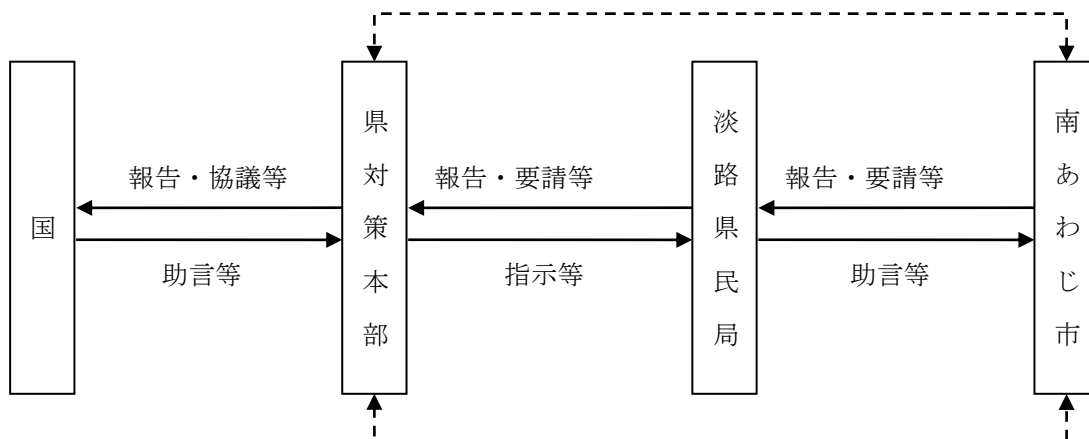
(2) 救助実施状況の報告

- ① 各部局は実施した救助実施状況に関して、様式を作成し、財務・庁舎班に提出する。
- ② 財務・庁舎班は、各部局が実施する救助実施状況を把握し、様式をとりまとめ、救助の実施内容及び救助にかかった費用等を県に報告する。
- ③ 救助の期間の延長が必要な場合は、知事（淡路県民局）にその旨を要請する。

(3) 災害救助法が適用されない場合の救助

災害対策基本法第5条に基づき、本部長が応急措置を実施する。

【報告系統図】



（注）破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

3 救助の実施

(1) 実施機関

① 県

県は、市町を包括する団体として、広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の事項に該当する場合は、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせる。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知する。

- ・ 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速化かつ的確化が図られること。
- ・ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与等）であること。

② 市

市は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

③ 救助の応援

救助については、災害が発生した市が行うものであるが、災害が大規模となり、市で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、他の市町に応援を要請する。

(2) 実施内容

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④ 被服、寝具、その他生活用品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（障害物の除去）
- ⑫ 応急救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費

4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法、期間等は、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた県知事の定める基準による。

この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することができる。

※ 資料編 「6－5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

第2 救助実施状況の報告

災害救助法に基づく救助を実施したときは、財務・庁舎班は、各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況についてとりまとめ、救助にかかった費用等を県に報告する。

第3章 災害応急活動の展開

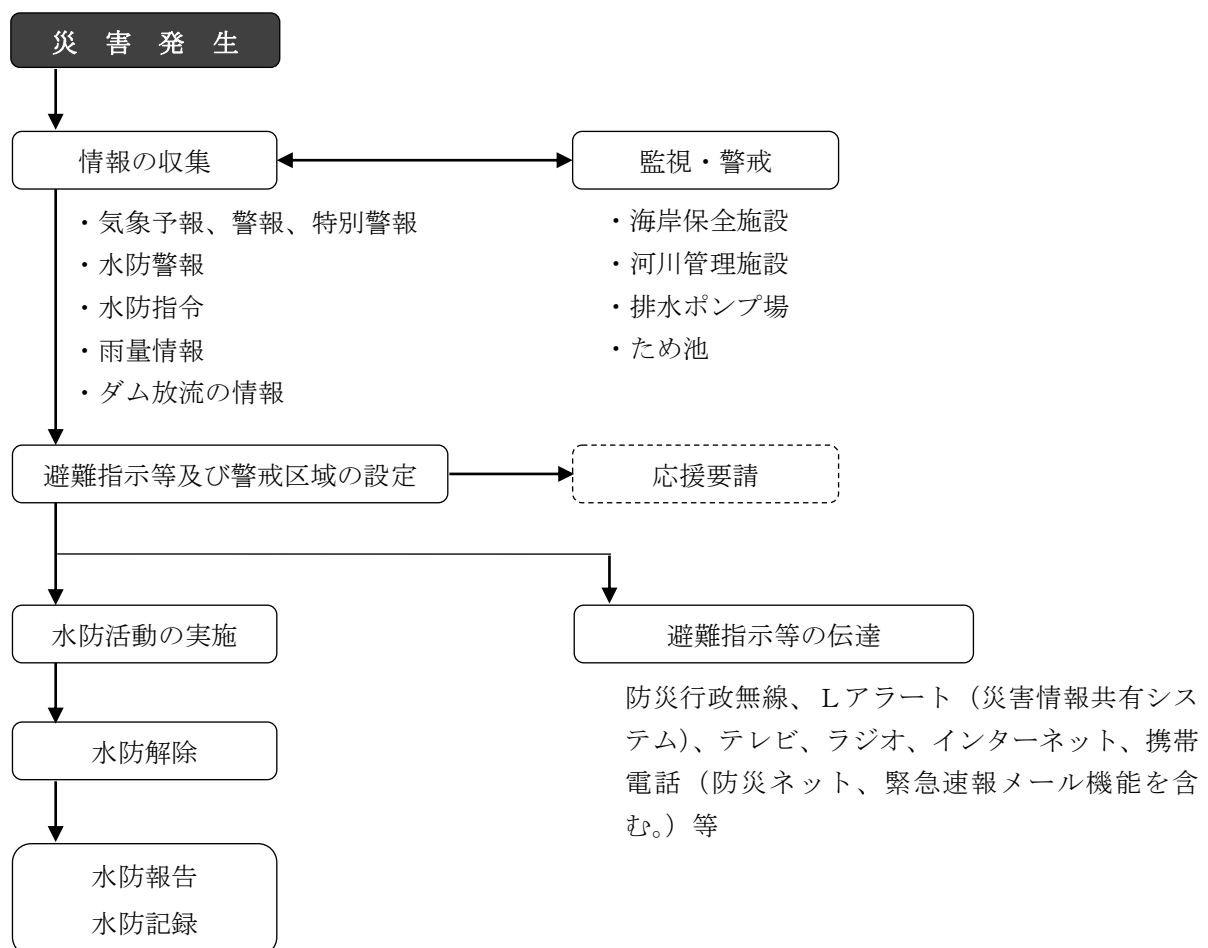
第1節 水防活動の実施

【救助消火捜索班、二次災害防止班、情報分析班、情報発信班、淡路広域消防事務組合】

本市の水防計画は、洲本土木事務所が兵庫県水防計画に基づき定めた「水防活動要綱」、洲本農林水産振興事務所の「災害時行動マニュアル」及び本地域防災計画による。

なお、災害による高潮・洪水・津波等の危険性があるときは、洲本土木事務所、洲本土地改良事務所、洲本農林水産振興事務所、各水防管理者及び水門、ため池等の管理者は、絶えず雨量、水位、潮位等の情報を交換し、警戒する。

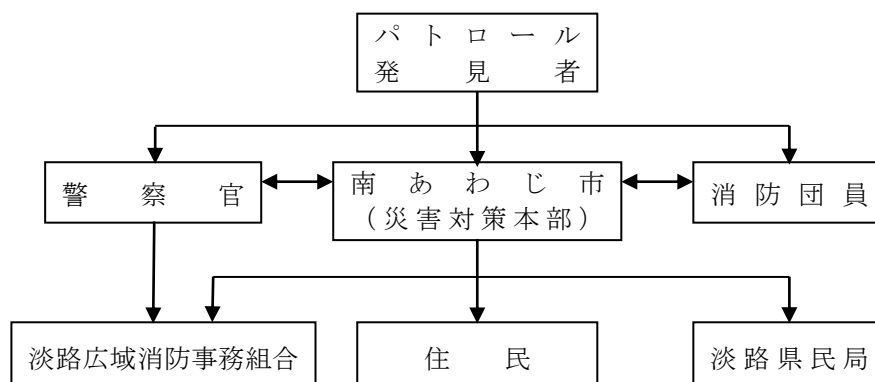
第1 水防活動の流れ



第2 海岸保全施設の監視・警戒

海岸保全施設には、全般的に老朽化した施設や堤防のかさ上げの必要な箇所が多くあり、このため、水防管理者は、高潮等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、異常を発見した場合は、直ちに、洲本土木事務所に報告するとともに、必要な水防作業を実施する。

【防潮堤の監視(海岸保全区域内)】



第3 河川管理施設の監視・警戒

水防管理者は、河川の水防上危険な箇所の状況を監視・警戒するとともに、異常を発見した場合は、直ちに、洲本土木事務所に報告し、必要な水防作業を実施する。

洲本土木事務所は、管内に設置している量水標について、次のとおり、南あわじ市に水位を報告する。

- ① 通報水位に達したときから、この水位が下がるまでの間の1時間ごと
- ② 警戒水位に達したとき
- ③ 特別警戒水位に達したとき
- ④ 最高水位に達したとき
- ⑤ 警戒水位又は通報水位が下がったとき

水位周知河川	三原川、洲本川
--------	---------

第4 排水ポンプ場の監視

二次災害防止班は、雨量等を監視し、排水ポンプ場の適切な運転を行い、雨水を排除する。

※ 資料編 「5-5 ポンプ場一覧」

第5 雨量情報の収集・連絡方法

市は、雨量観測所設置場所の降雨状況を把握し、関係機関と相互に情報連絡する。

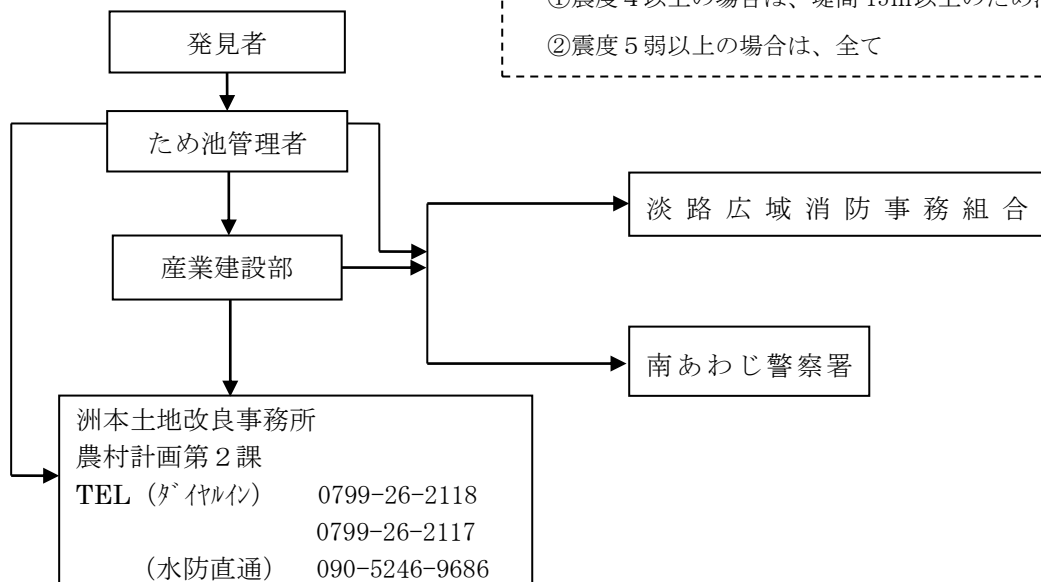
【雨量観測所設置場所】

名 称	所 管
南あわじ市役所	南あわじ市
旧緑庁舎	〃
湊地区公民館	〃
南あわじ市立図書館	〃
南淡	神戸地方気象台（アメダス観測所）
諭鶴羽ダム	洲本土木事務所
牛内ダム	〃
大日ダム	〃
成相ダム	〃
北富士ダム	〃
掃守	〃
沼島	〃
諭鶴羽	〃
灘土生	〃
榎列	〃
福良	〃
分水堰	〃

第6 ため池の監視

ため池管理者及びため池水利代表者は、パトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を行う。

【ため池連絡系統】



※ 防災重点ため池の緊急点検

- ①震度4以上の場合は、堤高15m以上のため池
- ②震度5弱以上の場合は、全て

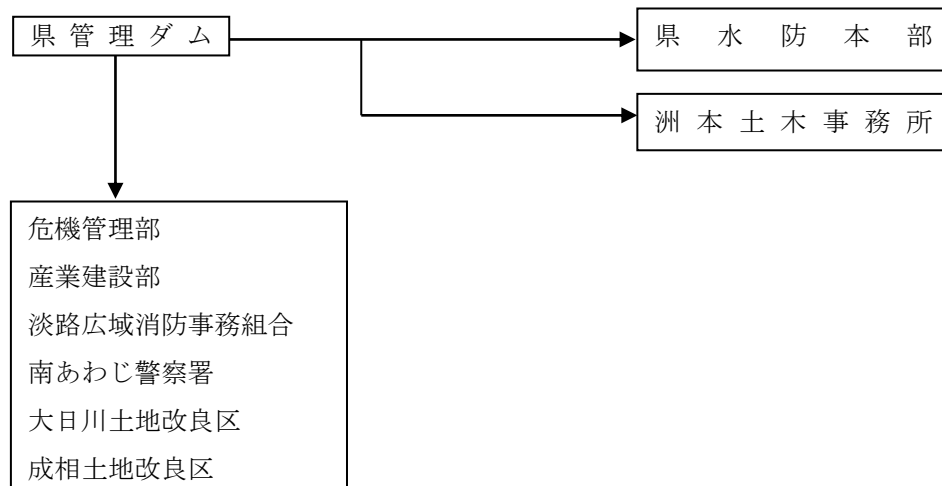
第7 ダムの管理

【ダムの放流の連絡】

ダム管理者は、各ダム毎の雨量、流入量等が警戒量に達したときには、ダム警戒体制に入る。ダム管理者は、関係機関へその旨連絡する。

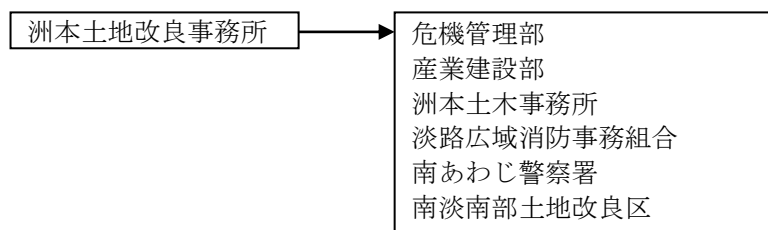
① 県管理ダム

- ・ 諭鶴羽ダム、牛内ダム、大日ダム、北富士ダム、成相ダム

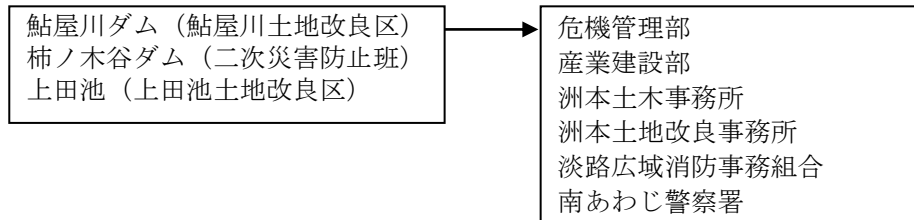


洲本土木事務所 三原川水系ダム統合管理所 TEL 0799-52-2929 FAX 0799-52-2930

- ・ 本庄川ダム（洲本土地改良事務所）



② 県管理ダム以外



第8 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について発表するものをいう。

(1) 水防警報の対象区域

- ① 洲本川
- ② 三原川
- ③ 淡路島の海岸の区域

(2) 水防警報の種類

種 類	内 容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号 出動	水防活動に出動させるもの
第4号 解除	水防活動を終了させるもの

(3) 水防警報の発令

淡路県民局長（洲本土木事務所）は、水防本部長（知事）からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び高潮の潮位状況を判断し、管内水防管理団体と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が警戒水位又は警戒潮位に達するおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき、速やかに水防警報を発表する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の来襲により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発表する。

なお、洲本土木事務所は、その状況を所管管内の水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知する。

注）待機及び準備の2段階は省略することができる。

第9 水防指令

神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるときは、水防態勢に入り、水防本部長（知事）は、県関係機関に対し、非常配備態勢につくよう指令する。

指 令	配 備 時 期
水防指令第1号	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき (2) 震度4の地震が発生したとき（自動発令）
水防指令第2号	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間内に水防活動の必要が予想されるとき (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき（自動発令）
水防指令第3号	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき（自動発令） (4) 津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表され、被害が予想されるとき（自動発令）

（注）（自動発令）と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

第10 避難指示及び警戒区域の設定

1 避難の指示

水防管理者（市長）は、洪水、高潮又は津波等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この場合、県及び南あわじ警察署へ通知する。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域や屋内での安全確保措置の区域を示して指示をするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

2 警戒区域の設定

(1) 市長の措置（災害対策基本法第63条第1項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認める時は、警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止、又は退去を命ずる。警戒区域の設定にあたっては、その目的上必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示する。

なお、市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づき、市の職員に委任し、又は臨時に代理させることができる。

(2) 警察官・海上保安官の措置（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて、市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(3) 消防長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）

消防長又は消防署長は、ガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の現場において、火災警戒区域を設定することができる。

(4) 消防職員又は消防団員の措置（消防法第28条、消防法第36条）

消防職員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき、消防警戒区域を設定することができる。また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

(5) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上必要がある場所において、警戒区域を設定することができる。

第11 応援要請

管理者は、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者等に対し、応援を要請する。

第12 水防活動に従事する者の安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。

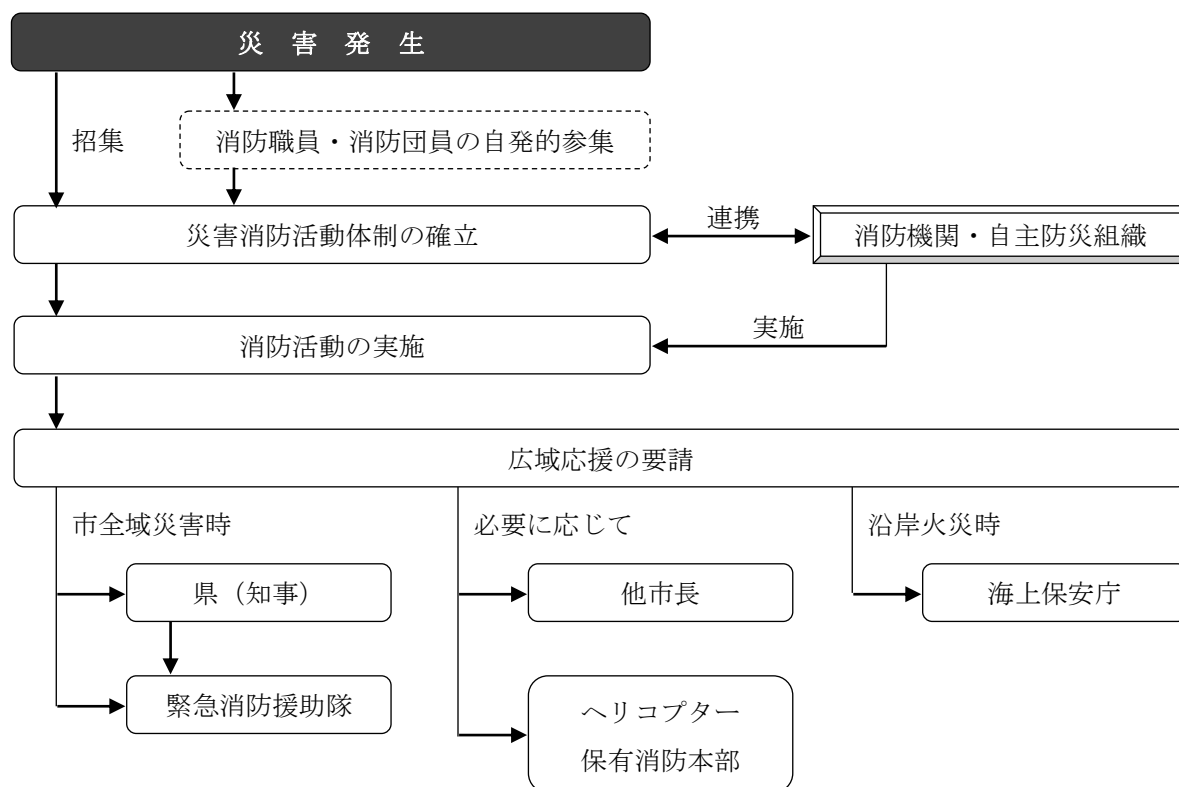
避難誘導や水防作業の際も、下記の点について配慮し、水防活動に従事する者は、自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。また、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。
- (2) 水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動に従事する者を随時交代させる。
- (3) 水防活動は原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (4) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (5) 指揮者は水防活動に従事する者の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間帯を水防活動に従事する者へ周知し、共有するほか、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。
- (6) 気象庁が発表する津波警報又は大津波警報等の情報を入手し、水防活動に従事する者が自身の安全を確保できないと判断する場合は安全確保を優先して退避するとともに、発災から20分後には退避行動を開始する。
- (7) 水門等の閉鎖活動を行う水防活動に従事する者は、津波到達までに時間がないと想定される場合は、水門等の閉鎖を放棄し、自らの避難と住民の避難誘導等を優先する。
- (8) 海岸付近に勤務している水防活動に従事する者は、詰所が津波想定区域内にある場合は、水門等の閉鎖活動を行う者の安全確保の観点を踏まえて参集場所を明らかにしておく。

第2節 消火活動の実施

【救助消火捜索班、淡路広域消防事務組合】

第1 消防活動の流れ



第2 消防計画

災害による同時多発火災に備え、火災を鎮圧し、被害の拡大を防止し、社会秩序の維持と住民の福祉を図るべく、迅速かつ適切な応急活動を行う。特に、最も被害を増幅させる火災に対しては、自主防災組織等を中心とした地域住民により、出火や延焼の未然防止のための初期消火に努める。

1 消防力の強化

同時多発、交通障害、消防水利の破損等困難な特徴を持つ火災が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、淡路広域消防事務組合による震災消防活動計画に準じて運用の徹底を図る。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 指定緊急避難場所に通じる避難路の火災に対する防御
- ④ 救助・救急
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ① 市災害対策本部との業務分担に関する事項
- ② 淡路広域消防事務組合・消防署、消防団の業務分担に関する事項
- ③ 職員の動員と編成・配置
- ④ 通信網の確保に関する措置
- ⑤ 情報収集等に関する体制
- ⑥ 市災害対策本部との連絡等に関する事項
- ⑦ 警察をはじめ関係機関との連絡網に関する事項
- ⑧ 重点防御に関する方針

密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置、避難路の防御に対する措置及び救助・救急に関する措置

- ⑨ 広報に関する措置

2 消防団の招集出動計画

災害発生時における消防団員の招集は、原則として団長が行い、団員は団長の指揮に従う。

3 消防団の育成等

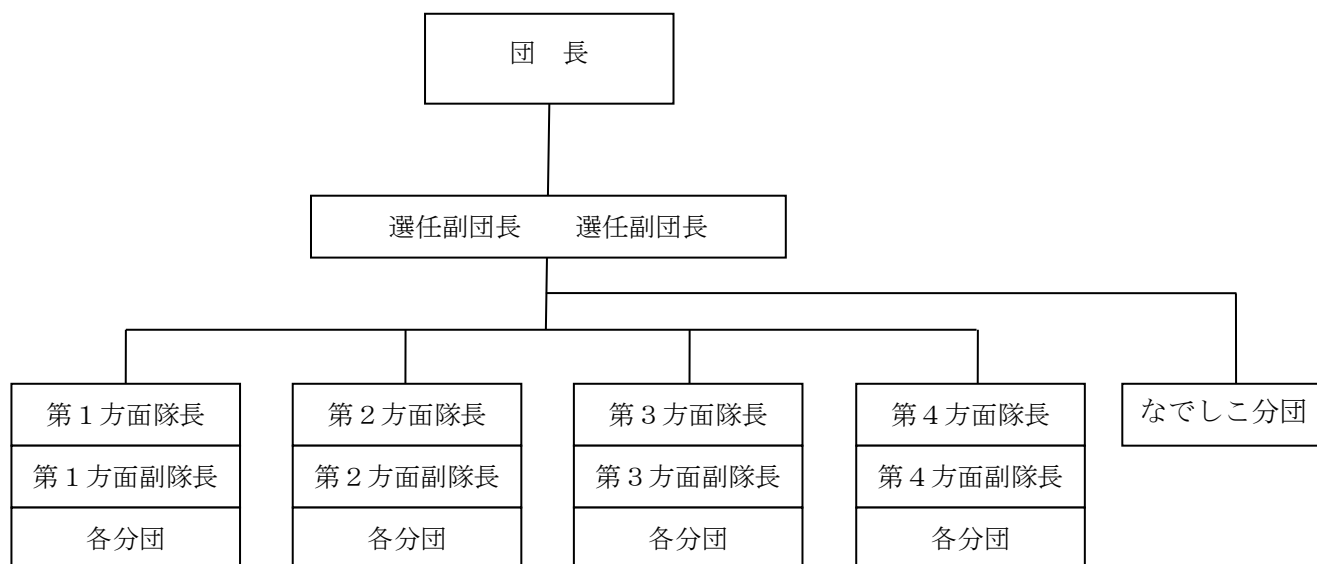
消防団は、災害時には消防機関の活動を補完し、地域の実情に応じた活動が期待されることから、団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進するとともに、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施し、自主防災組織を中心とした地域住民への防災指導に努める。

(1) 編成計画

① 人員

防災活動に従事する消防団員2,190人であって、地震・大火災等非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第24条の規定による相互協力等により、人的確保に努める。

② 組織



(2) 出動計画

火災通報が淡路広域消防事務組合に入ったときは、市から消防団に対し出動要請を行い、補完的に淡路広域消防事務組合順次指令システムにより消防団の出動を要請する。また、市は、防災ネット、携帯メール、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、CATV（映像）等で災害情報を発信し、消防団員への周知を行う。

※ 資料編 「4-4 淡路広域消防事務組合順次指令システム」

4 情報収集

消防団長、副団長は、次の手段を講じて管内の必要な情報を収集する。

- (1) 参集団員及び出動隊から消防障害、被災状況等の情報を収集する。
- (2) 住民等から積極的に周辺の状況を収集する。
- (3) その他あらゆる方法により機会を失することなく情報を収集する。
- (4) 収集項目は次のとおりとする。

- ① 区域内住民の動向
- ② 火災、救急及び救助事象の発生状況
- ③ 道路、橋梁等の交通障害状況
- ④ 消火栓の使用の可否
- ⑤ その他の障害状況

5 火災防御

- (1) 避難地及び避難路確保の優先
- (2) 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路の防御を行う。

6 住民等の活動

各事業所及び住民は、火災が発生した場合は、初期消火、消火活動への協力等を行い、被害の拡大を防止する。

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限り、ただちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等、延焼防止に努める。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努める。

7 兵庫県広域消防相互応援協定の運用

消防責任を果たすため、兵庫県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

第3 惨事ストレス対策

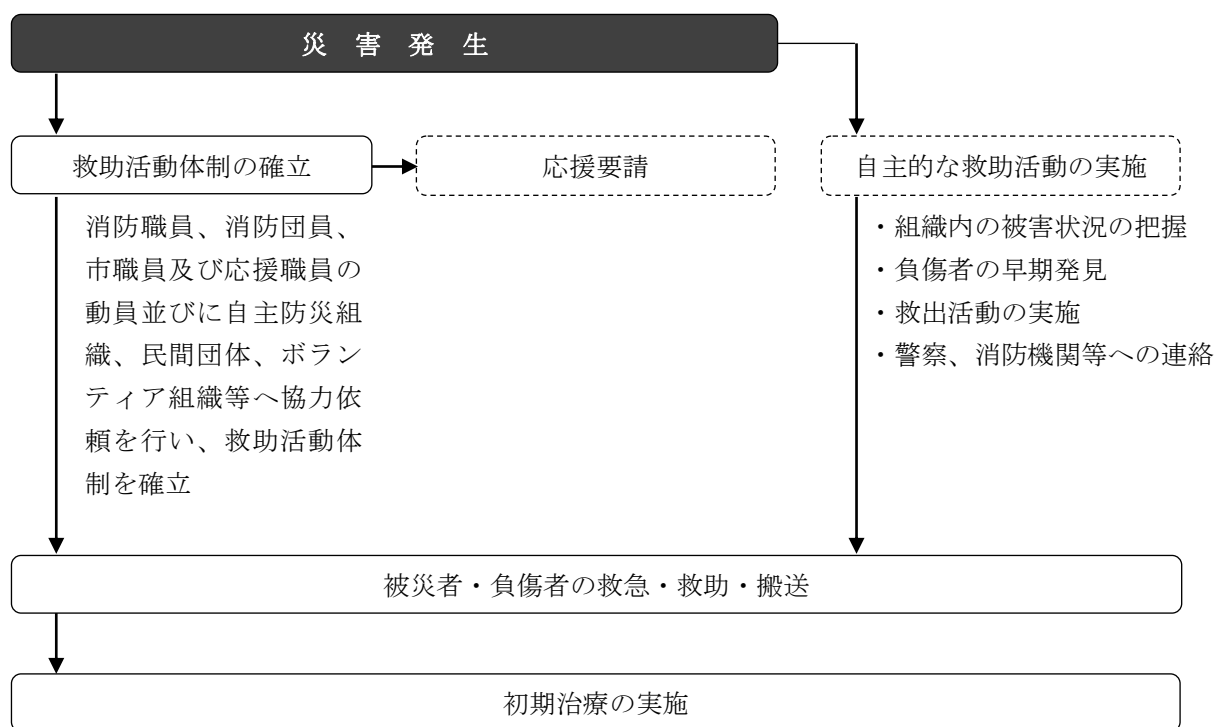
消火活動を実施する機関は、消防職員、消防団員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3節 人命救出活動の実施

【救助消火捜索班、淡路広域消防事務組合】

災害による被災者等の救出（捜索）は、県、市、警察及びその他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

第1 人命救出活動の流れ



第2 実施機関

- (1) 市、消防団及び淡路広域消防事務組合は、人命救出活動を実施する。
- (2) 県、警察及び自衛隊は、市の人命救出活動に協力する。
- (3) 県は、人命救出活動の応援に際し、市町間の調整を行う。
- (4) 市は、市域内における関係機関の救出活動の調整を行う。

第3 市の人命救出活動

- (1) 被災者の救出は、消防団を中心に編成し、淡路広域消防事務組合、警察、第五管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関と連携、協力し実施する。
- (2) 本部長は、消防職員、消防団員、市職員及び応援職員の動員並びに自主防災組織、民間団体、ボランティア組織等へ協力依頼を行い、傷病者及び要配慮者を救出する。
- (3) 被害状況に応じて、警察官の協力を要請する。
- (4) 市単独で救出活動が困難な場合、県に、次の事項を可能な限り明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 理由
 - ② 人員、資機材等
 - ③ 場所
 - ④ 期間
 - ⑤ その他必要な事項
- (5) 被害状況を調査し、負傷者の早期発見に努め、迅速な救出活動に努める。
- (6) 人命救出救助活動に必要な資機材の整備を図る。
- (7) 人命救出救助活動に必要な資機材が不足する場合は、関係機関からの調達を図る。

第4 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

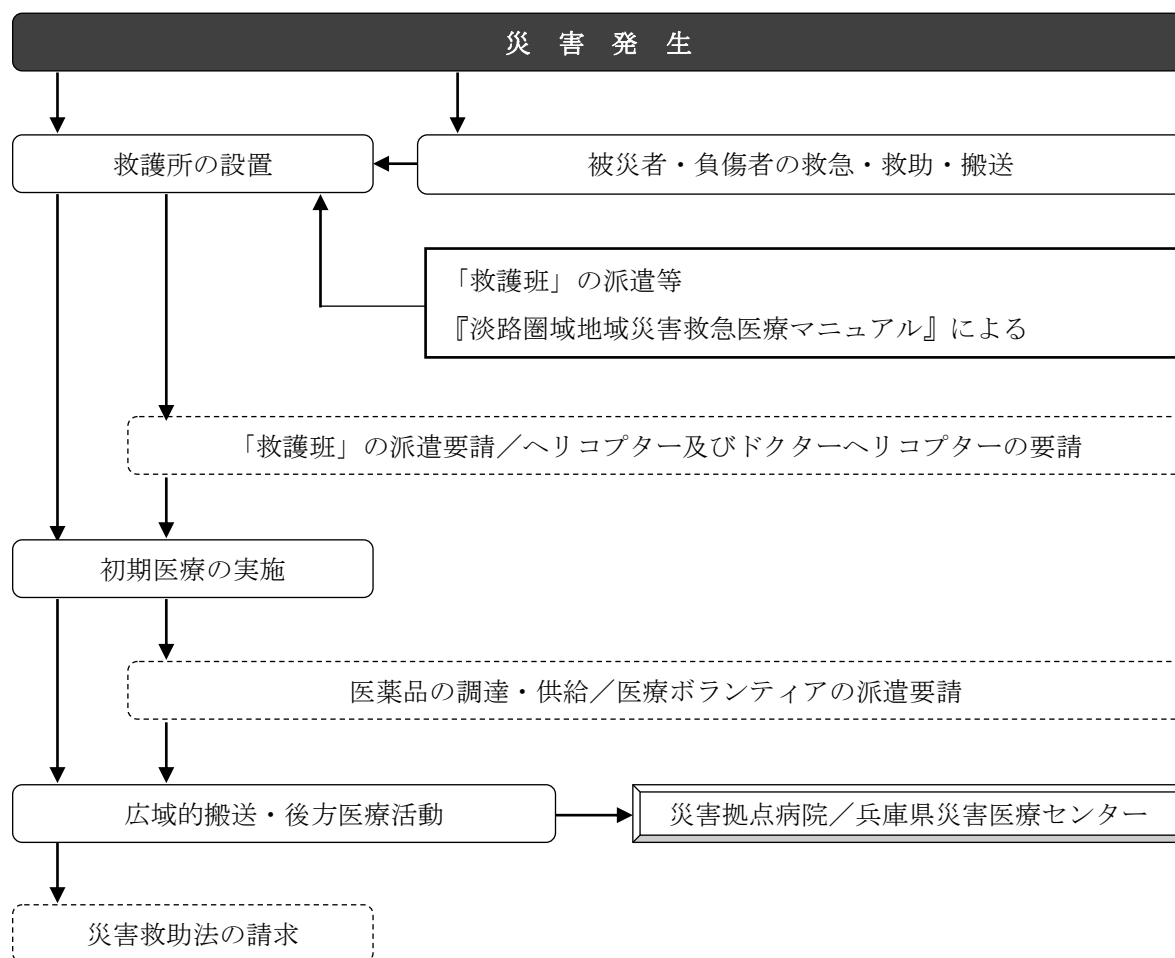
- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、消防機関等への連絡

第4節 医療・助産対策の実施

【救護対策班、兵庫県】

災害による負傷者及び災害のため医療・助産の途を失った者が、応急的かつ適切な医療及び助産の措置を受けられるようにするため、初動体制、救護活動の内容等について定める。

第1 医療・助産対策の流れ



第2 災害救急医療の確保

1 救護所の設置

- (1) 市は、救護所について、下記を基本に設置する。必要がある場合は、避難所内に救護所を設置する。ただし、避難所が不適当な場合は、交通に便利な場所にある公共施設を利用し、又は野外にテントを張って行う。
- (2) 救護所の設置
市は、次の場合において、救護所を設置する。
 - ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下し又は停止したため、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (3) 市及び県は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病症状を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議のうえ、救護所及び救護センターを廃止する。

2 「救護班」の編成・派遣

- (1) 市は、発災直後は、「救護班」の配置を市医師会に要請する。
- (2) 「救護班」は、医師（班長）1、看護師2、補助員1の計4名をもって編成する。ただし、人員は状況に応じて、適宜増減する。
- (3) 市は、必要と認める場合は、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づき、関係機関に対して、次の要請を行う。
 - ① 災害拠点病院（兵庫DMAT指定病院を含む。）をはじめ、日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、日本医師会の組織する災害医療チームJMAT、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構病院、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請
 - ② 県、神戸市等のヘリコプター及びドクターヘリコプターの待機要請
 - ③ 近隣府県に対する「救護班」の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
 - ④ 自衛隊、海上保安庁に対する船艇・航空機による患者搬送についての待機要請
- ⑤ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者（淡路広域水道企業団）及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
- ⑥ 厚生労働省を通じた「救護班」の派遣等の要請
- ⑦ （一社）兵庫県医師会、（一社）兵庫県民間病院協会、（一社）兵庫県歯科医師会、（公社）兵庫県看護協会、（一社）兵庫県理学療法士会及び（一社）兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

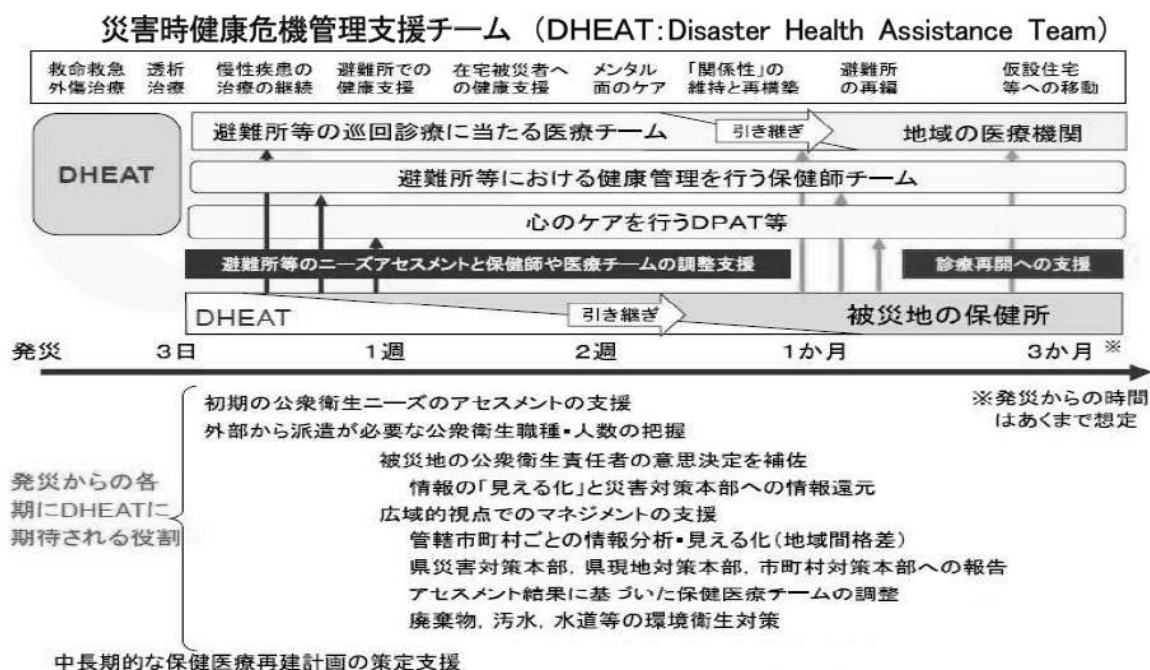
3 災害救急医療の確保

「救護班」の派遣調整等をはじめ災害救急医療の確保については、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づく。

また、県は、災害時保健医療に関し、専門的な研修を受講した職員の中から「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team））」を編成し、被害都道府県の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補助することにより、被災地の保健医療活動を支援する。

〈参考〉

災害時におけるDHEATとDMAT、DPAT、保健師チームとの連携



出典：兵庫県「兵庫県地域防災計画」

4 「救護班」の活動

「救護班」は、災害対策本部長の指示により現地救護にあたる。

発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

南あわじ市休日応急診療所を拠点とし救護所を巡回する。また、必要に応じて、要請があれば、当該救護所に出動する。

第3 医療・助産・救護活動

1 救護所での活動

医療機関は、重傷病者を優先的に治療することを原則とし、救護所においては次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療・助産・救護活動を実施する。

- (1) 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- (2) 重傷病者に対する応急措置
- (3) 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療
- (6) 死亡の確認

2 医療施設での活動

医療施設では、主として、次の医療活動を実施する。特に、人工透析を必要とする患者の救護については、透析可能な医療機関の把握に努めるとともに、透析に必要な上水の確保について、水道事業者（淡路広域水道企業団）との調整をする。

- (1) 重傷病者に対する優先医療
- (2) 助産
- (3) 遺体の検案
- (4) 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

第4 傷病者搬送体制

1 搬送

被災現場から救護所及び後方医療施設への搬送は、消防団、自治会、自主防災組織、住民、関係機関等の協力を得て実施する。

2 搬送方法

救護所及び後方医療施設への搬送は、救急車、公用車等によるほか、担架で搬送する。

救護所及び災害拠点病院（兵庫県立淡路医療センター）での傷病者の収容と処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加え、兵庫県消防防災ヘリコプター等による搬送を依頼する。

第5 医療マンパワーの活動調整

洲本健康福祉事務所は、市内の被災状況や市の要望に基づき、「救護班」、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置、調整、医療提供内容の指導等、マンパワーの活動調整を行う。

第6 医薬品の調達・供給

1 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後3日間	輸液（点滴）、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

2 調達方法

- (1) 救護対策班は、市内で医薬品の調達が困難な場合、医薬品卸売業者・薬局等との連携を図り、救護所で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合は、洲本健康福祉事務所と連携し、補給を行う。
- (2) 救護対策班は、市内で医薬品の調達が困難な場合は、県へ供給のあっ旋を要請する。

3 搬送、供給方法

- (1) 救護対策班は、搬送にあたって、県があらかじめ定めた緊急輸送道路の活用を要請する。
- (2) 卸売業者は、物資集積・配送拠点まで搬送し、市は仕分け、運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、本部長から自衛隊に搬送を要請する等、目的地への迅速な供給に努める。
- (3) 救護対策班は、物資集積・配送拠点での仕分けについての安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等の協力を要請する。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第7 災害救助法の実施基準

災害救助法による「医療及び助産」の実施基準は、次のとおりである。

1 医療

項 目	基 準 等
対 象	医療の途を失った者（応急的処置）
費用の限度額	1 「救護班」による場合、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
期 間	災害発生の日から14日以内
備 考	患者等の移送費は別途計上

2 助産

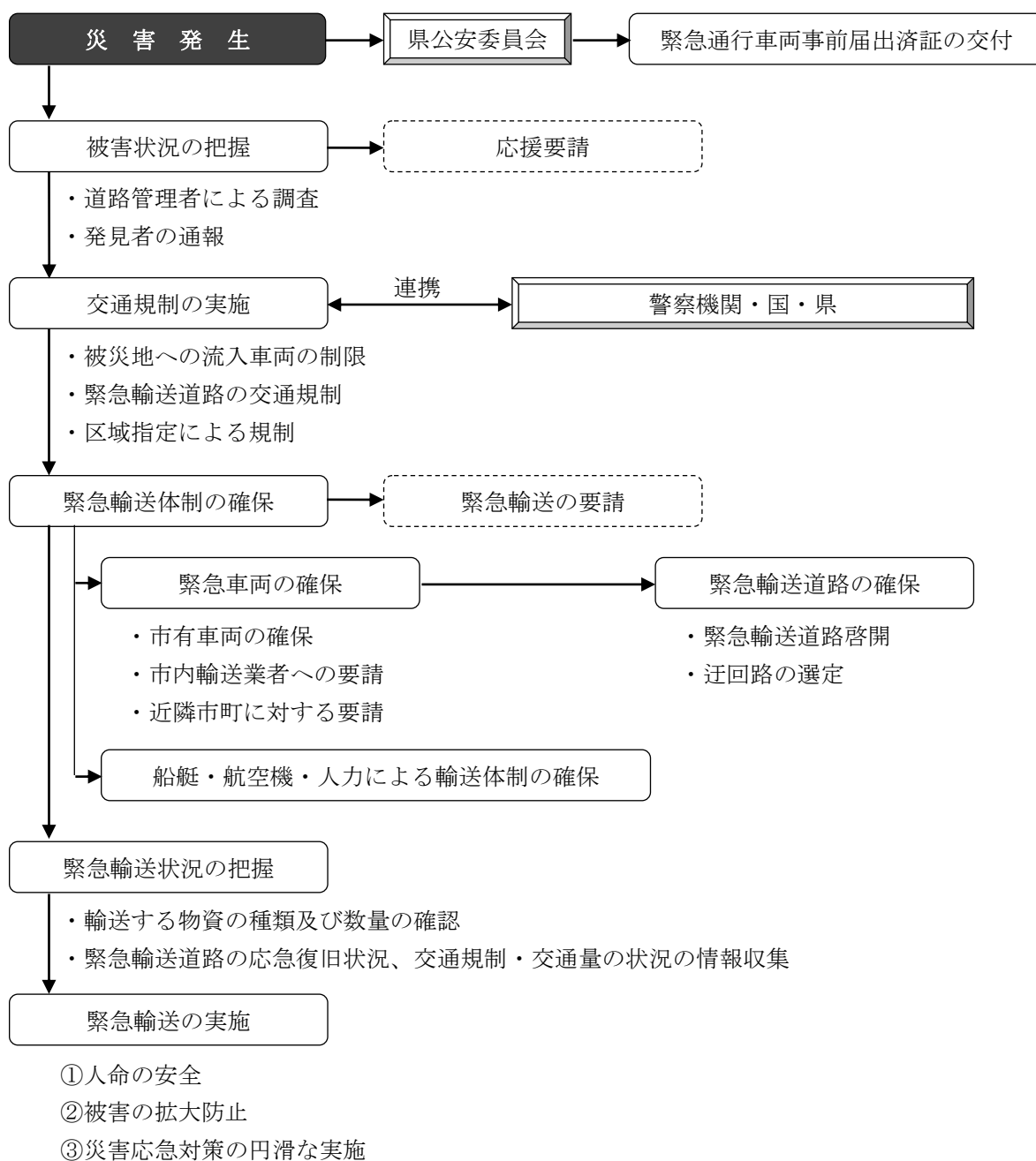
項 目	基 準 等
対 象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	1 「救護班」等による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額
期 間	分娩した日から7日以内
備 考	妊婦等の移送費は別途計上

第5節 交通・輸送対策の実施

【輸送ルート確保班、南あわじ警察署】

災害により、道路その他交通施設に被害が発生し、又は一般車両の乗入れによる交通麻痺等が生じるおそれのある場合、交通の安全と施設保全を図り、被害地域のための緊急輸送道路を確保する。

第1 交通・輸送対策の流れ



第2 交通確保対策の実施

1 交通規制の実施

南あわじ警察署、道路管理者及びその他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じて、交通の安全確保のため交通規制を実施し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送確保と交通の混乱防止を図る。

(1) 交通規制の実施責任者

災害が発生した場合において、市長は、市道の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う。

また、道路管理者と南あわじ警察署長は、密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限を行う等適切な処置をとる。

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管 理	国土交通大臣	1 道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合	道路法 第46条第1項
	県知事 市長	2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	

(2) 災害発生時の危険箇所の把握

- ① 道路管理者は、災害が発生した場合は、現地において道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通規制など必要な措置をとる。
- ② 災害が発生した場合は、速やかに道路、橋梁の通行の可否及び交通機関の運行状況を調査し、通行不能又は障害がある地域については、必要な交通の制限規制を行うとともに、障害物の除去等により、避難路及び災害対策に必要な緊急輸送道路の確保を図る。
- ③ 通行不能又は障害がある地域以外の地域でも、災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送道路を確保するために必要と認める場合には、必要な区域又は区間を指定し、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- ④ 交通を規制するときは、あらかじめ警察署と協議する。
- ⑤ 道路、橋梁の不通箇所及び危険箇所については、その標示を行うとともに、交通の規制に伴う臨時交通標示を速やかに沿線の要所に設置する。

(3) 相互連絡

県公安委員会、兵庫県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区域又は区間、期間及び理由を相互に通知する。

(4) 交通規制の実施要領

① 道路種別

ア 市道の場合

輸送ルート確保班は、迅速に住民等に周知を行うものとし、警察等関係機関と密接な連絡を取り、必要な交通規制と迂回路の選定を行う。

イ 市道以外の場合

その管理者に通報して規制をするいとまがないと認める場合は、次のような応急的規制を行うが、この場合できる限り、速やかに、道路管理者又は警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

- ・ 警察署への通報（道路交通法第6条による規制の実施）
- ・ 災害対策基本法第60条による避難の指示
- ・ 災害対策基本法第63条による警戒区域の設定、立入り制限・禁止又は退去命令

② 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

③ 標識等の設置

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急を要する場合で規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が、現地において指導する等の措置を講じる。

④ 交通処理

ア 交通規制点においては、パトカー等を重点的に配備するとともに、ロープ、柵等を使用して規制する。

イ 通行禁止等が行われた場合、通行禁止車両については、速やかに区間以外又は道路以外の場所へ移動させる。ただし、これが困難な場合は、できる限り道路の左側に沿って駐車させるなど、緊急通行車両の障害とならないように駐車させる。

(5) 広報・報告

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて、通行車両、歩行者、住民等に広報するとともに、関係機関に報告する。

広報、報告にあたっては次の事項を明示する。

- ① 禁止制限の種別と対象
- ② 規制する区域又は区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

(6) 本州四国連絡高速道路㈱が管理する有料道路の通行制限及び通行禁止の実施基準

本州四国連絡高速道路㈱は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止の措置をとる。

【通行制限・通行禁止基準値】

事象	50km規制 ※1	通行止め
地震	計測震度4.0以上4.9以下 (震度4 ※2～震度5弱)	計測震度5.0以上(震度5強以上)

※1 淡路島南IC～鳴門北IC(大鳴門橋)間は、40km規制

※2 震度4のうち計測震度3.5以上4.0未満は除く。

第3 緊急輸送計画

災害時の被災者、災害応急対策要員並びに救助物資、災害対策用資機材の輸送等はこの計画の定めるところによる。

1 実施責任機関

輸送・移送の実施については、調査以外は災害対策本部が行う。人、配車、運転員への指示等詳細は災害対策本部長指示により行う。

2 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止、制限及び輸送道路の状況について、警察署と密接な連絡をとり、次のような措置により、安全通行の確保を図る。

- (1) 道路管理者、港湾関係者又は港湾管理者(以下「道路管理者等」という。)は、緊急輸送ルート の点検、道路啓開を行う。
- (2) 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置を講じる。この場合、警察署に連絡し十分な連携を図る。
- (3) 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
- (4) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。
- (5) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
- (6) 国・県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要請する。

陸上輸送のため、次の路線を緊急輸送道路とする。

【県指定緊急輸送道路一覧】

路 線 名	指定区間 / 延長	市内区 間延長	管 理 者
神戸淡路鳴門自動車道 (国道 28 号)	神戸市垂水区東舞子町 4-114 (神戸市淡路市境) ～南あわじ市福良丙 947-22 (兵庫県徳島県境) / 63.1km	19.6km	本州四国連絡 高速道路(株)
一般国道 28 号	淡路市岩屋 1414-10～南あわじ市福良甲 1529-3 (福良築地交差点) / 53.2km	14.5km	国土交通省
主要地方道 福良江井岩屋線	南あわじ市賀集八幡 394 (八幡交差点) ～淡路市岩屋 (淡路インター前交差点) / 54.2km	10.3km	兵 庫 県
主要地方道 阿万福良湊線	南あわじ市福良甲 709-3 (福良口交差点) ～南あわじ市阿那賀 731-8 (淡路島南 IC) / 7.6km	7.6km	兵 庫 県
一般県道 洲本松帆線	南あわじ市広田広田 890-4 (広田八幡神社前交差点) ～南あわじ市広田広田 1220 / 1.5km	1.5km	兵 庫 県
一般県道 阿那賀市線	南あわじ市志知鉦 102-1 (志知交差点) ～南あわじ市榎列小榎列 183 (市八木線交差点) / 2.1km	2.1km	兵 庫 県
一般県道 市八木線	南あわじ市市十一ヶ所 35 (西川橋西詰交差点) ～南あわじ市榎列小榎列 183 (市八木線交差点) / 1.8km	1.8km	兵 庫 県
一般県道 灘市線	南あわじ市市円行寺 531-21 (円行寺交差点) ～南あわじ市八木寺内 1591-5 / 1.1km	1.1km	兵 庫 県
一般市道 福良潮美台線	南あわじ市福良甲 644-1～南あわじ市北阿万筒井 1464-294 / 1.7km	1.7km	南あわじ市
一般市道 福良北阿万線	南あわじ市北阿万筒井 1464-294～南あわじ市北阿万筒井 1509-1 / 0.5km	0.5km	南あわじ市
一般市道 北阿万 79 号線	南あわじ市北阿万筒井 1509-1～南あわじ市北阿万筒井 1509-1 / 0.5km	0.5km	南あわじ市
一般市道 社家大久保線	南あわじ市八木寺内 1591-5～南あわじ市市青木 198-5/ 0.3km	0.3km	南あわじ市
一般市道 市 5 号線	南あわじ市八木新庄 4～南あわじ市市善光寺 18-2 / 0.5km	0.5km	南あわじ市
一般市道 国分善光寺線	南あわじ市市善光寺 18-2～南あわじ市市善光寺 26-19 / 0.1km	0.1km	南あわじ市
一般市道 三原川堤防線	南あわじ市市善光寺 26-19～南あわじ市市円行寺 531-21 / 0.8km	0.8km	南あわじ市
一般市道 八幡線	南あわじ市広田広田 373-5～南あわじ市広田広田 890-4 / 0.3km	0.3km	南あわじ市

【市選定緊急輸送道路一覧】

路 線 名	指定区間 / 延長	管 理 者
主要地方道 阿万福良湊線	南あわじ市湊 57-2（湊交差点）～南あわじ市阿那賀 731-8（淡路島南 IC）、南あわじ市福良甲 512-2（南淡公民館前交差点）～南あわじ市阿万下町 158-1 / 22.5km	兵 庫 県
主要地方道 大谷鮎原神代線	南あわじ市倭文安住寺（洲本市南あわじ市境）～南あわじ市神代国衙 1083-1 / 9.4km	兵 庫 県
主要地方道 洲本灘賀集線	南あわじ市賀集八幡 398-3（八幡交差点）～南あわじ市灘来川（洲本市南あわじ市境） / 21.9km	兵 庫 県
一般県道 洲本松帆線	南あわじ市山添（洲本市南あわじ市境）～南あわじ市広田広田 890-4（広田八幡神社前交差点）、南あわじ市広田広田 1220～南あわじ市松帆古津路 196（御原橋北詰交差点） / 9.8km	兵 庫 県
一般県道 松帆八木線	南あわじ市松帆西路 86-1～南あわじ市八木養宜上 196（養宜上交差点） / 6.6km	兵 庫 県
一般県道 阿万港線	南あわじ市阿万東町 301（阿万港）～南あわじ市阿万西町 308-1 / 1.0km	兵 庫 県
一般県道 鳴門観潮線	南あわじ市福良丙 947-22～南あわじ市福良丙 962-1 / 1.5km	兵 庫 県
一般県道 倭文五色線	南あわじ市倭文長田 1515-2（倭文長田交差点）～南あわじ市倭文安住寺（洲本市南あわじ市境） / 3.6km	兵 庫 県

※ 資料編 「5-2 緊急輸送道路図」

(7) 海上からのアクセスポイントは、湊港、福良港、阿万港、阿那賀漁港、灘漁港、沼島漁港及び南あわじ市浮体式多目的公園（海釣り公園メガフロート）とする。

3 緊急輸送の範囲等

(1) 範 囲

緊急輸送を行うにあたって、次のような事項に配慮して実施する。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

① 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ア 上記①の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- ア 上記②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活用品

4 手 段

輸送にあたっては、車両、船艇、航空機、人力等の手段を用いる。

(1) 車両による輸送

① 車両等の調達

輸送・移送に必要な車両は、公用車及び協定により提供を受けた車両から調達する。

また、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、配車計画に基づいて、民間輸送業者から借上げを実施する。また、市内で車両確保が困難な場合又は輸送の状況において他市町から調達することが適当と認められる場合は、県及び他市町に協力を依頼する。

② 燃料の調達

財務・庁舎班は、公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

③ 車両等の配車・運用

ア 配車の要求

各部において車両を必要とする場合は、目的、車種、トン数、台数、引渡場所及び使用日時を明示のうえ、財務・庁舎班に請求する。

イ 配車計画

財務・庁舎班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力及び走行性能等を考慮し、各部からの要請に対応する配車計画を調整する。

(2) 船艇による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は船艇による輸送の方が効率的な場合には、海上自衛隊及び民間船舶の協力を得て、船艇を利用する。

(3) 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は山間へき地等孤立地区への輸送が必要な場合は、自衛隊や県に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。また、あらかじめ指定した候補地の中から離着陸場等を開設し、自衛隊、県及び関係機関にその周知を図る。

(4) 人力による輸送

すべての輸送機関の機能が麻痺、あるいはさらに輸送力が必要な場合には、人力による輸送を実施する。

第4 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

県公安委員会は、県との連携を図りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

市は、あらかじめ各部への配車が定められた市保有車両等のうち、緊急性の高い用途に供する車両について、財務・庁舎班が事前に警察へ届け出る。

(1) 事前届出の対象とする車両

- ① 災害時において地域防災計画に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること
- ③ あらかじめ協定により緊急災害物資の輸送に従事する民間物流事業者等の車両

(2) 事前届出に関する手続き

① 事前届出の申請

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

イ 申請先

事前届出を受けようとする車両の使用の本拠の位置を管轄する南あわじ警察署長を経由して、県公安委員会に申請する。

ウ 申請書類等

- ・ 緊急通行車両事前届出書2通及び緊急通行車両一覧表1通を提出
- ・ 輸送協定書等業務の内容を証明する書類。ただし、輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等が調達することを証明する書類
- ・ 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

② 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付する。

③ 事前届出済の車両

大規模災害発生時事前届出済の交付を受けている車両については、直ちに警察署又は検問所で緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

なお、交付を受けた標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

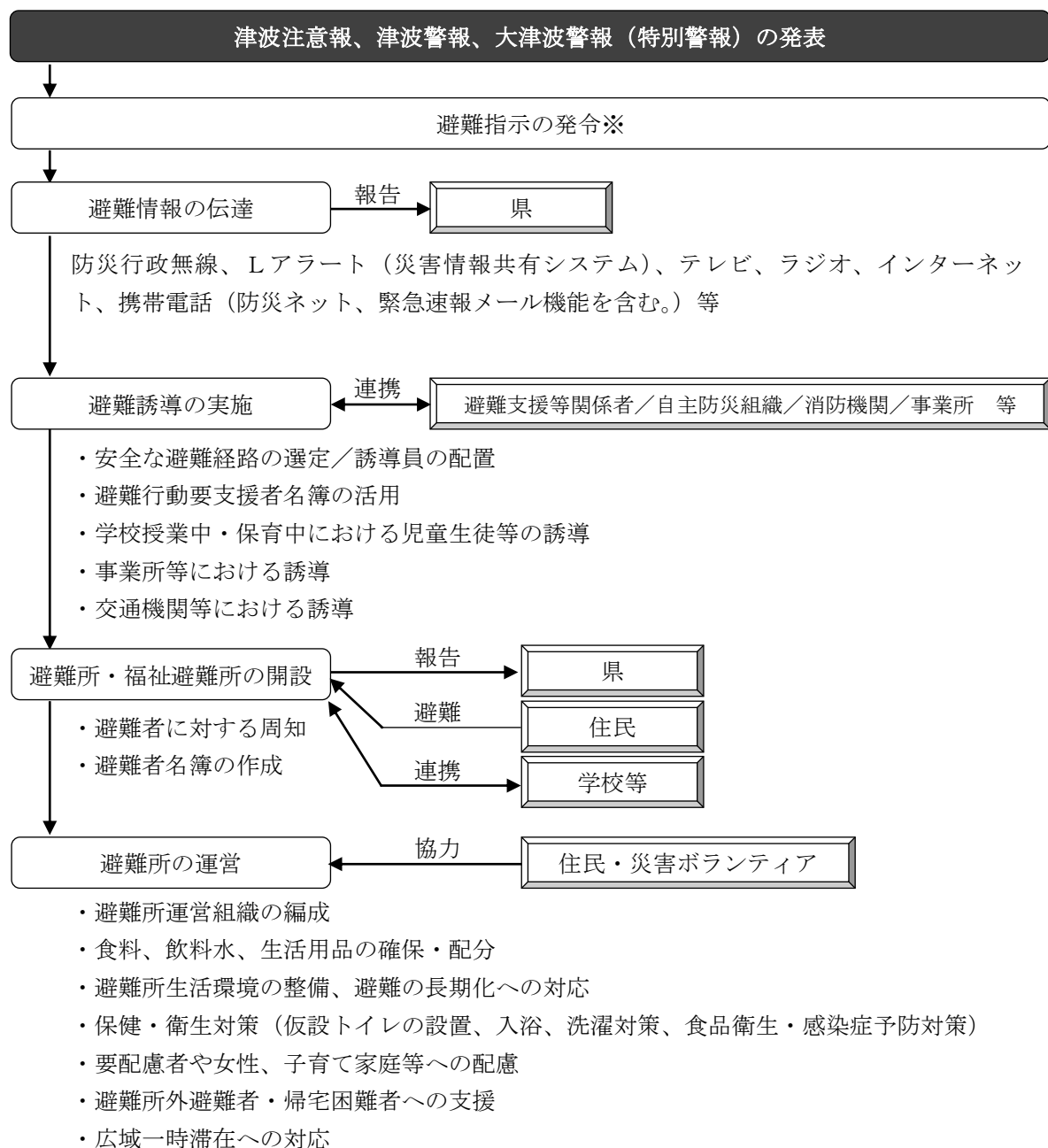
※ 資料編 「5－3 緊急通行車両の事前届出及び確認手続等要領」

第6節 避難対策の実施

【情報分析班、情報発信班、救助消火捜索班、避難者対策チーム】

災害から住民の生命、身体を保護するため、危険地域からの避難に関わる避難指示及び避難所への誘導は、県、市、警察及びその他の関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

第1 避難対策の流れ



※「遠地震に関する情報」後、津波警報が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、市はその内容により必要に応じて、避難情報の発令を検討する。

第2 避難指示等の種類と実施者

1 避難指示等の種類

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等 避難	・災害のおそれあり (「遠地地震に関する情報」後、津波警報が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討)	・危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がい者等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	・災害のおそれが高い状況	・危険な場所から全員避難

※ 発令においては、対象地区を掲げる。

2 避難指示等の実施者

区分	実施者	発令基準及び根拠法令	報告・通知
高齢者等 避難	市長	高齢者等避難発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。 (災害対策基本法第60条第1項)	知事に報告
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。(災害対策基本法第61条)	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないうちに限る。(自衛隊法第94条)	市長に通知
	知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。(災害対策基本法第60条第5項)	告示を要する。
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。 (地すべり等防止法第25条)	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	津波の氾濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。(水防法第29条)	警察署長に通知

第3 避難指示等の判断基準等

1 避難指示等実施の決定方法

避難指示等の実施については、観測情報と判断基準に基づき決定する。

2 避難指示等の判断基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみ発令する。

また、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

これを考慮したうえで、次のような発令基準を定める。

発令種別	津波情報、地震の状況 (発令のトリガー)	発令時期	対象
避難指示	大津波警報	自動	避難対象地域
	津波警報		
	強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき で、市町長が避難の必要性 を認めるとき	可能な限り 速やかに	
	津波注意報	自動 ※	海水浴客、釣り客、漁業・港湾 関係者等の海岸付近にいる者

※ なお、地球の裏側から1日をかけて日本に押し寄せるチリ津波などの遠地津波の場合は、発表された津波注意報の区分に応じ、津波到達予想時刻が発表された場合にはそれも参考にし、避難指示等の発令時期を考慮する。

3 避難指示等の実施報告

避難指示等を実施したときには、速やかにフェニックス防災システムに入力し県へ報告する。（災害対策基本法第60条第4項）

4 避難指示等の解除

状況を勘案し解除決定を行い、避難所避難者に対し避難指示等の伝達方法に準じて行う。

第4 避難指示等の住民への伝達

1 伝達時の留意点

- (1) 防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察署、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- (2) 要配慮者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- (3) 避難指示等の伝達にあたっては、避難指示等実施要領に基づき、住民のとりべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努める。
- (4) 高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、市はCATV等の活用も図る。

2 伝達の実施方法

(1) 防災ネット、緊急速報メール

メール登録者の携帯電話へ配信を行う。

(2) ホームページ

市のホームページに掲載し、インターネット閲覧者へ広報を行う。

(3) 防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、データ放送

市内全域で整備されている防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、データ放送より周知を行う。

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

Lアラート（災害情報共有システム）に発信し、情報伝達者（放送事業者等）を通じ、テレビ、ラジオ、インターネット等により周知を行う。

※ 資料編 「2-2 南あわじ市屋外拡声システム音声告知放送管理運用規則」

第5 避難誘導の実施

1 避難の誘導

(1) 避難誘導

① 市は、あらかじめ名簿や個別避難計画等により要配慮者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

② 予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。

③ 最も確実な徒歩による避難を行うよう周知に努める。

④ 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

⑤ 外来者、一時滞在者の避難誘導については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行う。

(2) 自治会及び自主防災組織の協力体制

自治会や自主防災組織は避難について、次の事項に協力する。

① 避難指示等の住民への伝達周知

② 避難所への誘導

③ 避難所での整理、指示

④ 要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導・支援及び安否確認

(3) 学校授業中における児童生徒への避難・下校体制

校長等の措置により実施する。校長の協力要請のあるときは、直ちに消防団の協力体制を災害対策本部長指令のもとに取る。

(4) 保育所等の保育中における園児の保護者への引渡し・避難体制

施設長等の判断により実施する。施設長等の協力要請のあるときは、要配慮者の避難誘導・支援体制を災害対策本部長指令のもとに取る。

(5) 事業所等における誘導

事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として、施設管理者等が実施する。

(6) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画及び避難計画に基づいて実施する。

(7) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防団員、民生委員・児童委員などについては、自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮し、水防活動に従事する者が自身の安全を確保できないと判断する場合は安全確保を優先して退避するとともに、発災から20分後には退避行動を開始する。

2 移送の方法

(1) 孤立集落又は避難途中に危険がある場合あるいは高齢者、傷病者ら通常的手段では避難できない住民については、車両、船等を利用して移送する。

(2) 車両、船等による移送も困難な場合は、ヘリコプターによる移送を検討する。

※ 資料編 「2-3 避難勧告等実施要領」

第6 避難所の開設と運営

災害による避難所の開設、避難所への収容保護及び管理・運営方法について定める。

1 避難所の予定場所

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活場所として、市指定の拠点避難所及び広域避難所を設定する。

また、自治会、自主防災組織等においては、一時的な集合場所として、集合した人の安全をある程度確保できるスペースを持った施設を一時避難場所として定める。

2 避難所の開設・収容

避難所の開設は、災害対策本部長の指示により、あらかじめ避難所ごとに担当職員の居住地に配慮して定め、発生後の迅速な人員配置を行う。ただし、安全確認が終わるまでは、関係者以外の入所を禁ずる。避難所担当職員は、担当避難所の鍵を所持し、定められた避難所を開設する。

また、人員が不足する場合は、必要に応じて職員等を派遣する。

原則として市が避難所の開設の可否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定していたとしても原則として開設しない。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

(1) 避難所開設基準等

- ① 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、拠点避難所をすべて、又は一部を開設する。
- ② 災害が発生したときにおいて、拠点避難所だけでは、避難者を収容することができないと判断した場合は、広域避難所も開設する。

(2) 避難収容の対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 避難指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ③ その他災害対策本部長が必要と認める者

(3) 避難所の開設期間

開設期間は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して定める。

(4) 避難所開設の広報・報告

避難所を開設した場合は、速やかに住民に対して広報する。また、県及び防災関係機関に対して次の事項を報告する。

- ① 目的
- ② 施設の名称及び場所
- ③ 避難者数

(5) 避難所の追加指定等

市は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。

3 避難所の運営

(1) 避難所運営の方針

避難所の運営は、避難所担当職員、施設管理者の管理指導のもとに行うが、教職員、自治会、自主防災組織、消防団及び専門知識を有するNP0・ボランティア等の外部支援者の協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、要配慮者に十分配慮するとともに、女性の参画を推進する。なお、避難者のおかれている厳しい状況に対して、十分理解した対応を行うこととし、原則として、避難者の自主的な運営を目指す。

(2) 教職員の従事

災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則としている。

- ① 施設等開放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料、飲料水、毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

(3) 避難者の自活力の育成

困窮状態にある避難者への温かい処遇とともに、自活力の育成に配慮した対応に努める。

自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

- (4) 市は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。
- (5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等を実施することにより、時間経過毎の避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。
- (6) 避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
- (7) 市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
- (8) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (9) ボランティアの受入れ
 - ① ボランティアの受入体制を整えるため、避難所にボランティアコーナーを設けて、ボランティア活動が円滑に行われるようにする。
 - ② ボランティア活動を円滑にするため、依頼すべき活動事項を掲示する。
 - ③ ボランティアに依頼する活動は、初期の混乱期における各種労働の提供、物資の管理等とする。
 - ④ 安定期においては、要配慮者に対する支援活動をその中心とする。

(10) 要配慮者や女性、子育て家庭等への配慮

- ① 要配慮者に対しては、特に、部屋割りの段階において家族の希望を聞き、可能な限り要望に沿うよう努めるなど、十分に配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。
- ② 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくりなど男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- ③ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ④ 必要に応じて、避難場所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

(11) 避難の長期化への対応

- ① 避難が長期化した場合は、たたみ、布団、冷暖房機、洗濯機、仮設トイレ、仮設風呂などの調達にも配慮する。なお、その確保が困難な場合は、県にアツ旋を依頼する。
- ② 必要により、警察と十分連携を図りながら、巡回活動を実施するなどして、防犯等安全の確保に努める。
- ③ 避難所生活では極度のストレスに悩まされることから、こころのケア対策を実施する。
- ④ 感染症予防のための衛生対策や食品衛生対策を実施する。

(12) 保健・衛生対策

- ① 保健活動の実施
医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。
- ② 仮設トイレの確保
避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合、県へアツ旋等を依頼する。
- ③ 入浴、洗濯対策
仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合、県へ、民間業者のアツ旋依頼や自衛隊への協力要請等を行う。
- ④ 食品衛生対策
食品の衛生管理に配慮する。
- ⑤ 感染症予防対策
感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

(13) 市町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

4 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

5 災害時の市内宿泊施設の有効活用

災害時における避難者受入業務に関する協定に基づき、長期の避難生活が予想される場合、要配慮者は市が指定している拠点避難所及び広域避難所での避難生活を送ることは困難であるため、社会福祉施設や市内の協定宿泊施設を有効活用し、応急仮設住宅の完成、あるいは住宅の再建・補修の完了まで宿泊できるように優先的に配慮する。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

6 広域避難及び広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

① 広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難及び広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議することができる。

市は、県に対し、広域避難及び広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難及び広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

② 広域避難及び広域一時滞在有の協議を受けた場合

市は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

① 広域避難及び広域一時滞在有を行う必要がある場合

市は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域避難及び広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

② 広域避難及び広域一時滞在有の協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県内被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

被災市町村は、広域避難及び広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

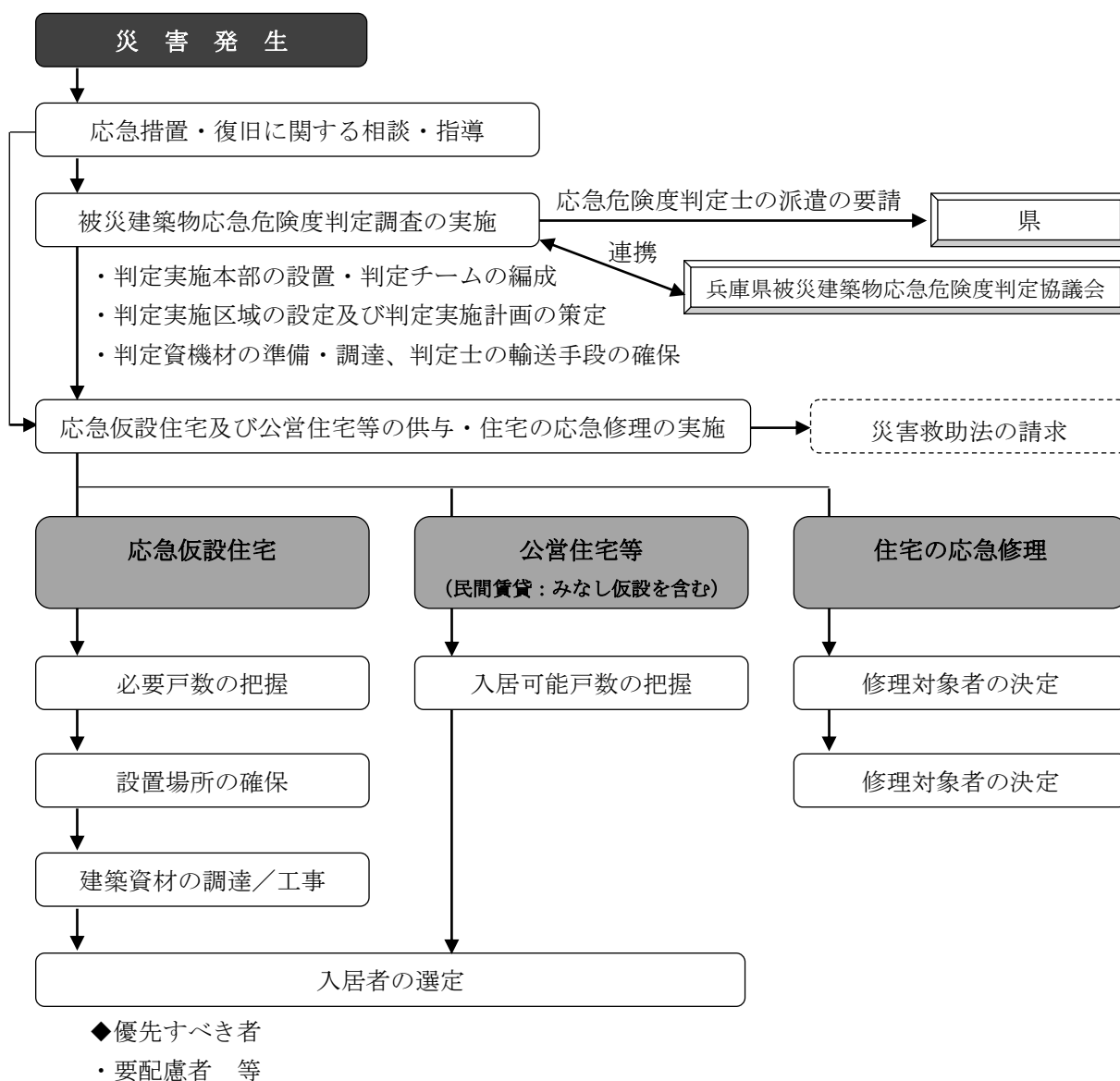
広域避難及び広域一時滞在有を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第7節 住宅対策計画

【住まい対策班、二次災害防止班】

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 住宅対策の流れ



第2 被災建築物応急危険度判定調査

災害により被災した建築物へ当面立ち入ることができるか否か、及び二次災害に対して安全を確保できるか否かの被災建築物応急危険度判定について、必要と認める場合、実施することができる。

1 調査の実施

- (1) 市は、応急危険度判定を実施する場合、判定実施本部を設置し、判定実施区域の設定及び判定実施計画の策定を行い、県に対して、応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 判定コーディネーターを配置し、判定資機材の準備・調達、判定士の輸送手段の確保を行うとともに、判定チーム編成を行い、調査を実施する。
- (3) 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図ることにより、迅速な建築物応急危険度判定の実施を行う。

2 判定

被災建築物応急危険度判定は、次の3段階とし、建物の玄関付近に判定標識を掲示するとともに、関係者へ安全指導を行う。

判 定		色
危 険	この建物に立ち入ることは危険です。	赤
要注意	この建物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。	黄
調査済	この建物の被害程度は少ないです。	緑

3 実施体制

(1) 実施主体

市は、応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

また、応急危険度判定を実施後、家屋被害調査を実施する。

(2) 対象

地震により被災した建築物を対象とする。

(3) 実施方法

- ① 各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施する。
- ② 被災規模が甚大な場合、広域な支援を県又は国に要請する。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

※ 資料編 「6-2 南あわじ市被災建築物応急危険度判定要綱」

第3 指導・相談

1 応急措置に関する指導・相談

- (1) 倒壊のおそれのある建築物及び外壁等の脱落等のおそれのある屋外取付物等の危険防止に関する相談・指導を行うとともに、落下等による事故防止のための住民に対する広報を実施する。
- (2) 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、ライフライン関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

2 復旧に関する相談・指導

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて、相談窓口を設置する。

- (1) 復旧に関する技術的指導及び相談
- (2) 復旧の助成及び融資制度の利用等に関する相談

第4 公営住宅及び応急仮設住宅の供与

1 公営住宅等の供与

- (1) 対象
市営住宅の他、県営住宅の空き家を有効活用する。
- (2) 募集
 - ① 住まい対策班が募集を行う。
 - ② 住まい対策班は、住民への情報提供や相談に対応するにあたって、県が国土交通省の支援により設置する被災者用公営住宅等あつ旋支援センターに協力を要請する。

2 応急仮設住宅設置戸数の設定及び供与要請

- (1) 応急仮設住宅設置戸数の設定
市営・県営住宅等公営住宅の利用可能戸数（空き家数）や被災状況等の情報をもとに、応急仮設住宅の設置戸数を設定する。
- (2) 応急仮設の要請・供与
次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。
 - ① 被害戸数
 - ② 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - ③ 連絡責任者
- (3) 県は、救助実施市を除く市町から供給あつ旋の要請があったとき、又は自ら必要があると認める場合に対応する。

3 応急仮設住宅建設地の選定

応急仮設住宅設置が長期間になることを考慮し、あらかじめ設定された候補地から応急仮設住宅建設用地を選定する。

※ 資料編 「6-6 災害時使用検討地リスト（応急仮設住宅建設地など）」

4 応急仮設住宅の建設

- (1) 応急仮設住宅の建設は、県が実施し、市は管理を行う。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市による建設も検討することができる。
- (2) 応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (3) 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- (4) 必要に応じ高齢者、障がい者等、日常生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅の設置を検討する。
- (5) 被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。
- (6) 応急仮設住宅として、供与する期間は、工事を完了した日から2箇年以内とする。

5 入居者の選考

(1) 入居者の募集

応急仮設住宅募集窓口を設置し、応急仮設住宅への入居募集を行う。

(2) 供与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ② 住居する住家がない者であること
- ③ 自らの資力でもって、住宅を確保することのできない者であること

※ 自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定すること

※ 入居者選定の際には、要配慮者に十分配慮するとともに、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設に努めること

6 応急仮設住宅の管理・運営

被災者の応急仮設住宅への入居後、応急仮設住宅内のコミュニティの形成や一人暮らし高齢者等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

7 生活環境の整備

- (1) 仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- (2) 地域の状況により、商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障がい者に対して、ケースワーカーの配慮や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、実情に応じた、きめ細やかな対応に努める。

第5 賃貸住宅の借上げ

被災状況、地域の実情等、必要に応じて民間賃貸住宅を借り上げて供給する。また、平時から業界の協力を得られるよう努める。

第6 被災した住宅の応急修理

- (1) 市は、住宅が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（中規模半壊、半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。
- (2) 住まい対策班は、市域の住宅被害状況を調査し、住宅の応急修理を希望する住民を受け、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建設業者等を派遣する。
- (3) 業者が不足又は建築資機材等を調達することが困難な場合は、県に対して、可能な限り次の事項を示して、あっ旋、調達を依頼する。
 - ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
 - ② 修理を必要とする戸数
 - ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - ④ 派遣を必要とする建築業者数
 - ⑤ 連絡責任者
 - ⑥ その他参考となる事項

第7 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
- (2) 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ① 除去を必要とする住家戸数
 - ② 除去に必要な人員
 - ③ 除去に必要な期間
 - ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
 - ⑥ その他参考となる事項

第8 その他住宅対策

- (1) 住宅金融支援機構による災害復旧住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害復興住宅融資の手続き指導
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

第9 災害救助法の実施基準

1 応急仮設住宅の供与

災害救助法による「収容施設（応急仮設住宅）の供与」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	1 規格1戸当たり （建設型応急住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （借上型応急住宅） 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 2 限度額1戸当たり （建設型応急住宅） 6,285,000円以内 （賃貸型応急住宅） 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。
期 間	（建設型応急住宅） 災害発生の日から20日以内着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに供与
備 考	1 要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内

2 住宅の応急修理

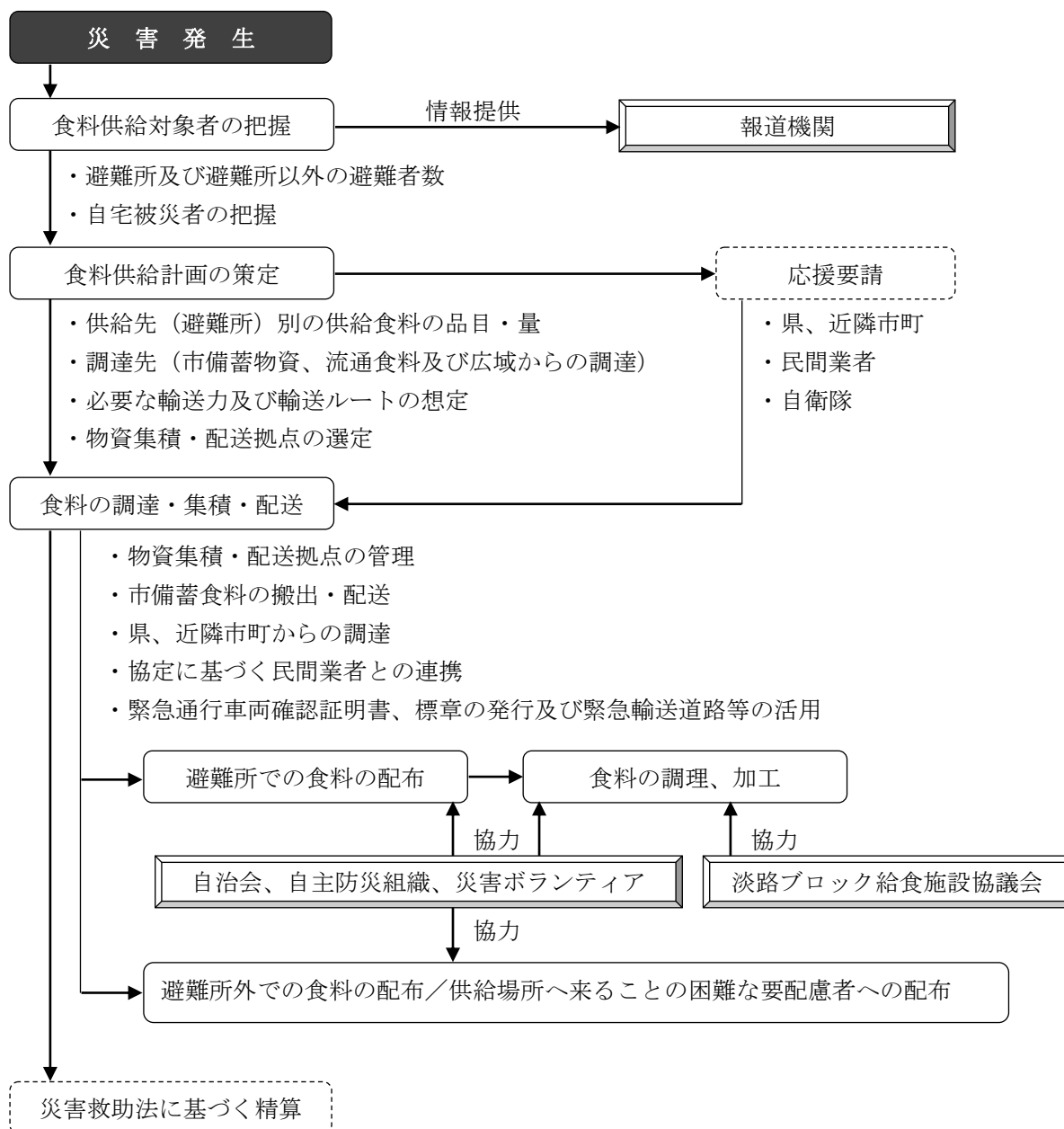
災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 住家が半（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり イ 半壊又は半焼の世帯 655,000円以内 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊を受けた世帯 318,000円以内
期 間	災害発生の日から1ヶ月以内
備 考	半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合 10%以上20%未満（いわゆる「準半壊」）とする。

第8節 食料の供給

【食料・飲料班、淡路ブロック給食施設協議会】

第1 食料の供給の流れ



第2 食料供給の基本方針

1 食料供給の基本的な考え方

- (1) 住民は、災害に備え自ら最低3日間分、可能であれば1週間分の食料を備蓄する。
- (2) 食料・飲料班は、被災者に対する食料の供給を次により行う。
 - ① 現物備蓄
 - ② 流通備蓄・流通物資
 - ③ 救援物資

2 対象者

- (1) 避難指示等に基づき避難所に避難している者
- (2) 住家が被害（全半壊、全半焼、流失、床上浸水等）を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

3 実施

主食は米飯を基本とし、食事制限のある方等のニーズに可能な限り配慮する。

第3 食料の調理、加工

- (1) 被災者給食の災害中の炊き出しは、市学校給食センター、市役所等防災拠点及び避難場所等において行い、避難者相互協力のもとで行う。また、自治会、自主防災組織等の協力を求めて、炊き出しや配給の応援体制を整える。
- (2) 淡路ブロック給食施設協議会による炊き出しが可能な場合は、淡路ブロック給食施設協議会からの支援を受け、食事を安全かつ確実に提供する。そのため、淡路ブロック給食施設協議会は、市や会員施設同士での相互支援体制を構築し、連携と協力を密に整えておく。
- (3) すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。
 - ① 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
 - ② 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を”かめない””飲み込みにくい””アレルギーがある”人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
 - ③ 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、哺乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

第4 食料の調達

1 食料調達・供給計画の策定

(1) 食料供給計画の策定

食料・飲料班は、市域の被害状況、避難所の開設・運営状況及び交通状況をもとに、供給先（避難所）別に必要な食料の品目・量を定めた食料供給計画を作成する。

- ① 供給先（避難所）別の供給食料の品目・量
- ② 調達先（市備蓄物資、流通食料及び広域からの調達）
- ③ 必要な輸送力及び輸送ルートの設定

(2) 広域（県など）への支援要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に食料調達の支援を要請する。

その際、必要に応じ、次の事項を示す。

- ① あつ旋理由
- ② 品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ④ 荷役作業者派遣の必要の有無
- ⑤ その他

2 食料調達の方法

(1) 備蓄食料の輸送準備

食料・飲料班は、市備蓄食料の搬出準備を行う。

(2) 民間業者への応援要請

食料・飲料班は、必要な食料の調達・配送を民間業者に応援要請する。

3 食料の供給方法

(1) 避難所への食料の輸送

食料・飲料班は、食料供給に必要な輸送力（輸送用車両、人員）を確保し、備蓄食料や防災拠点に集積された食料を各避難所に配送する。

(2) 避難所での食料の配布

各避難所に輸送された食料は、避難所担当職員を中心に、避難者、ボランティア等の協力により、その配分を行う。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第5 輸送

(1) 輸送にあたっては、緊急輸送道路等を活用する。

(2) 輸送協定を締結する業者に対して、災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせる。また、災害発生時には、これらの業者に搬送を依頼する。

- (3) 市は、物資集積・配送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資集積・配送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第6 物資集積・配送拠点

1 物資集積・配送拠点

淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、南淡B&G海洋センター体育館及び浮体式多目的広場（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。

なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。

2 取扱物資

物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- (1) 食料・飲料 アルファ化米、パン、飲料水、アレルギー対応食ほか
- (2) 生活用品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。
障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。
- (3) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメントほか
- (4) 防災関係物資 給水タンク、発電機、燃料ほか
- (5) 医薬品 薬、包帯等の医療用品、アレルギー対応食ほか
- (6) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

第7 救援物資の受入体制

他市町から寄せられる救援物資は、物資集積・配送拠点で受け付け、仕分け等を行う。

- (1) 避難所、その他の防災拠点、緊急輸送道路及び不通箇所等交通情報を収集し、応急配送計画を立てる。
- (2) 人員配置については、被害規模など状況に応じて、各物資集積・配送拠点に物資受付員、運搬及び仕分け員を配置する。
- (3) 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次、災害対策本部に報告する。
- (4) 物資の受け付け、仕分け、積載等は、ボランティア等の協力を得て行う。
- (5) 輸送にあたっては、各避難所の要望に応えるため、車両だけでなく、バイク又は自転車も活用する。
- (6) 救援物資等の集積、配送に関し、民間物流事業者等の倉庫、資機材やノウハウを活用す

るため協定の締結を推進する。

- (7) 淡路広域防災拠点施設（淡路ふれあい公園内）との連携に配慮する。

淡路広域防災拠点施設は、兵庫県広域防災拠点ネットワークの1つとして、被災者用物資（毛布、非常用食料等）や救助資機材（エンジンカッター、チェーンソー等）などを備蓄し、全国から寄せられる大量の救援物資を集積し、被災地へ配送する輸送拠点となる。

県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図るとともに、市町の輸送拠点から指定避難所等までの円滑な輸送体制を速やかに構築できるよう市町を支援する。

- (8) 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
- (9) 受入物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。
- (10) 大規模災害時には、個人からの救援物資を基本辞退する。

第8 災害救助法の実施基準

災害救助法による「炊き出しその他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

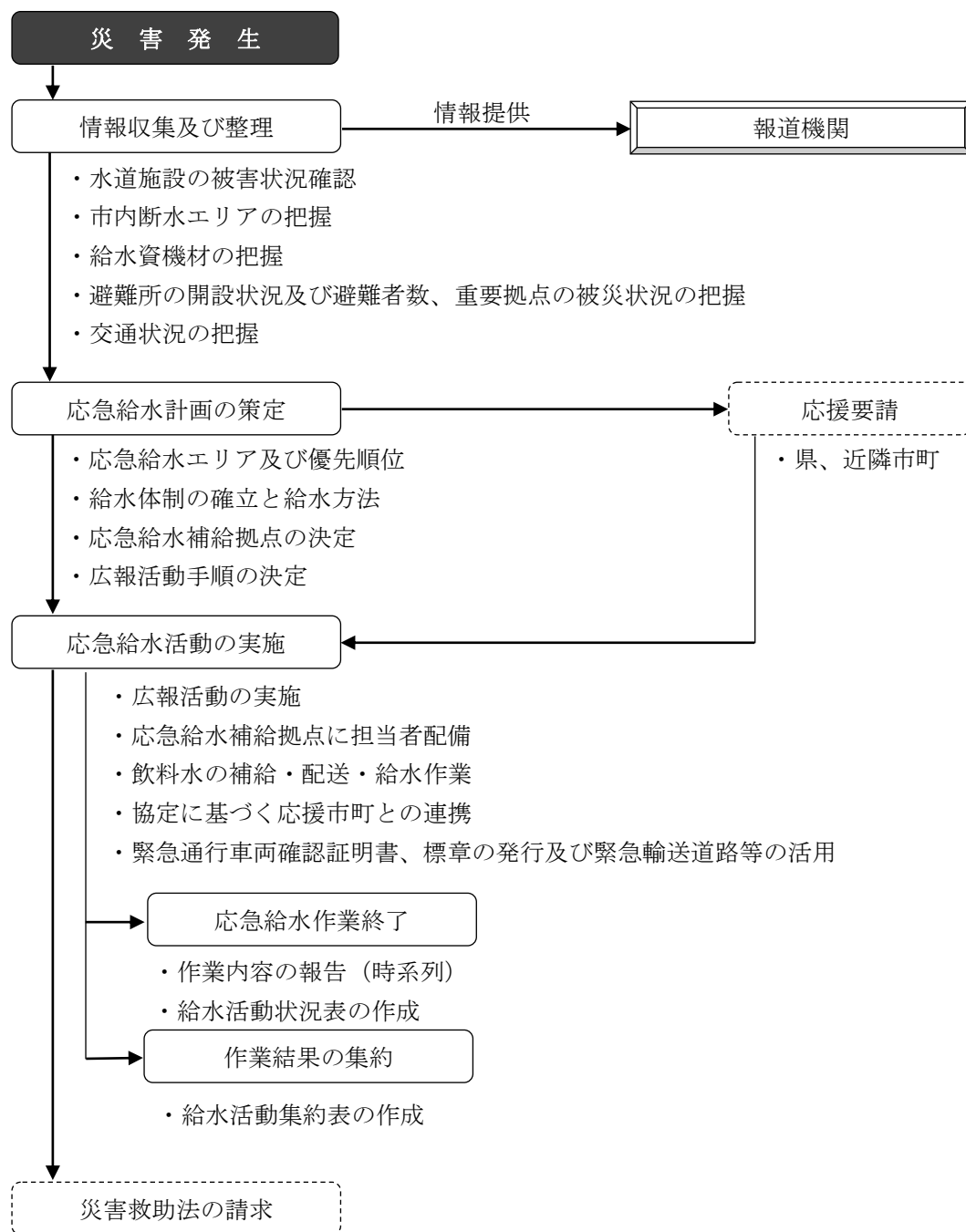
項 目	基 準 等
対 象	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者 3 床下浸水等で自宅避難しているが、ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者
費用の限度額	1人1日当たり1,180円以内
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1／3日）

第9節 飲料水の供給

【給水班】

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給は、この計画の定めるところによる。

第1 飲料水の供給の流れ



第2 応急給水の目標水量

応急給水の目標水量は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。

なお、住民は自ら最低3日間分、可能であれば1週間分の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。

給水体制	災害発生後の時期	水 量 (1人1日あたり)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3ℓ	生命維持のため最小限 必要量	自己貯水による利用と併せ、 水を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3～20ℓ 20～100ℓ	調理、洗面等最低限生活に 必要な水量 最低限の浴用、洗濯に 必要な水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100ℓ～ 被災前 水 量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 供用栓の設置

第3 応急給水の実施

1 発災直後の情報収集及び初動給水の準備

(1) 情報収集及び整理

淡路広域水道企業団は、発災直後、直ちに班の初動体制を確立し、輸送ルート確保班から道路被災状況について情報共有をし、以下の情報の集約・整理を行う。

- ① 水道施設（配水池、浄水場及び管路）の被害状況を確認し、配水量を把握
- ② 市内の断水エリアの把握
- ③ 応急給水用資機材の現況把握（利用可能性）
- ④ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算
- ⑤ 交通状況（道路の被災状況及び緊急交通路）の把握

(2) 給水用資機材の準備

淡路広域水道企業団は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水用資機材の準備を行う。

① 応急給水用資機材の備蓄

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備え、分散して備蓄管理する。なお、市立市小学校プールには、プール浄水器（0.5m³/h）が設置されている。

② 応急給水用資機材の調達

応急給水に必要な資機材については、民間業者から調達する。

2 応急給水の実施

(1) 応急給水計画の策定及び応急給水の実施

淡路広域水道企業団は、以下の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。なお、応急給水活動は、水道施設の復旧状況に併せて効率的に行う。

① 応急給水エリア及び給水方法の決定

断水状況や避難所開設状況に基づき、応急給水を実施するエリアを決定する。給水方法は断水状況や貯水槽の有無、発災からの時間経過などの状況に合わせて、以下の方法から適切な方法で行う。

ア 給水方法の種類

運搬給水	給水車、袋詰め水などによる水の供給
拠点給水	給水拠点の貯水槽などによる水の供給
仮設給水	消火栓に取り付けた給水栓又は仮設配管による水の供給

イ 給水体制と給水方法

応急給水体制は、発災直後の第1次給水から水道施設の復旧状況に応じて、徐々に第2次給水、第3次給水へと移行させる。

第1次給水	運搬給水を中心とし、可能な場合、拠点・仮設給水も併せて実施する。
第2次給水	運搬給水の増強、拠点給水及び仮設給水の実施
第3次給水	水道施設の応急復旧完了に伴い、通常給水を開始。建物等の被害の復旧状況によっては、拠点給水及び仮設給水を継続する。

② 応急給水先の優先順位の決定

避難所又は病院・救護所など緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者などの要配慮者利用施設に対しては、優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓を近くに設置する。

③ 応急給水体制の確立

応急給水に必要な要員を配置するなど、速やかに応急給水活動が実施できるような体制を構築する。

④ 取水場所の決定

浄水場から、応急給水の実施エリアや水道施設の被害状況に基づき、適切な採水場所を決定する。

(2) 広報の実施

淡路広域水道企業団は、広報班を通じて、給水時間、給水場所等を住民に伝達するとともに、自らも防災行政無線や広報車等を用いて給水活動の周知徹底を図る。

(3) 他機関への応援要請

災害の規模によっては、独自ですべての応急給水体制を構築することが困難なため、協定などにより、県や他の水道事業者などに次の事項を可能な限り明らかにして支援要請を行う。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

※ 兵庫県企業庁水道課（県水道災害対策本部） TEL 078-362-3684

(4) 給水応援

兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

第4 災害救助法の実施基準

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、次のとおりである。

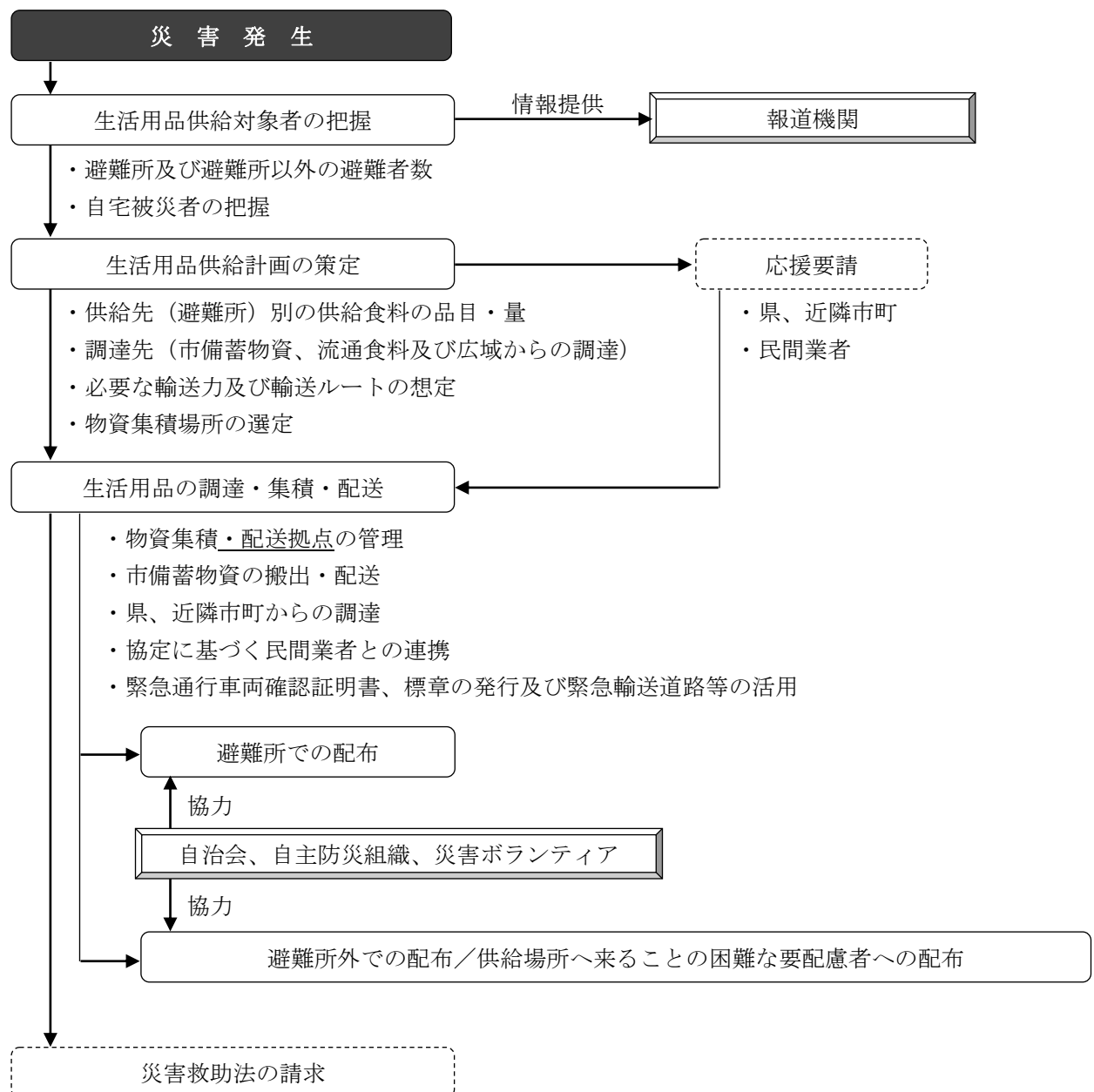
項 目	基 準 等
対 象	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	輸送費、人件費は別途計上

第10節 生活用品等の供給

【設備・用品班】

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活用品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 生活用品供給の流れ



第2 生活用品供給の基本方針

1 生活用品の供給順位

生活用品の供給は、次の方法で行う。

- (1) 現物備蓄
- (2) 流通備蓄・流通物資
- (3) 救援物資

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 応急生活用品の内容

- ・ 寝 具…………… 毛布、ふとん等
- ・ 被 服…………… 作業衣、婦人服、子供服、シャツ、靴下、下着等
- ・ 身の回り品…………… タオル、筆記用具、靴等
- ・ 炊 事 用 品…………… 鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類等
- ・ 日 用 品…………… 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等
- ・ 光 熱 材 料…………… ライター、ロウソク、燃料等
- ・ 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体石鹸、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 等

※ 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

第3 生活用品の調達

1 物資供給計画の策定

(1) 供給計画の策定

設備・用品班は、市域の被害状況、避難所の開設・運営状況及び交通状況に基づいて、供給先（避難所）別に必要な物資の品目・量を定めた物資供給計画を作成する。また、物資供給計画に基づき、担当各班に物資調達の依頼を行う。

- ① 供給先（避難所）別の供給物資の品目・量

- ② 調達先（市備蓄物資、民間業者からの調達、広域からの調達）
- ③ 必要な輸送力及び輸送ルートの設定
- (2) 広域（県等）への支援要請
必要な物資の調達が困難な場合は、県に物資調達の支援を要請する。
その際、必要に応じ、次の事項を示す。
 - ① あつ旋理由
 - ② 品目及び数量
 - ③ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - ④ 連絡課及び連絡担当者
 - ⑤ 荷役作業員派遣の必要の有無
 - ⑥ その他
- (3) 県による燃料の優先供給調整

県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あつ旋するとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。

2 生活用品の調達方法

- (1) 市備蓄物資の輸送準備
設備・用品班は、市備蓄物資の搬出準備を行う。

3 生活用品の供給方法

生活用品の供給方法については、「食料の供給」と同様の方法で行う。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

第4 物資集積・配送拠点

1 物資集積・配送拠点

淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、南淡B&G海洋センター体育館及び浮体式多目的広場（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。

なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。

2 取扱物資

物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- (1) 食料・飲料 アルファ化米、パン、飲料水、アレルギー対応食ほか

- (2) 生活用品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。
障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。
- (3) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメントほか
- (4) 防災関係物資 給水タンク、発電機、燃料ほか
- (5) 医薬品 薬、包帯等の医療用品
- (6) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

第5 救援物資の受入体制

他自治体等から寄せられる救援物資は、物資集積・配送拠点で受け付け、仕分け等を行う。

- (1) 避難所、その他の防災拠点、緊急輸送道路及び不通箇所等交通情報を収集し、応急配送計画を立てる。
- (2) 人員配置については、被害規模など状況に応じて、各物資集積・配送拠点に物資受付員、運搬及び仕分員を配置する。
- (3) 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次、災害対策本部に報告する。
- (4) 物資の受け付け、仕分け、積載等は、ボランティア等の協力を得て行う。
- (5) 輸送にあたっては、各避難所の要望に応えるため、車両だけでなく、バイク又は自転車も活用する。
- (6) 救援物資等の集積、配送に関し、民間物流事業者等の倉庫、資機材やノウハウを活用するため協定の締結を推進する。
- (7) 淡路広域防災拠点施設（淡路ふれあい公園内）との連携に配慮する。

淡路広域防災拠点施設は、兵庫県広域防災拠点ネットワークの1つとして、被災者用物資（毛布、非常用食料等）や救助資機材（エンジンカッター、チェーンソー等）などを備蓄し、全国から寄せられる大量の救援物資を集積し、被災地へ配送する輸送拠点となる。

県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図るとともに、市町の輸送拠点から指定避難所等までの円滑な輸送体制を速やかに構築できるよう市町を支援する。

- (8) 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的

- に物資等を提供する。
- (9) 受入物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。
- (10) 大規模災害時には、個人からの救援物資を基本辞退する。

第6 災害救助法の実施基準

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

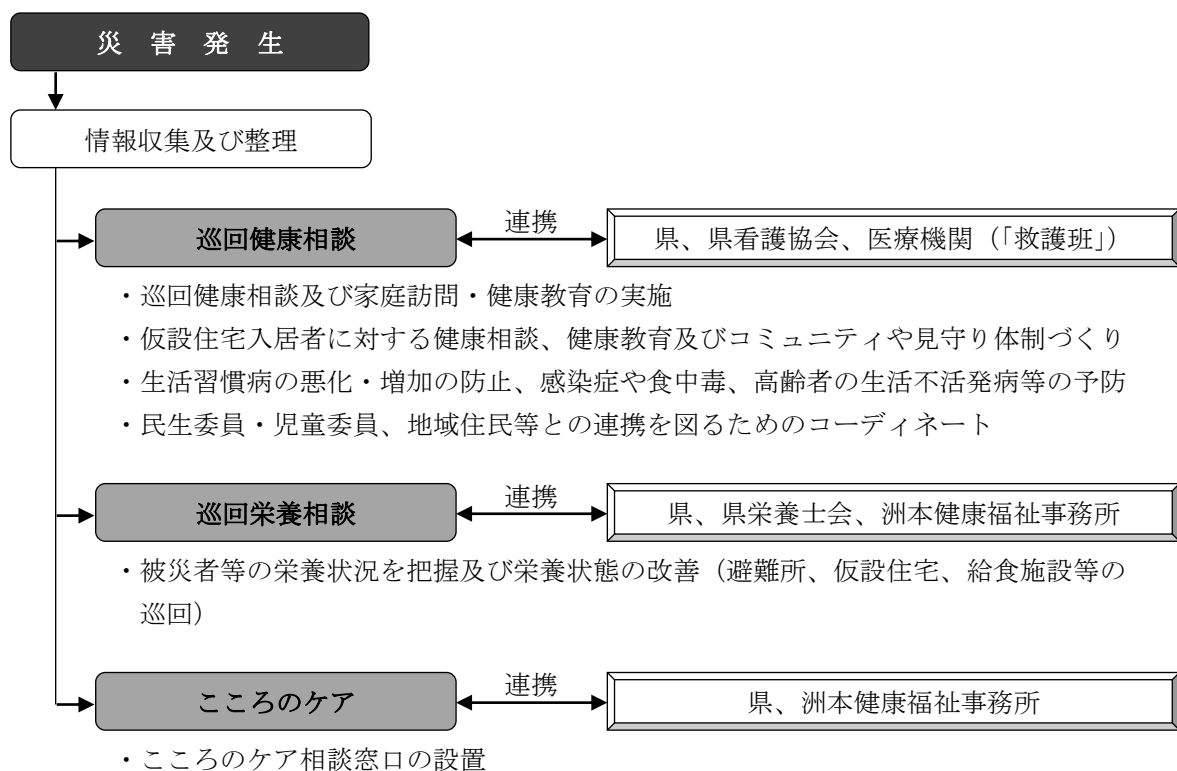
項 目	基 準 等							
対 象	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費 用 の 限 度 額	区 分		1 人 世帯 (円)	2 人 世帯 (円)	3 人 世帯 (円)	4 人 世帯 (円)	5 人 世帯 (円)	6 人以上 1 人を 増すごとに加算 (円)
	全壊 全焼 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
期 間	災害発生の日から10日以内							
備 考	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること 3 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害の日をもって決定。							

第11節 健康対策の実施

【保健対策班、兵庫県】

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について定める。
なお、詳細については、「淡路圏域災害時保健活動ガイドライン」による。

第1 健康対策の流れ



第2 巡回健康相談の実施

- (1) 保健対策班、県及び県看護協会は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 保健対策班、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談及び健康教育を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。
- (3) 保健対策班及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（「救護班」）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (4) 保健対策班及び県は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。
- (5) 保健対策班及び県は、サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

第3 巡回栄養相談の実施

- (1) 保健対策班は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会、洲本健康福祉事務所等関係と連携して、避難所、仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談を実施する。
- (2) 保健対策班は、避難所解消後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、洲本健康福祉事務所等と協力して、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適正化を支援する。
- (3) 保健対策班は、巡回栄養相談の実施にあたり、洲本健康福祉事務所等と協力して、要配慮者をはじめ被災者の栄養状態の把握に努める。

第4 こころのケア対策

1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

保健対策班は、洲本健康福祉事務所等と協力して、こころのケアに関する活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

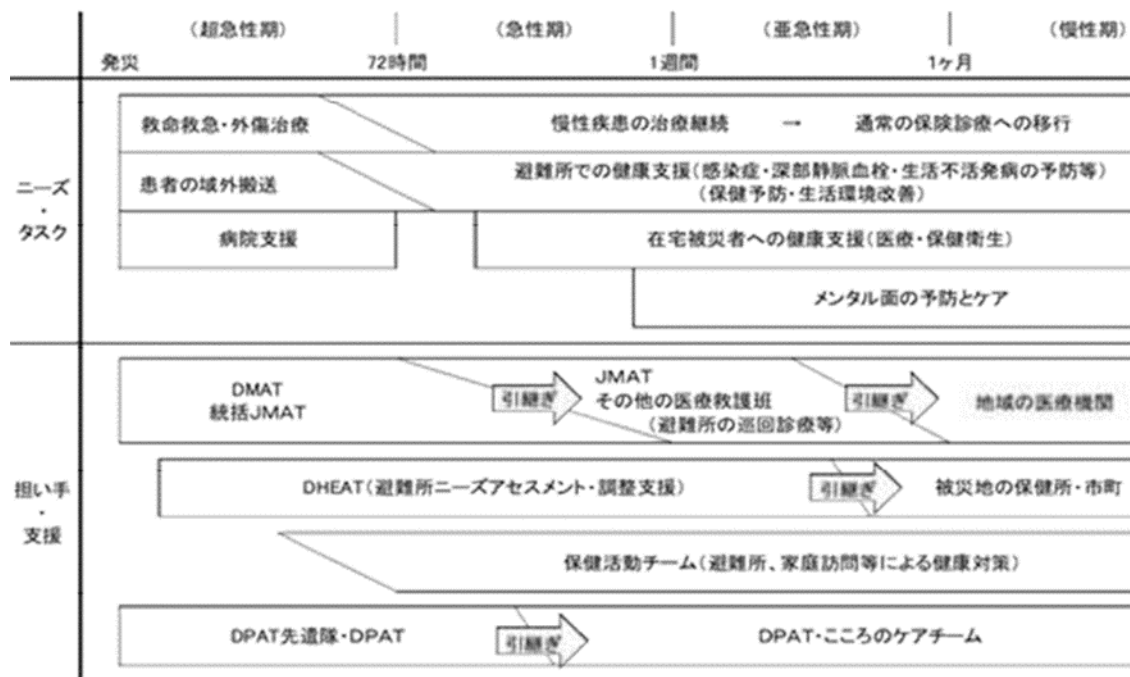
2 こころのケア相談窓口の設置

保健対策班及び県は、被災の状況を踏まえ、被災者の精神的不安に長期的に対応するとともに、被災精神障がい者の地域での生活を支援するため、洲本健康福祉事務所等と協力して、地域に根ざした精神保健活動の拠点となるこころのケア相談窓口を設置する。

3 DPATとの連携

市は、精神科病院単位を基本として、登録されている兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）との連携を行う。

【大規模災害時の保健医療ニーズと活動の経時変化のイメージ】

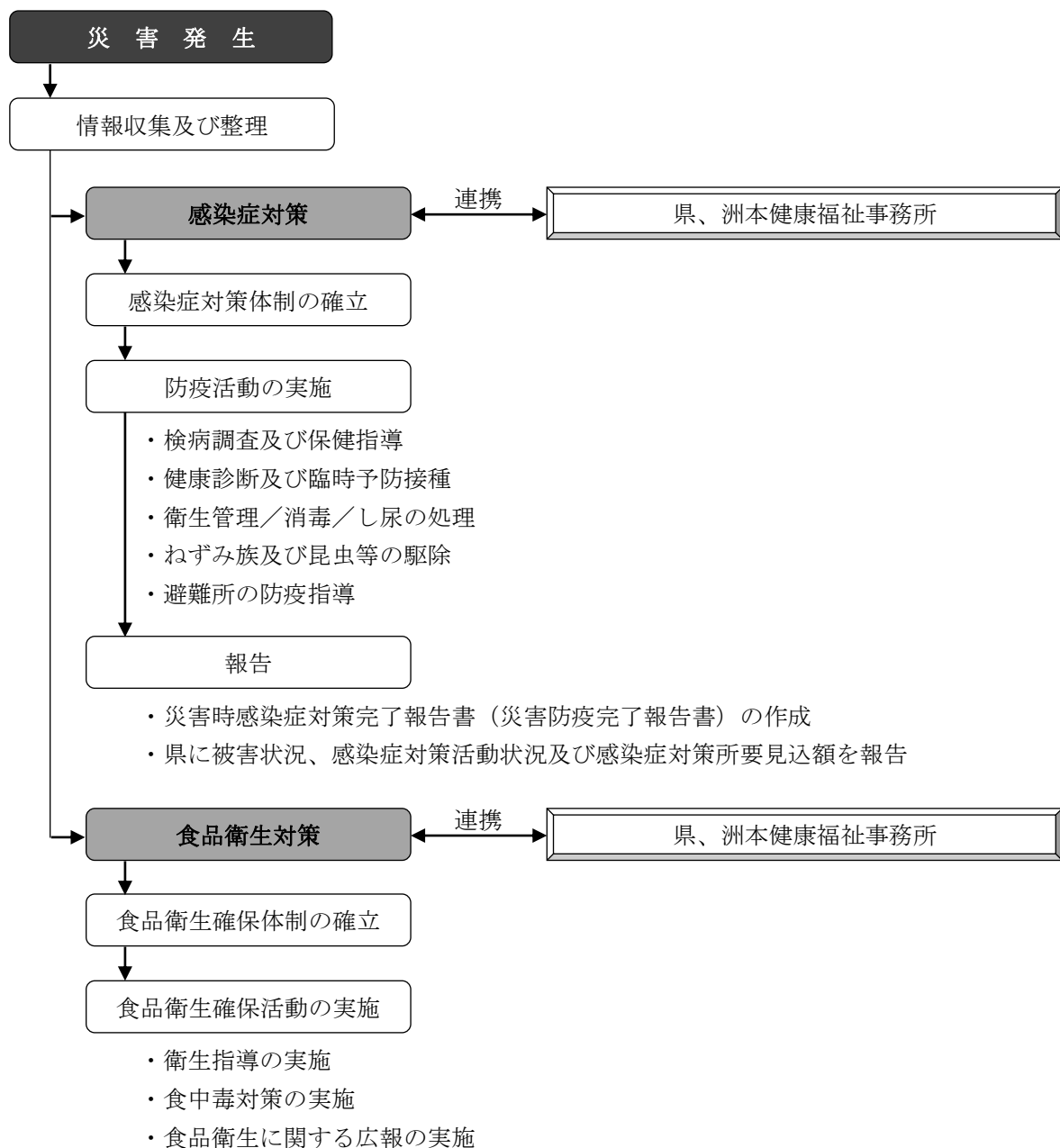


第12節 防疫対策の実施

【救護対策班、兵庫県】

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、洲本健康福祉事務所と連携をとり、感染症の流行を未然に防止するため万全を期する。

第1 防疫対策の流れ



第2 感染症対策の実施

1 感染症対策体制の確立

- (1) 救護対策班は、感染症対策のための体制を確立する。
- (2) 車両等の調達
救護対策班は、必要に応じて、車両、器具及び機械の調達を行う。
- (3) 市長は災害の状況に応じて、感染症予防委員を選任し、感染症対策活動に従事させる。

2 防疫活動

- (1) 検病調査及び保健指導
 - ① 救護対策班は、機動力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ、緊急度の高いものから実施し、感染症患者の早期発見に努める。
 - ② 救護対策班は、感染症予防教育等広報活動の推進を図る。
- (2) 健康診断及び臨時予防接種
救護対策班は、感染症法に基づき、洲本健康福祉事務所が行う健康診断の実施及び臨時予防接種に協力し、実施する。
- (3) 衛生管理
救護対策班は、じん芥、汚泥等について、積換所及び分別所を経て、埋立若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期する。
- (4) 消毒方法
救護対策班は、被害の状況により、洲本健康福祉事務所の指示を受け、次の事項について、消毒を実施し、そのために必要な感染症対策用薬剤等の備蓄、調達を行う。
 - ① 飲料水の消毒
 - ② 家屋の消毒
 - ③ 便所の消毒
 - ④ 芥溜、溝渠の消毒
 - ⑤ 患者輸送用器等の消毒

<使用薬剤の種類>

消毒対象	薬剤の種類
屋外（し尿槽や下水があふれた場所など）床下	クレゾール石鹼液、オルソ剤、消石灰
屋内（汚水に浸かった壁面や床、家財道具）、手指	塩化ベンザルコニウム逆性石鹼（オスバン等）
食器類、井戸水	次亜塩素酸ナトリウム

- (5) ねずみ族及び昆虫等の駆除
 - ① 救護対策班は、災害時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除の対象地域について、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に地域を定め、速やかに駆除を実施する。

- ② り災家屋については、無差別に行うことなく、実情に応じて、重点的に実施することとする。
- ③ 家屋においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びじん芥並びに汚物の堆積地帯に対しては、殺虫及び殺鼠効果のある駆除剤を使用することとする。

＜薬剤所要量の算出方法＞

撒布場所、種類別	算 出 方 法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	$\left[\begin{array}{l} \text{家屋}39.6\text{m}^2\text{内部} \\ \text{の壁面、その他} \end{array} \right]$ (窓、その他)(1m ² あたりの使用量) $\text{指示地域内のり災戸数} \times 85.8\text{m}^2 \times (1-0.5) \times 0.05\text{g}$
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	$\left[\begin{array}{l} 1\text{m}^2\text{あたりの使用量} \\ 50\text{倍液にして}3\text{g} \end{array} \right]$ $\text{指示地域内のり災戸数} \times 1\text{m}^2 \times 0.06\text{g}$
家屋外及びじん芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	(敷地内) (1m ² あたりの使用量) $\text{指示地域内のり災戸数} \times 56.1\text{m}^2 \times 15\text{g}$

(6) 家庭用水の供給等

淡路広域水道企業団は、県の指示に基づき、速やかに家庭用水を供給し、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(7) 患者等に対する措置

救護対策班は、被災地において、感染症患者等が発生したときは、洲本健康福祉事務所の指示に従い、患者等に対する医療を確保し、感染症のまん延を防止するための健康診断や消毒等の措置を行う。

(8) 避難所の感染症対策指導等

救護対策班は、県感染症対策担当職員（県健康福祉事務所）と連携のもと避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

また、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止の徹底に努める。

(9) 報告

救護対策班は、感染症法に基づく知事等の指により消毒など災害防疫を行った場合、洲本健康福祉事務所を経由して県に被害状況、感染症対策活動状況及び感染症対策所要見込額を報告する。

3 県に対する要請

市において防疫活動が困難な場合は、下記事項を整理のうえ、県へ要請する。

- ① 防疫業務の内容
- ② 防疫時間

- ③ 防疫を必要とする世帯数
- ④ 派遣場所
- ⑤ その他必要事項

4 県が実施する防疫活動との協調

市は、被災状況や感染症の発生状況に応じて、洲本健康福祉事務所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症防止対策等の予防措置に協力する。

5 災害時感染症対策完了後の措置

救護対策班は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、洲本健康福祉事務所を経由して県に提出する。

第3 食品衛生対策の実施

1 食中毒対策

(1) 食中毒の防止

県（洲本健康福祉事務所）は、次の措置を講じる。

- ① 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。
- ② 食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
- ③ 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

県（洲本健康福祉事務所）は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

(3) 衛生に関する広報

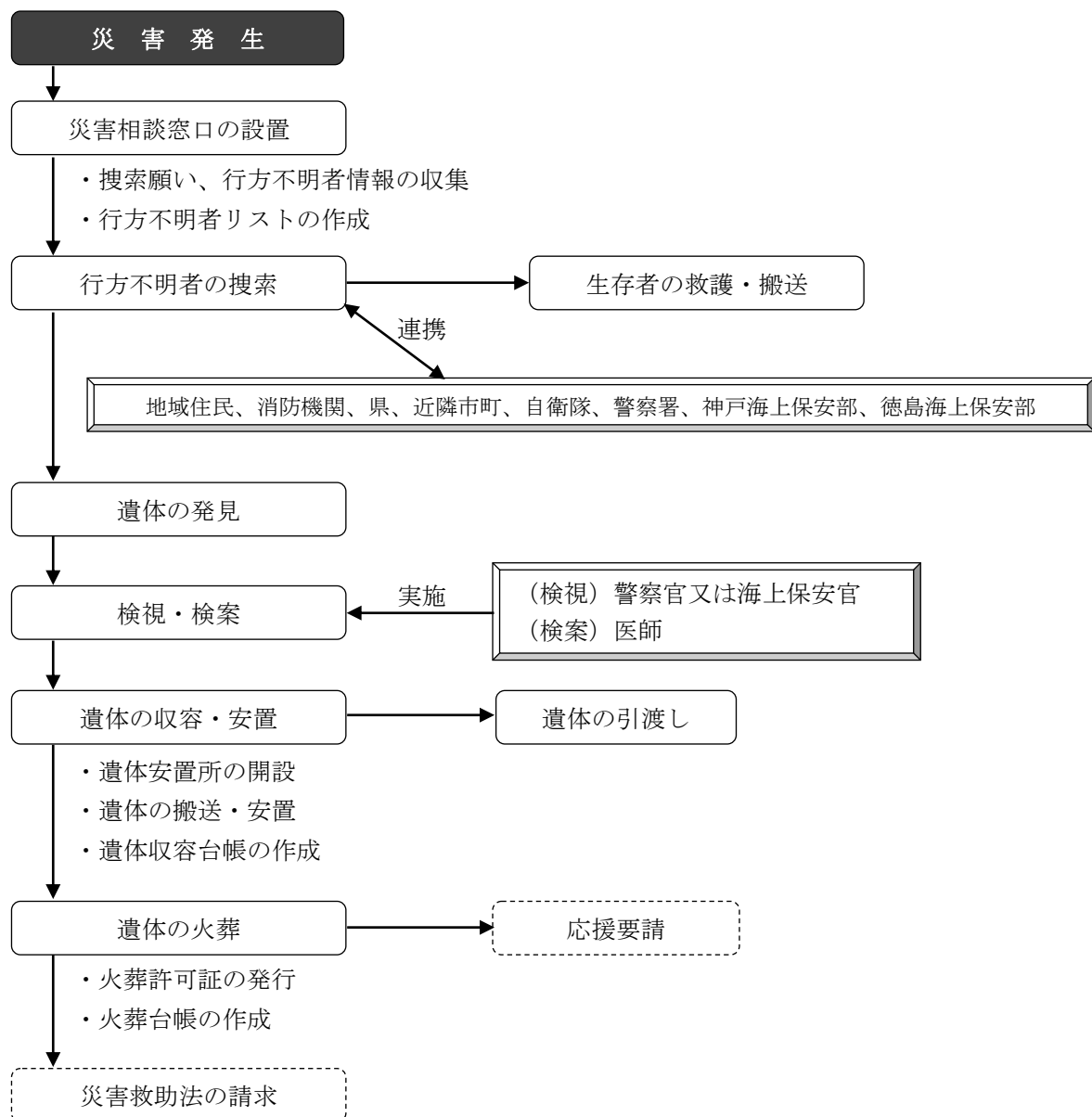
市（救護対策班）は県と協力して、梅雨期や夏季等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第13節 行方不明者の捜索・遺体の火葬等

【救助消火捜索班、遺体班、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部】

災害による行方不明者の捜索及び遺体の収容、検案、処理等については、県、警察、神戸海上保安部、徳島海上保安部、市、日赤及びその他医療機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

第1 行方不明者の捜索・遺体の火葬等の流れ



第2 行方不明者の捜索及び遺体の引き渡し

1 行方不明者の捜索

- (1) 救助消火捜索班は、災害相談窓口等で受付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。
- (2) 消防団は、行方不明者等の捜索について、救助活動に引き続き、災害の規模及び地域その他の状況を勘案しつつ、警察署、神戸海上保安部、徳島海上保安部、消防等関係機関と連絡をとりながら実施する。
- (3) 遺体班は、捜索された遺体について遺体収容台帳を作成する。
- (4) 行方不明者の捜索期間は、原則として災害発生から10日以内とする。ただし、10日以上を経過してもなお捜索を要する場合には、捜索期間の延長について、県知事を経由して、内閣総理大臣に協議し、承認を得る。

2 検視・検案

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は、速やかに警察署、神戸海上保安部又は徳島海上保安部に連絡し、警察官又は海上保安官の検視、医師の検案を受ける。
- (2) 警察署は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判明して遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。身元が判明しない遺体については、遺体班に引き渡す。
- (3) 状況により現場における検視・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容の後行う。

3 遺体の搬送

- (1) 遺体班は、警察署から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引き渡しを受ける。
- (2) 引き渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し安置する。

第3 遺体の収容・安置

1 遺体安置所の確保

次の各項目を基本に遺体安置所を確保する。

- (1) 屋内施設を基本とする。
- (2) 複数箇所を確保する。
- (3) 避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- (4) 施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること。
- (5) 照明設備、水道設備を有していること。

2 遺体安置所の開設

- (1) 遺体班は、遺体安置所を公共施設に開設する。
-

- (2) 遺体班は、(1)でまかなえない等の場合は、遺体の安置に必要な葬儀式場を有する葬祭業団体等に施設の提供を要請する。
- (3) 遺体安置所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業団体等から調達する。

3 遺体の収容方法

- (1) 医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体収容台帳に記載するとともに、遺体安置所に安置する。
- (2) 身元が判明し、遺族等引取人があるときは引取人に引き渡す。
- (3) 一定期間経過後、なお引取人がいないときは、行旅死亡人として取り扱う。

4 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における死者の発生状況等を勘案しながら、遺体の処置方法等をあらかじめ定めておく。

第4 遺体の火葬等

1 車両の調達

遺体班は、遺体を火葬場へ搬送するための車両として葬祭業団体等が所有する霊柩車等を活用することとするが、不足する場合は、財務・庁舎班に車両の確保を要請する。

2 遺体の火葬方法

- (1) 遺体班は、遺体、火葬許可証及び火葬場使用許可書を(2)に掲げる火葬場に搬送し、火葬台帳に記入のうえ、火葬に付す。
- (2) 火葬場の所在、名称

名称	所在地	電話	炉数	備考
南あわじ市火葬場	賀集八幡南 593 番地 30	54-0258	4	1 炉当たり 1 体約 4 時間（骨上げ・清掃時間含む）
南あわじ市沼島火葬場	沼島 414 番地	—	1	

- (3) 市有の火葬場で火葬できない場合は、県、他市への応援を要請する。

第5 災害救助法の実施基準

1 死体の捜索

災害救助法による「死体の捜索」の実施基準は次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

2 死体の処理

災害救助法による「死体の処理」の実施基準は次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。
費用の限度額	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 一時保存：死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1 体当たり5,400円以内 検案：「救護班」以外は慣行料金
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	1 検案は、原則として「救護班」 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

3 埋葬

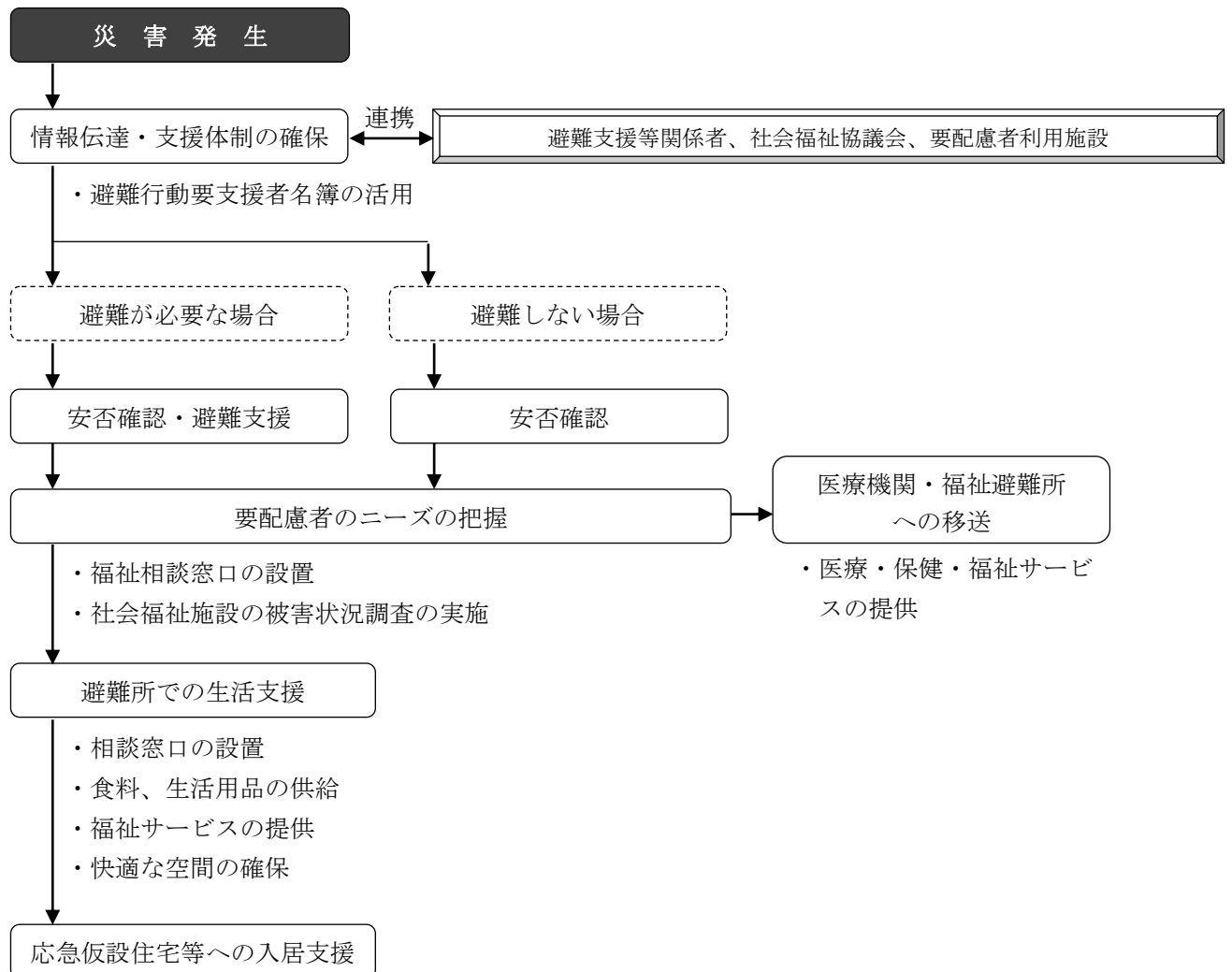
災害救助法による「埋葬」の実施基準は次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給
費用の限度額	大人（満12歳以上） 1 体213,800円以内 小人（満12歳未満） 1 体170,900円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

※ 資料編 「6－5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

第14節 要配慮者対策の実施 【福祉対策班】

第1 要配慮者対策の流れ



第2 高齢者、障がい者等への支援

1 情報提供

福祉対策班は、県洲本健康福祉事務所と協力し、要配慮者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- (1) 情報伝達ルート 社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- (2) 伝達手段 広報紙、FAX、インターネット、携帯メール、防災ネット、データ放送等

2 避難対策、生活支援

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と協力し、避難情報の伝達及び安否確認を行い、救助、避難誘導・支援を行う。なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても、個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。
- (2) 負傷や慣れない避難所生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師・看護師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問などを行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。
- (3) 要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
- (4) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームの設置を県に要請するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。
- (5) 要配慮者等に配慮して、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (6) 避難所等における配慮
 - ① 相談窓口の設置
避難所等において、要配慮者用窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応並びに確実な情報伝達と支援物資の提供を行う。
 - ② 食料、生活用品の供給
粉ミルク、やわらかい食品、アレルギー対応食、離乳食、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料及び生活用品の供給に配慮する。
 - ③ 福祉サービスの提供
福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細やかな対応に努める。その際、避難所においても、介護保険サービスの利用が可能であることを留意する
 - ④ 快適な空間の確保
要介護高齢者や妊産婦等が静養しやすいよう、専用スペースの確保に努める。

3 すまい支援

避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等要配慮者の状況や利便性に配慮する。

仮設住宅について、必要に応じて、高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するよう努める。

4 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市及び県は、社会福祉施設の被害状況調査を実施するとともに、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

5 外国人への情報伝達等

(1) 外国人への情報提供

市は、県と協力して、ひょうごE（エマージェンシー）ネット及びスマートフォンアプリをはじめ、インターネット等により多言語で情報提供を行うよう努める。

(2) 外国人の被災状況の把握

市、県、警察等は、相互に連絡して、安否確認（外国人住民の死亡者数確認）及びニーズの把握を行う。

6 震災障がい者（震災で障がいを負った方）への対応

市及び県は、震災障がい者の把握に努め、必要に応じて、こころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供及び総合的な相談を実施する。

震災障がい者は、入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して、所在の把握や支援を行う必要があることに留意する。

7 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 震災遺児の把握と支援の実施

市及び県は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて、保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

県は、震災遺児の把握・支援に際して、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

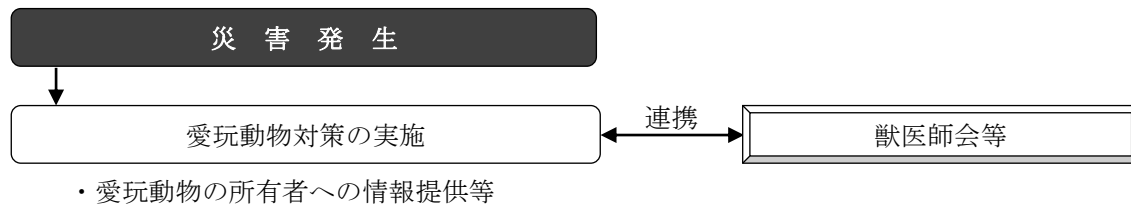
(2) 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第15節 愛玩動物の収容対策の実施

【設備・用品班、市民福祉部】

第1 愛玩動物対策の流れ



第2 愛玩動物の収容対策

設備・用品班は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

- (1) 動物救援本部は、次の事項を実施する。
 - ① 飼養されている動物に対する餌の配布
 - ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
 - ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
 - ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
 - ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - ⑥ 動物に関する相談の実施等
- (2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。
 - ① 被災動物救護体制の整備
 - ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
 - ③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等
- (3) 設備・用品班は、動物救援本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じて、把握している情報を提供する。
- (4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

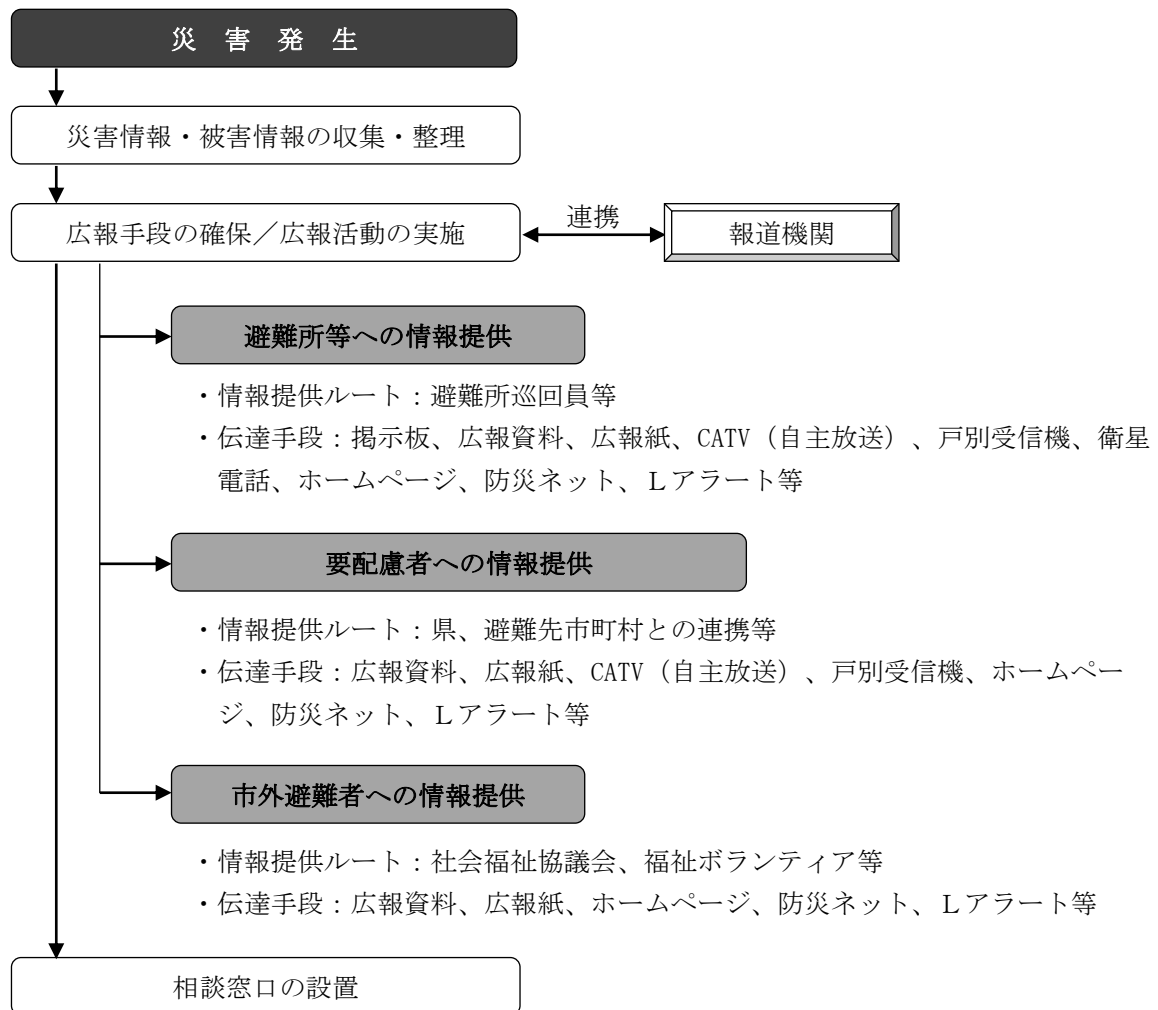
第3 飼い主の災害時の行動

- (1) 発災時は自身の安全を第一として、落ち着いて、愛玩動物の安全確保を行う。突然の災害で愛玩動物もパニックとなり、いつもと違う行動をとるので愛玩動物を落ち着かせ、ケガに注意する。
- (2) 避難する場合は、愛玩動物と一緒に避難する同行避難が原則となる。
- (3) 避難所、応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方がいることを認識する。
- (4) 避難所や応急仮設住宅では、愛玩動物の飼育管理は飼い主の責任で行う。衛生的な管理とともに、飼い主同士で周りの人に配慮したルールを作る。

第16節 災害情報等の提供と相談活動の実施

【情報発信班、広報班】

第1 災害情報等の提供と相談活動の流れ



第2 災害広報の実施

災害発生時においては瞬時に住家を失い、また、火災などの切迫した危険から逃避しようとする多数の住民が恐怖と興奮のため冷静な判断を誤り、一層重大な事態を招くおそれがある。このため、災害対策本部は、被害状況、救護活動状況、今後の災害予想などを住民に正しく認識させ、人心の安定を図り適切な行動に移れるように、速やかに、広報活動を行う。

1 広報活動の手段

次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

(1) 交通・通信施設が利用できる場合

- ① ホームページ、携帯メール及び防災ネットの利用
- ② CATV（自主放送）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機の利用
- ③ 広報車、消防車等の利用
- ④ 広報紙、チラシ等の配布
(新聞折込み、自治会等への配布、広報掲示板、避難所、公共施設等への掲示)
- ⑤ 各避難所、地区連絡所等での広報掲示板の設置及び掲示
- ⑥ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請
- ⑦ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

(2) 交通・通信施設が途絶した場合

- ① オートバイ、自転車、徒歩等による周知
- ② 自治会、自主防災組織等への連絡、チラシ配布、回覧等
- ③ 市内アマチュア無線局への協力依頼
- ④ サイレン、警鐘

(3) その他の場合

- ① 警察署その他の防災関係機関に対し、広報依頼を行う。
- ② 新聞、ラジオ、テレビ等報道関係機関に対し、広報依頼を行う。

【県の協定に基づくもの】

NHK神戸放送局 ラジオ関西 サンテレビジョン 兵庫エフエム放送（株） 毎日放送 朝日放送	関西テレビ 読売テレビ 大阪放送（ラジオ大阪） FM802
--	--

2 広報の内容等

地震災害時に住民へ迅速、正確な情報を提供できるよう防災関係機関等とあらかじめ調整を図っておくこととし、広報の内容については、概ね次のとおりとし、被災者等のニーズに応じた多様な内容を広報するよう努める。

- (1) 発生した地震・津波に関する観測情報
- (2) 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- (3) 津波の発生に関する予報
- (4) 被災状況と応急措置の状況
- (5) 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）
- (6) 避難所の設置状況
- (7) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (8) ライフラインの状況
- (9) 地震発生時におけるガスの安全な使用方法
- (10) 医療機関の状況
- (11) 感染症対策活動の実施状況
- (12) 食料、生活用品及び燃料の供給状況
- (13) 相談窓口の設置状況
- (14) その他住民や事業所のとるべき措置
（火災・津波・地すべり・危険物施設等に対する対応、電話・交通機関等の利用制約、食料・生活用品の確保）
- (15) 余震対策に関する情報

3 広報用放送文例の作成

災害時に住民に迅速な広報が行えるよう、あらかじめ防災関係機関等と調整を図っておくとともに、災害発生後の経過時間ごとに必要な広報用放送文例をあらかじめ作成しておく。

4 報道機関への対応

災害対策本部は、被害状況等について定期的及び随時に記者発表を行うものとし、その回数は1日に1～2回程度とする。

5 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた広報計画により、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等について広報活動を行う。

6 広報資料の収集

(1) 現地取材の実施

広報班は、広報資料等に資するため、災害対策本部でとりまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告する。

(2) 災害写真・映像の撮影及び収集

広報班は、広報資料等に資するため、必要に応じて次に掲げる災害写真・映像の撮影等を行う。

- ① 被害状況、災害対策活動等災害に関する写真
- ② 他の機関等が撮影した災害写真の収集
- ③ 災害応急対策に必要な災害写真の災害対策本部への掲示
- ④ 他の機関等から依頼があった場合における写真の提供

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

7 住民に対する広報

(1) 避難所等への情報提供

避難所、応急仮設住宅（借上げを含む）、在宅被災者、帰宅困難者等に対する情報提供ルート の 確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ① 情報提供ルート：避難所巡回員等
- ② 伝達手段：掲示板、広報資料、広報紙、CATV（自主放送）、戸別受信機、衛星電話、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

(2) 障がい者・高齢者等に対する情報提供

障がい者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルート の 確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ① 情報提供ルート：社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ② 伝達手段：広報資料、広報紙、CATV（自主放送）、戸別受信機、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

(3) 市外避難者への情報提供

市外に避難した者に対する情報提供ルート の 確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ① 情報提供ルート：県、避難先市町村との連携等
- ② 伝達手段：広報資料、広報紙、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

第3 各種相談の実施

被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を一括聴取、整理し、担当部にて、その解決を図る。

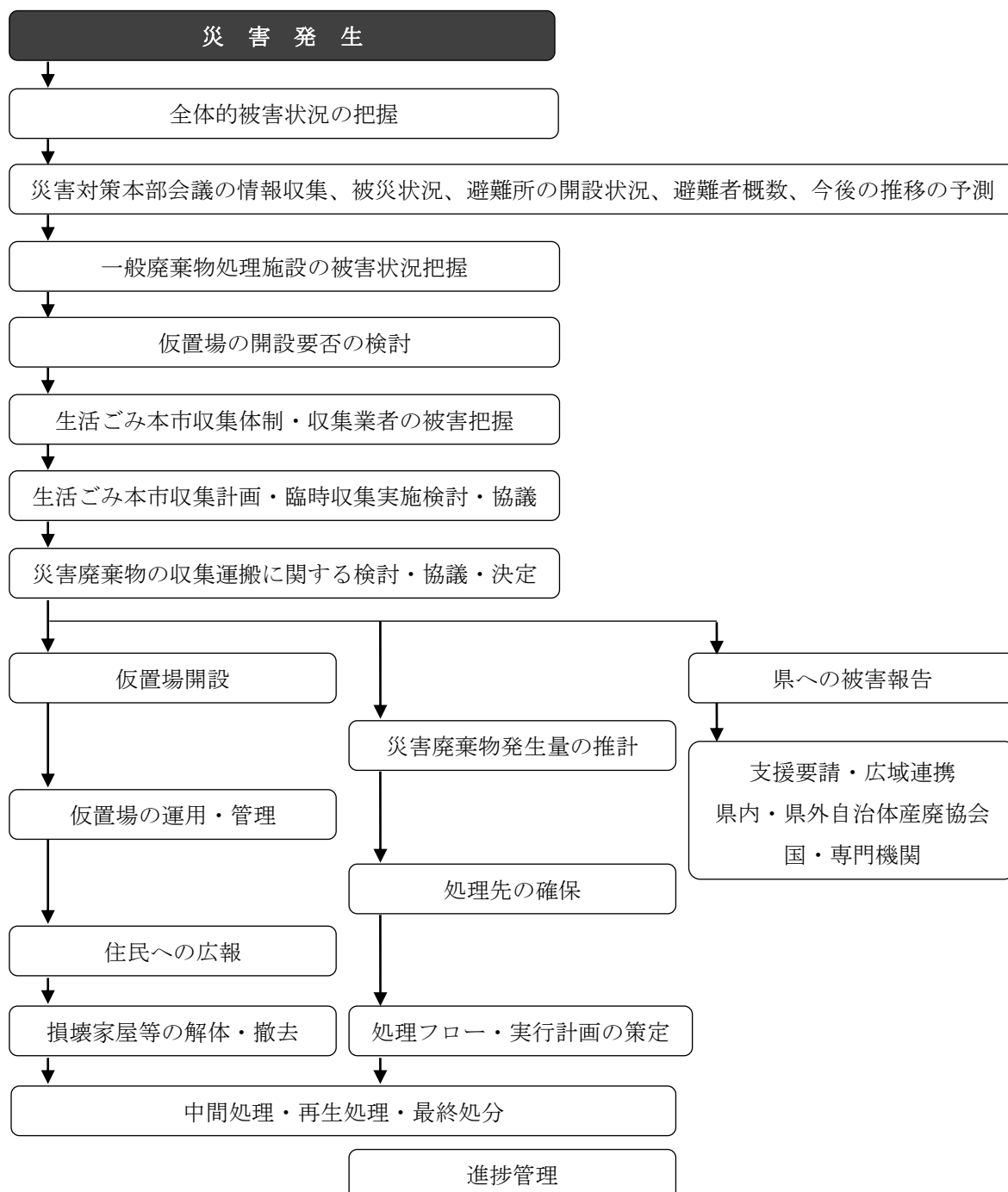
第17節 ごみ処理対策の実施

【廃棄物処理班】

災害廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全に努める。また、廃棄物の収集運搬車両は緊急通行車両として位置付ける。

また、地震被害想定における避難者数、建物全壊・半壊数等を勘案しながら、ごみ処理対策を予め定めておく。

第1 ごみ処理対策の流れ



第2 災害廃棄物処理

1 処理主体

市は、災害廃棄物を含む一般廃棄物の処理責任を有しており、市内で保有する資機材、人員、廃棄物処理施設を最大限利用し、極力自区域内において災害廃棄物の処理に努める。

2 処理体制

平時の一般廃棄物処理（し尿除く）は事務組合を構成し実施しており、災害時においても事務組合と連携して災害廃棄物処理に努める。なお、資機材、人員、廃棄物処理施設等の確保において、市単独での処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

3 処理方法

仮置場への搬入時における分別を十分に行い、再資源化することにより、廃棄物の減量化を図る。

4 処理期間

発災から概ね2年以内の処理を目指し、最長3年以内で処理を終えることを目標とする。

5 廃棄物処理施設の応急復旧

速やかな復旧を図るため、平時から施設の点検、補修体制を構築しておくとともに、補修に必要な資機材、部品、燃料等を備蓄しておく。また、被災状況により専門業者による補修等が必要な場合は、復旧までに要する期間に応じ、県に応援を要請する。

※ 詳細については、「南あわじ市災害廃棄物処理計画」参照

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

「6-6 災害時使用検討地リスト（応急仮設住宅建設地など）」

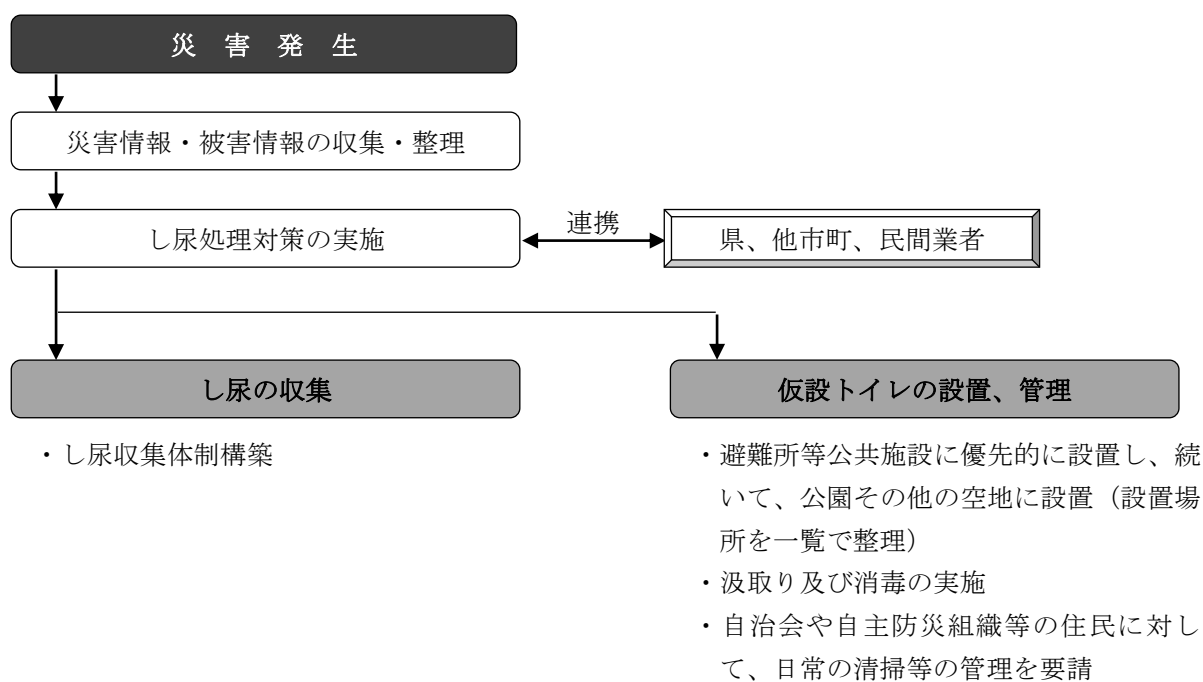
第18節 し尿処理対策の実施

【トイレ班】

被災地におけるし尿の収集処理業務を適切に行い、環境衛生の万全を期する。

し尿の収集運搬車両は緊急通行車両として位置付ける。

第1 し尿処理対策の流れ



第2 し尿処理対策

トイレ班は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、仮設トイレの設置・管理、トイレカーの配備、汲取車両によるし尿の収集及び処理を行う。

また、トイレ班は、市単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。

1 避難所等の避難人員・場所の確認及び仮設トイレの必要数の把握

トイレ班は、避難所等の避難人員及び場所並びに上水道の被害・復旧見込み及びし尿施設の被害状況と稼働見込みを確認する。これらの状況を勘案のうえ、避難所等への仮設トイレ設置の必要基数、トイレカーの配備箇所を検討して設置する。

なお、平時から仮設トイレを備蓄して確保しておくとともに、設置した際には清掃等の維持管理体制の整備に努める。

2 仮設トイレの衛生対策

仮設トイレの維持管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、公衆衛生上、十分な配慮をする。

3 汲取車両の確保及び仮設トイレの管理

仮設トイレの汲取りは、汲取り許可業者に仮設トイレの設置場所一覧を提供し、汲取り及び清掃を依頼する。

また、設置場所の管理者、自治会や自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

4 県への応援要請

市は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、市単独では処理能力が不足する場合など対応が困難な場合、県に応援要請を行う。

※ 詳細については、「南あわじ市災害廃棄物処理計画」参照

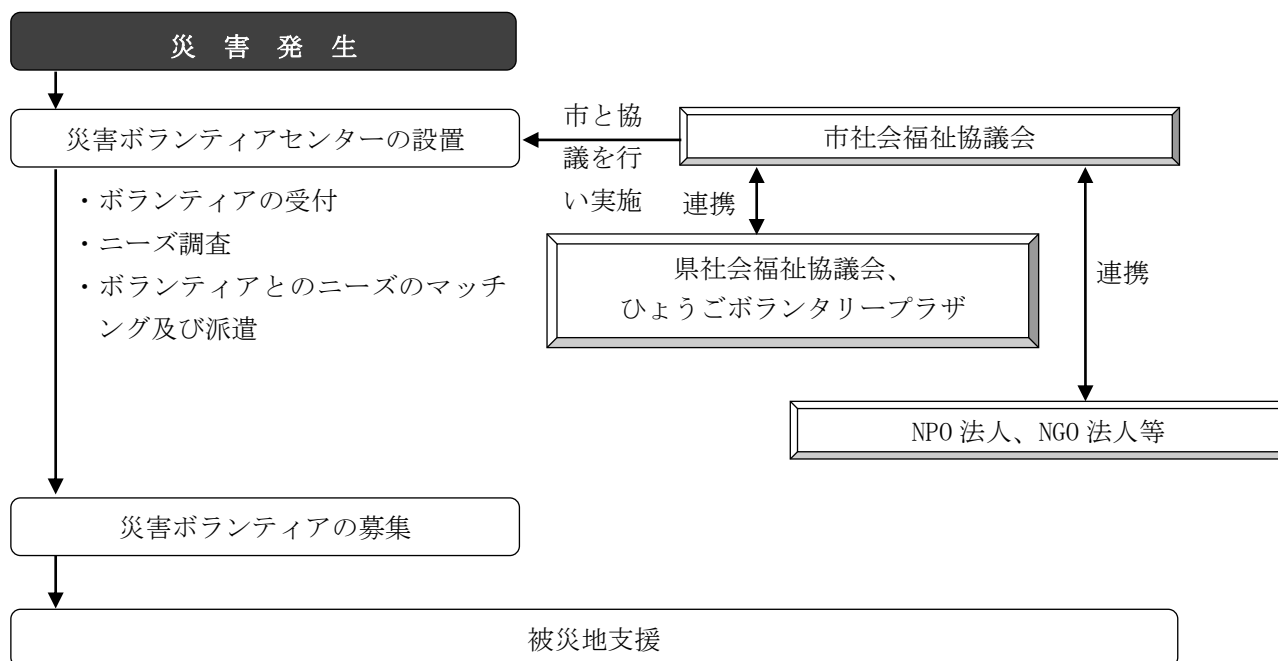
※ 資料編 「5-1 し尿収集運搬許可業者」

第19節 災害ボランティアの受入れ

【ボランティア班、市社会福祉協議会】

災害時の応急対策活動において、ボランティアが被災者の救護、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて大きいことから、その受入体制を整備する。なお、詳細は、市社会福祉協議会の「災害救援マニュアル」による。

第1 災害ボランティアの受入れの流れ



第2 受入体制の整備

1 応援内容及び資機材の整備

市及び市社会福祉協議会は、平常時から県社会福祉協議会、ひょうごボランティアプラザとの連携を持ち、災害時におけるボランティアコーディネーターの養成や受入計画及び受入体制を定め、応援を求める作業内容を明らかにするとともに、作業実施に必要な物資・資機材の確保に努める。

名 称	住 所	電 話
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	TEL 078-242-4633 FAX 078-242-4153
ひょうごボランティアプラザ	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階	TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

2 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 市及び市社会福祉協議会は、市が市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき、又は市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したとき、災害ボランティアセンターを設置するとともに、特に被害の大きい地域に災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したときには、市の指定する場所に災害ボランティアサテライトセンターを設置する。

なお、県、神戸市及び県からの事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

名 称	住 所	電 話
南あわじ市ボランティアセンター	広田広田1064番地	TEL 0799-44-3007 FAX 0799-44-3037

- (2) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの募集を行い、災害ボランティアの受け入れ、ニーズ調査及びニーズに応じた派遣等を行う。

3 関係団体との協力体制

- (1) 市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

- (2) ひょうごボランティアプラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連携会議」、市社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等との連携などにより、ボランティアセンターの支援を行う。

4 災害ボランティアの受入れ・派遣にあたっての基本事項

- (1) 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- (4) ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- (6) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- (8) 市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- (9) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。

第3 ボランティアの活動内容

救援物資の受入れ、仕分け作業、在庫整理、荷出し、積載等ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動項目	活 動 内 容 等
物資の仕分け	① 救援物資等の物資集積・配送拠点、避難所及び公共施設での住民並びに他市町村からの物資の受入れ並びに搬入作業 ② 物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ③ 必要物資・数量の把握及び本部との調整、避難者への公平・適切な配布
物資の搬送	① 救援物資等の物資集積・配送拠点を中心とした配送及び地域拠点から避難所等への配送 ② 輸送手段及び要員等の計画・確保
物資の寄贈	民間団体等からの物資提供

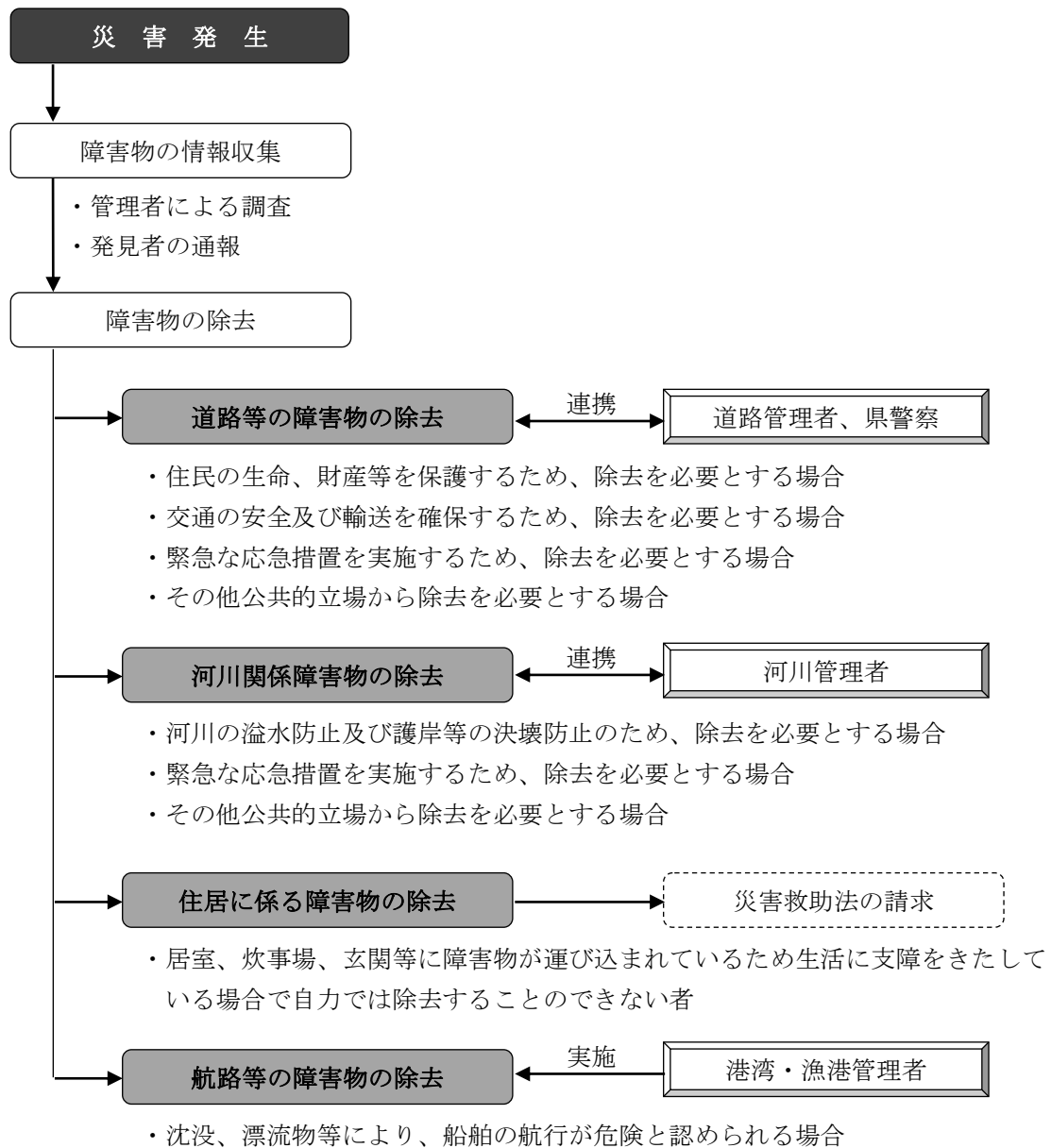
活動項目	活 動 内 容 等
避難所の運営	① 指定施設、緊急的に設営した施設等での活動 ② 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ③ 避難所の自立のための情報提供・援助及び避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ④ 問合せ等への対応
炊 き 出 し	① 炊き出しの拠点施設、避難所等での活動 ② 炊き出しのための物資の調達及び必要量の把握
救護所の運営	① 避難所及びあらかじめ指定した場所及び緊急的に設営した施設等での活動 ② 医療関係者への協力並びに医療物資の搬送、調達及び管理
医 療 ・ 治 療	① 救護所開設、避難所回診等及び負傷者の介護・支援 ② 救護所・避難所での避難者の治療及び高齢者等の健康チェック ③ 在宅者（負傷者・高齢者等）への対応及び健康チェック ④ 在宅居住被災者への支援
介 護	① 避難所・救護所等の負傷者の介護、簡易治療及び高齢者等の健康チェック ② 在宅負傷者等への対応及びその他相談への対応
介 助 ・ 支 援	① 避難所・救護所等の負傷者、被災者及び高齢者等の介助 ② その他負傷者・高齢者等要配慮者に対する介助活動、健康チェック及び相談への対応
被災者の受入れ	高齢者・障がい者等要配慮者で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象とした受入れ
情報伝達・広報	避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡、広報、広報紙配布等
情 報 収 集	① 災害発生地域の被害調査、不足品調査その他緊急に必要な措置、物資等の調査 ② 避難所内及び災害発生地域での被災者情報・避難所情報等の収集並びに災害対策本部への連絡
復 旧	個人宅の泥かき、畳上げ、ごみの運搬補助、集約所の分別、住宅の清掃

第20節 障害物の除去

【輸送ルート確保班、二次災害防止班】

災害によって発生した住宅、道路及び河川等における障害物の除去等について定める。

第1 障害物の除去の流れ



第2 障害物の情報収集及び危険回避措置

1 情報の収集及び提供

道路管理者、市等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うにあたり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は、各防災関係機関に情報を提供する。

2 市における情報の収集

住民等からの通報による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により、障害物の概要を把握する。

第3 道路等の障害物の除去

1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、除去を必要とする場合
- (2) 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

- (1) 道路管理者は、自らの組織、労力及び機械器具を用いて実施するが、労力、機械等が不足する場合は、民間業者等の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限る。
- (3) 障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

3 障害物除去の優先順位

- (1) 災害の拡大防止及び人命救助に必要な道路
- (2) 緊急輸送道路に使用する道路
- (3) 不通により住民の生活に著しい支障のある道路
- (4) その他必要と認める道路

4 他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連携をとり、協力して効率的に行う。

5 市道等における障害物の除去

市道等及び市管理の農道及び林道における障害物の除去については、輸送ルート確保班が除去を行うとともに、必要に応じて、災害協定により南あわじ市建設業安全・安心協力会に応援を要請する。

緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

6 道路管理者等（道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者）自らによる車両等の移動

道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとる。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することができ

第4 河川関係障害物の除去

1 障害物除去の対象

- (1) 河川の溢水防止及び護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

河川管理者は、被害状況に応じて、民間業者等の協力を得て効果的な方法により除去する。

第5 住居に係る障害物の除去

障害物の除去については、基本的に、所有者の責任において実施する。ただし、生命の危険があつて緊急を有する場合、又は自らの資力をもって除去することができない場合は、下記のとおり実施する。

1 障害物除去の方法

- (1) 比較的小規模なものについては、自らの組織及び機械器具を用いて実施するが、機械等が不足する場合は、民間業者等の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、現状回復ではなく、応急的な除去に限る。
- (3) 障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

2 災害救助法の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費用の限度額	1世帯138,300円以内
期 間	災害の発生日から10日以内

第6 航路等の障害物の除去

港湾・漁港管理者は、その所管する港湾・漁港区域内の航路等について、沈没、漂流物等により、船舶の航行が危険と認められる場合には、速やかに障害物の除去に努める。

第7 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

第21節 ライフラインの応急対策の実施

【関西電力(株)、関西電力送配電(株)、兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)、淡路広域水道企業団、下水班】

公共施設及びライフラインとして重要な電気、電話及び水道施設が、災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、通電による火災等二次災害を防止する。

第1 電力の確保

災害により電気の供給が停止、又は停止するおそれがある場合、関西電力送配電(株)淡路配電営業所は次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
関西電力送配電(株) 淡路配電営業所	洲本市山手2-3-28	TEL：0800-777-3081

1 防災体制

(1) 対策組織の設置

① 地域における防災体制

関西電力送配電(株)の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア 神戸地域非常災害対策総本部（以下、「総本部」）

イ 神戸地域送配電非常災害対策本部（以下、「送配電非対本部」）

ウ 神戸地域送配電警戒本部（以下、「送配電警戒本部」）

② 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。

a 神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合

b 神戸地域内に大津波警報が発表された場合

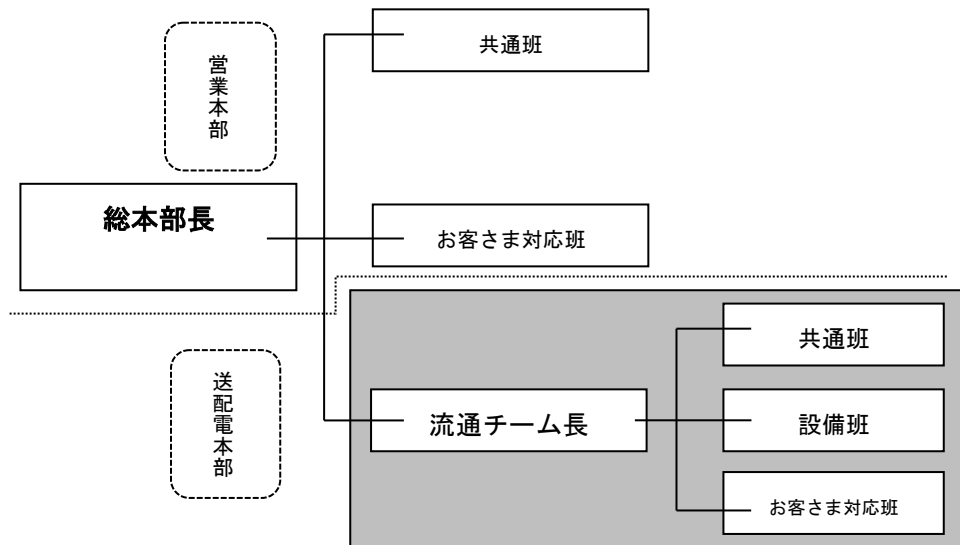
c 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

d 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合

イ 総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。

a 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあつて、発販部門

- 等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
b その他必要な場合



③ 体制の確立

関西電力㈱、関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。

イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(一般情報)

① 気象、地象情報

② 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

③ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(当社被害情報)

⑤ 電力施設等の被害状況及び復旧状況

⑥ 停電による主な影響状況

- ⑦ 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
- ⑧ 従業員等の被災状況
- ⑨ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力㈱の総務室長、地域にあっては関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編 第4章 第6節に定める広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- ② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力㈱及び関西電力送配電㈱と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

9 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業にあたっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

本店及び地域の非常災害対策総本部長は、津波の来襲に備え、次の事項を実施する。

(1) 情報伝達、避難誘導

気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員及び作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。

なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

(2) 津波からの避難

津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いでより高い安全な場所に避難することを原則とする。

その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。

(3) 津波来襲に備えた措置

津波警報が発令された場合、火力発電所及び浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検及び巡視を実施する。

① 安全措置

ア 高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止

イ 津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖

ウ 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

② 緊急点検及び巡視

ア 転倒又は移動するおそれのある設備の固定状況の点検

イ 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

避難区域にある仕掛け工事及び作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事及び作業を中断する。また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、上記①、②に準じた措置を実施する。

11 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置

複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

なお、この場合において、津波、余震等のおそれがなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施する。

(1) 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

12 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧用資機材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込

カ 宿泊施設、食料等の手配

キ その他必要な対策

② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施にあたり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

災害により家屋が倒壊し、プロパンガスに被害又は被害のおそれがある場合は、プロパンガス供給業者が、応急対策及び復旧活動を実施する。

1 災害時の応急措置

- (1) 被害状況を調査し、プロパンガス設備の安全点検を実施する。
- (2) 倒壊家屋からボンベを搬出し、二次災害の防止に努める。
- (3) 避難所等に代替燃料等を供給する。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況の調査に基づき、復旧計画を立てる。
- (2) 災害対策上、緊急に供給すべき施設から復旧工事を実施する。

3 災害時の広報

(株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容について、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

災害地区の市、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに湯おきのバルブを閉めるよう住民に伝達するとともに、LPガス販売業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

第3 電気通信の確保

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

1 災害対策本部の設置

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
西日本電信電話㈱ 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11	設備部災害対策室 TEL：078－393－9440 FAX：078－326－7363

2 応急復旧

(1) 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 自動発電機、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換装置等の実施
- ④ 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- ⑤ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用
- ⑥ 臨時・特設公衆電話の設置（各避難所への特設公衆電話回線引込は完了済）
- ⑦ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により、最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

通信の利用と広報活動について、次の措置を講じる。

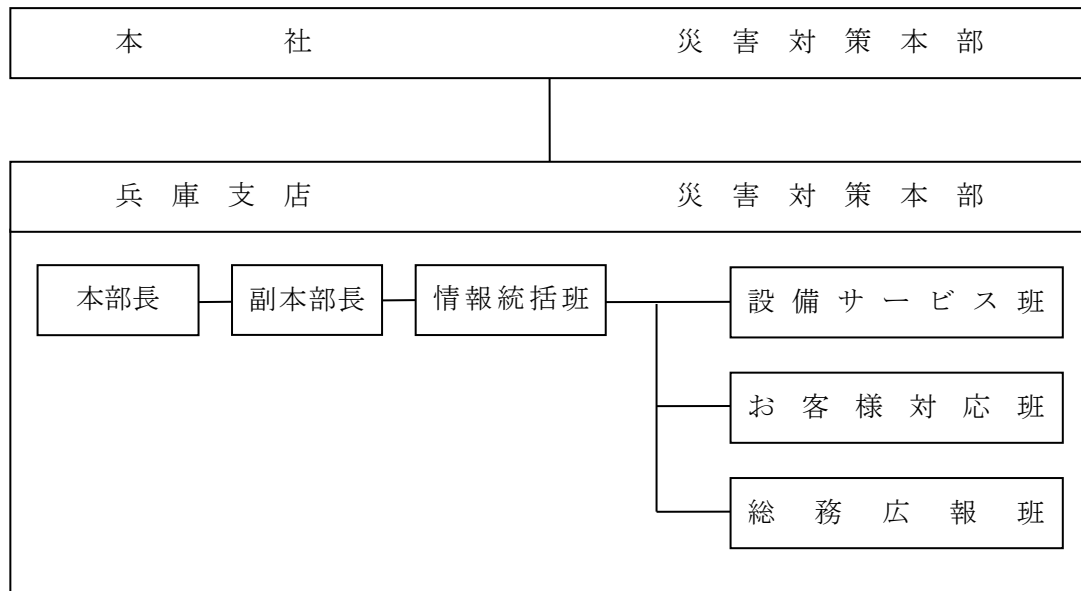
- ① 通信の利用状況を把握し、利用制限並びに通話時間の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。
- ③ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」での輻輳緩和の実施を行う。

※ 資料編 「9－1 災害用伝言ダイヤル及び伝言板サービスについて」

(5) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

(6) 災害対策本部の組織及び所掌事項



所掌事項

情報統括班	・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。 また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	・ユーザー対応
総務広報班	・社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、 兵站活動、報道対応

第4 水道の確保

1 災害時の応急措置

- (1) 浄水場施設、配水池、配水ポンプ及び配水管の被害調査をする。
- (2) 被害の状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講じる。
- (3) 民間工事業者の協力を得て、被害箇所の修理を行う。
- (4) 必要に応じて、仮設配管を施工して、応急給水に努める。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況の調査に基づき、復旧計画を立てる。
- (2) 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。

第5 下水道の確保

災害発生後、直ちに下水道の被害状況を調査するとともに早期復旧に努める。

1 災害発生直後の状況

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備及び管路等のシステム全体について、災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、平行して、応急対策を実施する。

(2) 他の自治体等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員、資機材が不足する場合には、他の自治体に対する広域的な支援の要請を行うとともに、民間事業者の協力を得る。

2 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあたっては、その緊急度を考慮し、工法、人員、資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

3 施設毎の応急措置

(1) 管路施設

- ① 管路の損傷等による路面等の障害を除去し、交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置を講じる。
- ② マンホール等からの溢水に関しては、排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(2) ポンプ場及び処理場施設

- ① 損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。
- ② ポンプ場、処理場等における土のう等による浸水防止措置

4 復旧作業の現状と見通し等の伝達

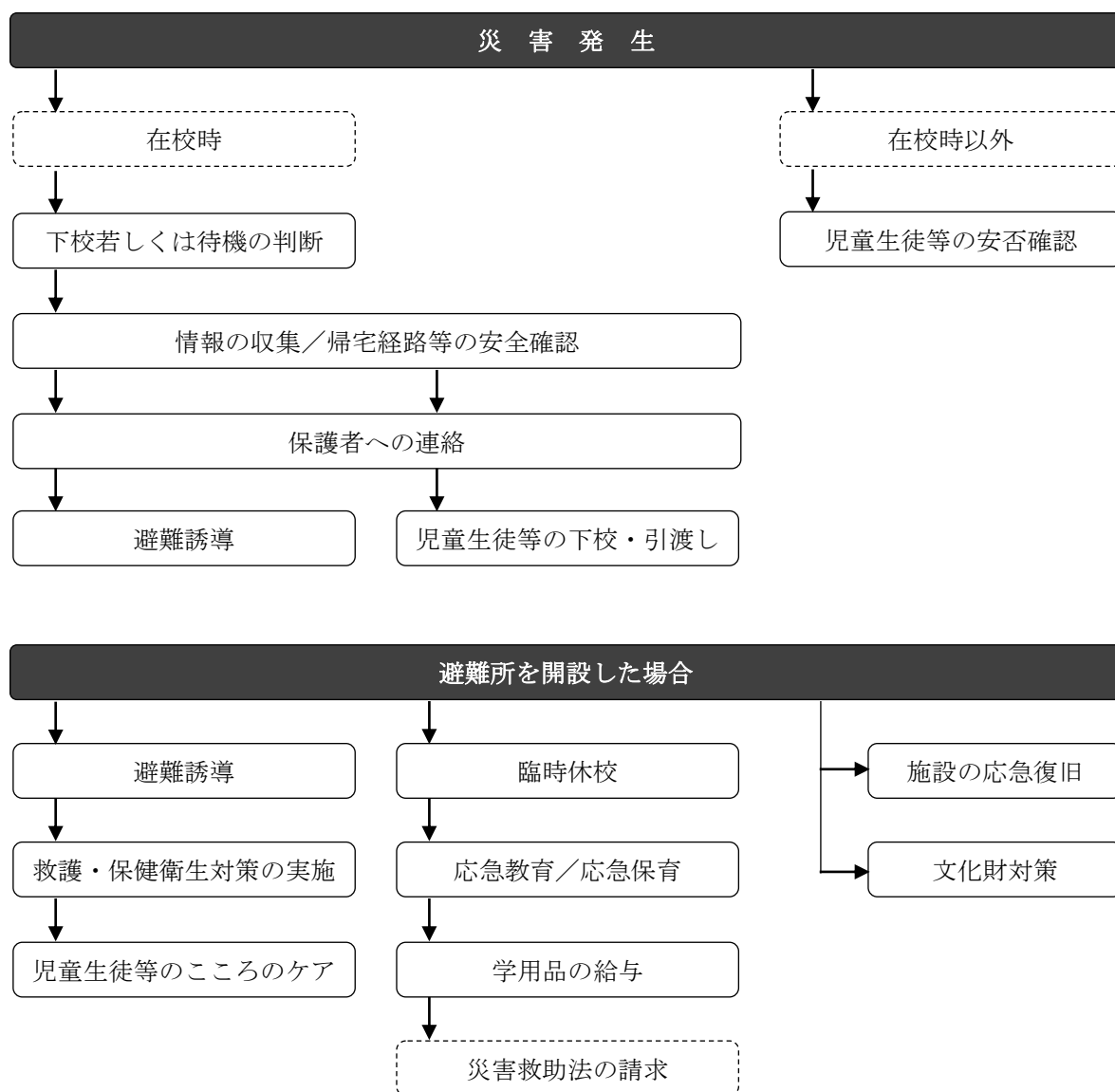
被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第22節 教育・保育対策の実施

【教育班、子育て班】

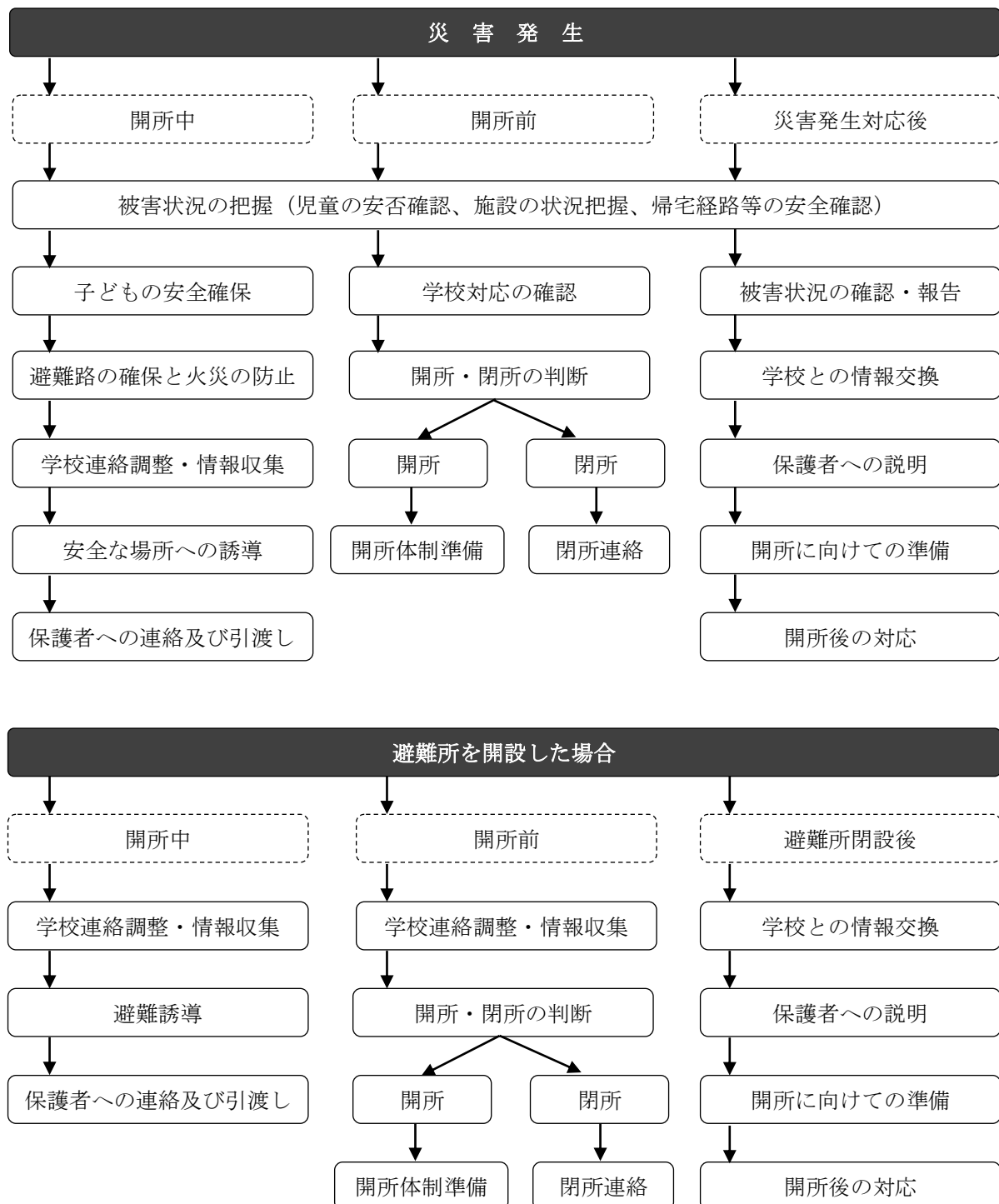
児童や小・中学生をもつ住民が、安心して生活再建のための活動に専念できるよう、応急的な教育や保育を実施する。

第1 教育対策の流れ



※ 保育所等の「保育対策の流れ」については上記に準ずる。

第2 教育対策の流れ（学童保育・放課後子ども教室）



第3 応急教育

【教育班】

1 応急復旧の実施機関

- (1) 教育施設の応急復旧の実施は市長が行う。
- (2) 指定を受けている文化財については、その所有者又は管理者において必要な措置を講じるものとし、教育班と連絡協議のうえ、必要な指示を行う。

2 応急教育

(1) 災害発生直後の措置

大規模災害が発生した場合、小・中学校では、次の措置を講じる。

また、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室において、学校等と連携・情報共有しながら、別途措置を講じる。

- ① 小・中学校の学校長は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。また、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室において、所管の長は上記と同様に指示を行う。
- ② 災害の規模、児童、生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。
- ③ 勤務時間外に災害が発生した場合は、教職員は、所属の小・中学校に参集し、市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあるため、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は市が自主防災組織と連携して行うこととし、学校は教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として、可能な範囲で協力する。

(3) 応急教育の実施

① 教室の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育を実施するための教室を確保する。

そのほか、学校長は、教育班と連絡し、施設や児童及び生徒の被害状況を確認のうえ次の措置を講じる。ただし、状況によっては災害対策本部との協議指導による措置をとる。この場合、教育班が、休校、授業短縮、二部授業及び分散授業等の措置を講じる。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の た め の 予 定 場 所
校舎の一部が被害を受けた場合	特別教室 体育館
校舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	住民の避難先の最寄の学校、公民館、公共施設 応急仮設校舎の設置

② 応急学級の編成

学校長は、応急教育計画を作成し、臨時の学級編成を行うなど、必要な措置を講じ、速やかに教育班に報告するとともに、児童、生徒及び保護者に周知する。

③ 教職員の確保

被害により、通常の授業に対する教職員数が不足するときは、応急の措置として、次の方法により行う。

ア 複式授業の実施

イ 昼夜二部授業

ウ 非常勤講師又は臨時講師の採用

エ 教育班の応援を求める。

④ 通学の安全確保

児童及び生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導を行う。

⑤ 救護・保健衛生

施設内における児童及び生徒の救護は、原則として、当該学校医、養護教諭等がこれにあたる。

学校医・養護教諭は、児童及び生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生に努める。

⑥ こころのケア対策

災害によって大きく生活の変化を余儀なくされる児童及び生徒の不安や心のストレスを取り除くため、相談やカウンセリングなどこころのケアの専門家や関係機関等の協力を得て実施する。

被災児童生徒への こころのケア	・ 教職員によるカウンセリング ・ 電話相談等の実施 ・ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携
教職員のこころの 健康管理	・ 災害救急医療チーム派遣制度の確立 ・ グループワーク活動の展開

第4 災害救助法の実施基準

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	住家の全（焼）壊、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童 1 人 4,700円以内

第5 給食の措置

- (1) 災害発生時には、特に衛生に留意し、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。
- (2) 次の場合には、園児、児童、生徒等に対する給食を一時中止する。
 - ① 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害援助のために使用された場合
 - ② 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
 - ③ 感染症、その他の二次災害の発生が予想される場合
 - ④ 給食用物資の入手が困難な場合
 - ⑤ その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

第6 文化財対策

【教育班】

指定を受けている文化財については、その所有者又は管理者において、必要な措置を講じるものとし、市は、必要に応じて現地確認を行う。また、県教育委員会と連絡協議のうえ、必要な指示を行うとともに、淡路教育事務所に報告する。

玉青館の所蔵品については、市職員において必要な措置を講じるものとし、淡路教育事務所に報告する。また、状況に応じて兵庫県博物館協会と連絡協議を行い、救援を求める。

第7 応急保育

【子育て班】

1 災害発生直後の措置

大規模災害が発生した場合、保育所（園）・こども園・幼稚園では次の措置を講じる。

- (1) 所長（園長）は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- (2) 災害の規模、園児及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合は、所長（園長）又は保育士等は所属の保育所（園）・こども園・幼稚園に参集し、市が行う災害応急対策・復旧活動に協力して、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

2 応急保育の実施

所長（園長）は、応急的な保育計画を作成し、臨時の園児編成を行うなど必要な措置を講じて、園児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には十分注意する。

3 その他の注意事項

(1) 幼児の救護保健衛生

施設内における園児の救護は、原則として、当該保育医等がこれにあたる。子育て班は、園児の健康診断、衛生指導等を行い、保健衛生に努める。

(2) 幼児のこころのケア

災害によって大きく生活の変化を余儀なくされる園児に対し、専門医と相談のうえ、こころのケアができるような医療体制の整備を促進する。

(3) 保育所（園）・こども園・幼稚園給食

災害時の給食については、子育て班で協議対応する。

(4) 保育士の確保

被害により保育士が不足するときは、応急措置として臨時の保育士の応援を求める。

(5) 通所（園）の安全確保

幼児の通所（園）の安全を期すための適切な措置と指導を行う。

第23節 警備対策の実施

【本部事務局、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、消防団】

第1 陸上警備の実施

災害警備については、南あわじ警察署等と緊密な連携のもと、災害対策基本法により、住民の生命、身体及び財産を保護して防災の任にあたるとともに、南あわじ警察署等に協力して、治安の維持、交通の確保及び犯罪の予防に努め、関係機関と緊密な協力連絡体制を築く。

また、災害時の状況によっては、交通確保のための協力機関として、交通安全協会、治安維持の協力機関として、消防団、防犯協会による班を編成し、安全確保を図る。

1 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、南あわじ警察署において、災害警備本部を設置し、関係機関との連絡を密にして警備にあたる。

2 警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じ次の活動を行う。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 気象情報等の収集及び伝達
- (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
- (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (7) 被災地等における安全で円滑な交通の確保
- (8) 被災地及び避難場所における犯罪の予防・検挙
- (9) 地域安全情報、地域関連情報の広報活動
- (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

3 消防団による警備態勢

消防団の権限による警備態勢をとるとともに、南あわじ警察署の要請により協力する。

第2 海上警備の実施

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、巡視船艇を現場海域に配備し、関係機関と連携し、被災者の救出、人員・救援物資の緊急輸送、被害状況の調査等の災害応急活動を実施する。

具体的な活動は次のとおりとする。

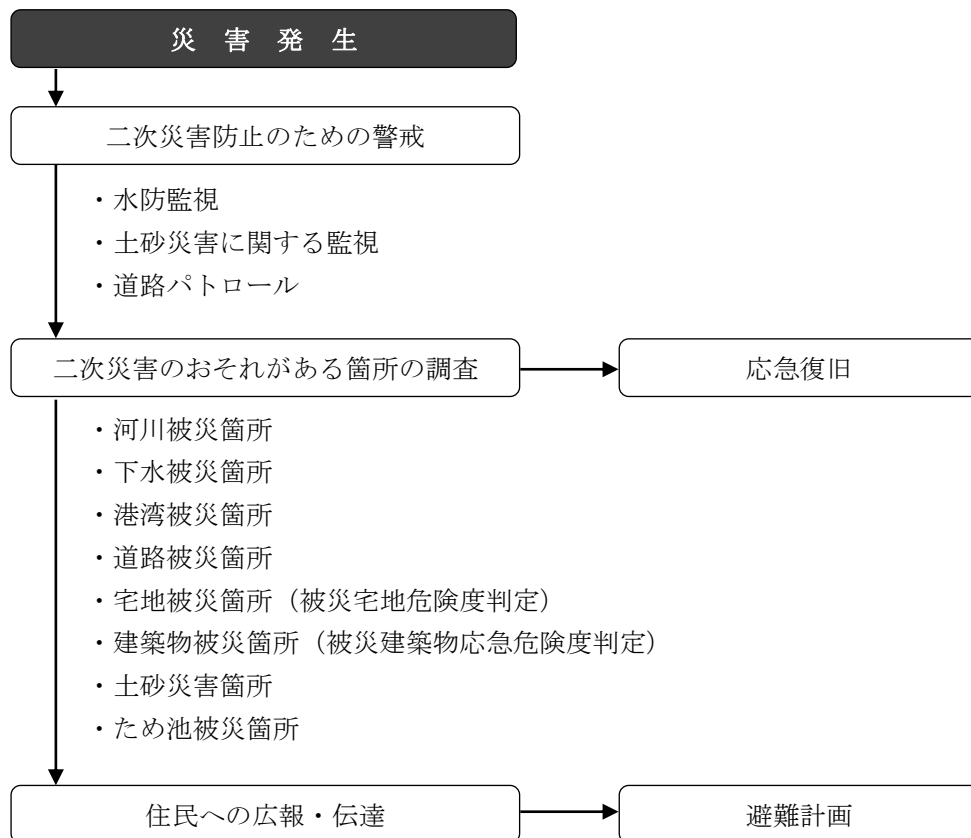
- (1) 被災者の救出
- (2) 人員・救援物資の緊急輸送

- (3) 海上災害に関する警戒及び警報等の伝達
- (4) 巡視船艇又は航空機による被害状況の調査
- (5) 行方不明者の海上搜索等
- (6) 潜水土による行方不明者の潜水搜索
- (7) 航路等の水深調査
- (8) 海上における犯罪の防止
- (9) 関係機関からの要請等による業務協力

第24節 二次災害の防止

【二次災害防止班、住まい対策班】

第1 二次災害の防止の流れ



第2 二次災害の防止

災害による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する二次災害の被害を防止するため、調査、復旧、広報、警戒及び避難のための実施方針を定める。

第3 二次災害の調査・応急復旧

災害発生後、集中豪雨や地すべり等によって発生する二次災害のおそれがある箇所を予想するための調査を行うとともに、応急復旧により災害防止対策を推進する。

1 災害直後に行う調査の対象箇所

- ・ 河川被災箇所
- ・ 下水被災箇所
- ・ 港湾被災箇所
- ・ 道路被災箇所
- ・ 宅地被災箇所
- ・ 建築物被災箇所
- ・ 土砂災害箇所
- ・ ため池被災箇所

2 危険予想箇所及び予想される危険

区 分	予 想 さ れ る 危 険
(1)河川 ①（2級河川）水防区域 ②（準用、普通河川）水防区域	護岸崩壊、道路崩壊等による浸水
(2)下水	浸水
(3)海岸	浸水
(4)道路 ①（公道）被災箇所 ②（私道）被災箇所	路面崩壊、落石、擁壁崩壊等
(5)宅地	擁壁崩壊等、石積崩壊等
(6)建築物	倒壊等
(7)土砂災害 ① 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地、土石流、地すべり） ② 山腹崩壊危険区域 ③ 地すべり危険箇所 ④ 土石流危険渓流 ⑤ 崩壊土砂流出危険区域	がけ崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべり等
(8)ため池	堤体、洪水吐崩壊

3 応急復旧

(1) 河川

危険が予想される箇所については、土のう積み等応急対策を実施する。

また、県、市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

(2) 下水

倒壊家屋及び護岸の崩壊等による雨水幹線の閉塞浸水や護岸宅地の浸食のおそれがある箇所については、倒壊家屋の早期撤去の指導や支保工、土のう等による応急措置を実施する。

なお、倒壊家屋の撤去や水路の応急復旧の困難な箇所については、可能な限り別ルートに仮バイパス水路を設置するとともに、本復旧工事を順次施工する。

(3) 海岸

本格復旧については、緊急度の高いものから、順次、工事着手し、早期復旧を行う。

(4) 道路

被災箇所（路面、橋梁等構造物の損傷）のうち、幹線道路、補助幹線道路、区画道路の通行障害箇所について応急措置として、路面補修、障害物除去を実施する。

また、法面崩壊等により、二次災害のおそれのある箇所について、通行規制や応急復旧工事を行い、緊急度の高いものから、順次、本復旧工事を実施する。

(5) 宅地

被災地を調査し、特に、二次災害のおそれのある箇所については、一定の要件のもと、ネット工事、土のう・シート張り、崩土・被害擁壁の除去及び切土、土留め柵工事の応急措置を行う。

(6) 建築物

災害により被災した建築物へ当面立ち入ることができるか否か、及び余震等による二次災害に対して安全を確保できるか否かの被災建築物応急危険度判定について、兵庫県や民間建築士等の協力を得て実施する。

(7) 空き家

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(8) 土砂災害

がけ崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべりのおそれのある箇所及び土砂災害（特別）警戒区域については、国・県に協力を要請し、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。

(9) ため池

被災したため池の農業用施設災害復旧工事を行う。このうち、緊急度の高いため池については、本格復旧及び応急工事に着手する。

第4 被災宅地危険度判定の実施

市は、県と協力し、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民への情報提供、二次災害の軽減並びに防止を図る。

市は、被災宅地の危険度判定を実施するための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

県は、市町の実施する危険度判定活動を支援するための被災宅地危険度判定支援本部を設置し、市町からの要請に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなどの支援業務にあたる。

第5 被災建築物応急危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定については、第4編「地震災害応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第7節「住宅対策計画」による。

第6 住民への広報・伝達

余震及び二次災害に関する情報を住民及び防災関係機関に周知させるための広報・伝達は、第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」による。

第7 警戒体制

二次災害防止のため、水防監視、土砂災害に関する監視、パトロール等を実施することにより、災害発生又は予想箇所の発見に努め、適切迅速なる対策を行う。

1 水防監視等

水防区域の水防監視等は、兵庫県水防計画及び水防活動要綱に基づき行う。

2 土砂災害に関する監視

(1) 土石流、地すべりの予想される箇所への監視

- ① 土石流が予想される箇所については、恒久対策を行うまでワイヤセンサー（土石流発生感知装置）等を設置し、監視を行う。
 - ② 地すべりの予想される箇所については、伸縮計・ひずみ計・傾斜計・地下水位計を設置し、監視を行う。
 - ③ 山崩れ・がけ崩れの予想される箇所については、国、県、市によるパトロール体制を整備する。
-

- ④ 急傾斜地等の場所でがけ崩れのおそれがある場合、住民への避難勧告・指示を速やかに行う。

3 道路パトロール

災害発生危険性が予測される場合、被災地区、主要幹線道路、その他沿道区域のパトロールを実施し、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害発生又は危険箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講じることにより、交通の安全を図る。

4 都市公園の緊急点検

緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施するとともに、速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告する。

5 危険物対策

危険物施設の立入検査等を実施するなど、必要により適切な措置を講じる。

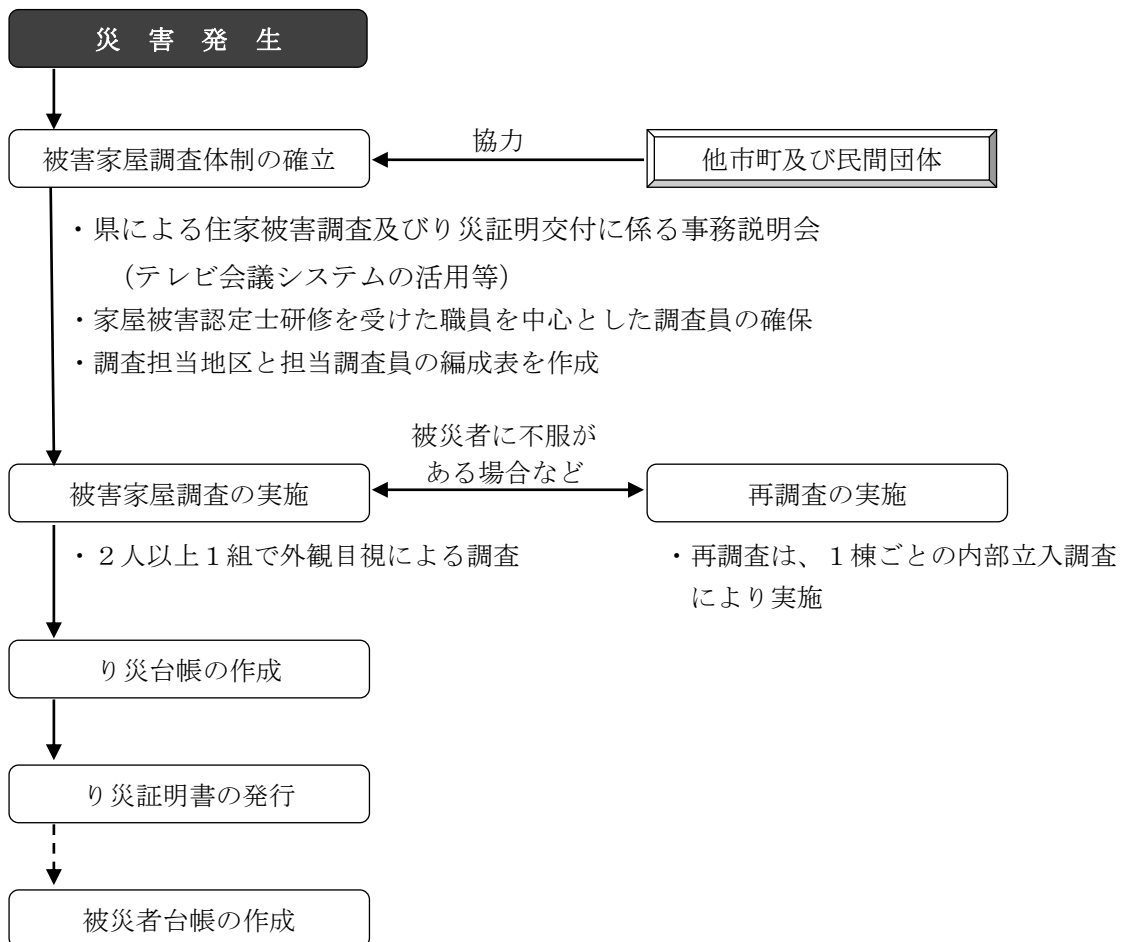
第8 避難計画

災害緊急時に際し、二次災害の予想される危険地域に居住する住民に対し、自主避難を促すとともに、さらに状況が悪化した場合は避難を指示し、安全に避難させる。

第25節 被災に関する証明の発行

【被害認定班】

第1 被災証明の発行の流れ



第2 リ災証明の発行手続き

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付する。

1 リ災証明の対象

リ災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する、災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水

2 被災家屋の判定基準

被災家屋の被害程度の認定基準は別に定める。

※ 資料編 「6-1 被害の認定基準」

3 リ災証明の流れ

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報をもとに、被害認定班は、次の準備作業を実施する。

① 家屋被害認定士研修を受けた職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、他市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後の概ね1ヶ月以内に実施する。

なお、災害発生日から概ね3ヶ月以内の期間であれば、再調査を申し出ることができる。

② 調査方法

被害家屋を対象に2人以上1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

③ リ災台帳の作成

固定資産税課税台帳、住民基本台帳等をもとに、リ災証明書の発行に必要な被害情報を入力し、リ災台帳を作成する。

④ リ災証明書の発行

市長は、リ災台帳をもとに、申請のあった被災者に対して、被災家屋のリ災証明書を

1世帯あたり1枚を原則に発行する。なお、証明手数料は徴収しない。

4 家屋被害認定士養成研修への参加

災害時において、家屋の被害調査に基づく、り災証明は、被災者支援施策に大きな意味をもつ。このため、調査員が認定する被害割合が統一化されなければならない。

県では、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を養成することにより、被害調査の迅速化と統一化を目的とした研修を実施しており、市は、職員の研修への参加を推進する。

第3 被災届出証明の発行

災害による住家以外の被害や住家の軽微な被害について、被災者からその事実の届出がある場合に、被災届出証明の発行を行う。なお、証明手数料は徴しない。

第4 被災者台帳の作成

市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

また、県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(被災者台帳に記載する事項)

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ・ 援護の実施状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 世帯の構成
- ・ り災証明書の交付状況
- ・ 市長が台帳情報を南あわじ市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

第4章 その他の災害の応急対策の推進

第1節 大規模火災の応急対策の推進

【本部事務局、淡路広域消防事務組合】

第1 消火活動の実施

消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

第2 相互応援協定の運用

隣接市町との防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

第3 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等よりの応援を求める。

第4 消防計画

大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、消防計画を定め、活動体制を確立する。

第5 住民等の活動

1 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

2 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努める。

第2節 危険物施設等の応急対策の推進

【本部事務局、淡路広域消防事務組合】

第1 危険物応急対策

災害時には、危険物による被害の発生が予想されるため、防災関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、応急対策を実施する。

消防機関は、被災地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握し、県、その他防災関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて、逐次、中間報告を行う。

被災の状況に応じて、災害広報、救急医療の手配、消防応急対策、避難及び交通応急対策を図るとともに、必要に応じて、住民に対して、避難及び給水の措置を講じる。さらに、県等の協力を得て、災害の原因究明に努める。

第2 プロパンガス等応急対策

災害によりガスボンベ、器具等の倒壊等が予想され、火災等の危険性が増大する。プロパンガス販売業者は、自主的に顧客先の安全性確保のため、早期に点検するなど応急対策に努める。

第3 毒物・劇物応急対策

災害による毒物又は劇物による被害を極力最小限にとどめるために、各毒物等の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

- (1) 状況により設備の緊急運転停止
- (2) 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出及び冷却散水
- (3) ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
- (4) 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- (5) 状況により防災要員以外の従業員の退避
- (6) 発災設備以外の設備の緊急総点検
- (7) 交通規制、船舶航行禁止措置

なお、保健衛生上の危害を生じることもあるので、消防署、警察署、さらに洲本健康福祉事務所にも届け出を行う。

第3節 突発重大事案の応急対策の推進

【本部事務局、淡路広域消防事務組合】

爆発事故、サリン等の大量放出等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案による災害から、住民を守るための各種応急対策について定める。

第1 突発重大事案発生時の対応

事故現場に出動した消防機関、警察、海上保安本部等の機関から突発重大事案発生との連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報する。

第2 現地災害対策本部の設置・機能

突発重大事案が発生した場合、状況によっては、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置し、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 広報
- (3) 防災関係機関の情報交換
- (4) 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- (5) 防災関係機関に対する応援要請
- (6) その他必要な事項